

第4期日田市地域福祉計画

令和7年3月
大分県日田市

はじめに

～地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくりを目指して～

本市の人口動態を見ると近年、減少の一途をたどっており、平成 17 年の市町村合併時と比べると 8 割にまで減少、高齢化も深刻な状況となっております。特に旧郡部では、その傾向が顕著に見られ、合併時と比べると、人口は当時の 6 割未満の水準にまで減少し、高齢化率も 52.3%と大変厳しい状況となっております。この傾向は今後も続く見込みとなっております。



近年ではこのような状況に、社会・経済活動が大きく制限された「コロナ禍」が拍車をかけ、一昔前と比べると、住民同士の交流の場も減るとともに、人々の意識も大きく変容しており、今一度、地域の力を引き出し、「まちの元気」を取り戻さなくてはならない時代に来ています。このような時代の大きな変化の中、住民の誰もが、生活の基盤となる住み慣れた地域で、住民一人ひとりが居場所と出番を持ち、今後も安心して暮らし続けるため、地域の人と人とのつながりに着目した取組が、ますます求められるようになってきていると感じています。

また、最近、「地域の中で、様々な生きづらさを抱えている方が、なかなか声を上げられず孤立してしまっているのではないか」あるいは、「ひきこもり、8050問題、ダブルケアなど、複合化・複雑化した問題が、地域の中で埋もれてしまっているのではないか」との声を聞くようになりました。

このような「声なき声」に寄り添うため、問題が深刻化してしまう前に、地域の網の目の気付きの力で早めの支援へとつなげること、さらに、支援にあたっては、障がい、介護、子どもなど、既存の縦割りの分野に捉われず、まるごと受け止める「断らない相談支援」や、支援関係者が連携してワンチームとして機能する「包括的な支援体制」の仕組みを構築する必要があると考えています。

このような社会的背景や課題認識を踏まえ、今般、福祉のグランドデザインとして「第4期日田市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、本市の地域共生社会の今後、目指すべき姿として、『地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり』を基本理念として掲げ、①住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”、②地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”、③様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”の3つのテーマで地域福祉を推進することとしました。

今後、本計画に基づき、日田のまち全体がもっと元気になれるように、地域住民一人ひとりが、どのような状況にあっても自分らしくそれぞれで役割を持ち、地域での暮らしの想いを実現するとともに、それぞれの立場を超えて人と人がつながり、支え合いながら暮らすことができる「福祉のまちづくり」に向けた取組を進めてまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました日田市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査の実施にご協力いただきました民生委員・児童委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

日田市長 椋野 美智子

目 次

第1章 地域福祉計画（第4期）の策定にあたって

第1節	第4期地域福祉計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画期間	4
第4節	計画策定までの取組	5

第2章 日田市の地域福祉を取り巻く状況と課題

第1節	日田市の概要	6
第2節	統計データから見る現状	7
第3節	前期（第3期）計画における取組内容	13
第4節	市民アンケート調査の結果（概要）	17
第5節	市民ワークショップの結果	22
第6節	日田市の地域福祉をめぐる現状と主な課題の整理（まとめ）	25

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	26
第2節	基本目標	26
第3節	重点的な取組	28
第4節	施策の体系	33

第4章 施策の展開

第1節	住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”	
基本施策1	福祉意識の醸成	34
基本施策2	地域福祉の支え手づくり	36
基本施策3	ボランティア団体等の育成・支援	38

第2節 地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、

地域の力を向上させるための“地域づくり”

基本施策1	地域交流の促進	40
基本施策2	生活環境の整備	45
基本施策3	安全・安心な地域づくり	47
基本施策4	地域福祉の基盤とネットワーク強化	49

第3節 様々な生きづらさを抱えた方が、

包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”

基本施策1 包括的な相談支援の強化	53
基本施策2 権利擁護の推進	59

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	64
2 計画の広報	64
3 計画における取組状況の中間把握	64

資料

地域福祉に関連する制度の動き	66
SDGs（持続可能な開発目標）との関係	67
日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	68
第4期日田市地域福祉計画策定委員名簿	70
第4期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果	71

第1章 地域福祉計画（第4期）の策定にあたって

第1節 第4期地域福祉計画策定の趣旨

本市の人口は、平成17年3月の市町村合併時の76,364人から、少子高齢化の進行に伴って減少し、平成25年12月には7万人を切り、令和6年9月30日現在で60,339人となっており、今後も、人口減少と少子高齢化が進むことが予測されています。

このような少子高齢化や過疎化の進行は、地域社会の支え手の減少を招き、地域の活力の低下や持続可能性を脅かしています。また、最近では、地域住民のライフスタイルの多様化、意識変容が進むとともに、「コロナ禍」を経て、住民同士の交流の場が減少することにより、地域のつながりがより低下し、こうした地域の中では、孤立してしまい周囲の誰にも相談できず、適切な支援に結びつかない深刻なケースも浮き彫りになっています。例えば、長期間のひきこもりをしている50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け、将来に対する不安を抱える問題「8050問題」や、介護と育児に同時に直面する世帯の課題「ダブルケア」など、複雑・複合化したケースが表面化しています。

このような中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが求められています。

今般、策定する第4期日田市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）では、令和2年に策定した第3期日田市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）における行動指針「一人はみんなのために、みんなは一人のために、支えあう輪を広げ、安心してともに暮らせるまちをめざして」の理念を継承しながら、一人ひとりの可能性に着目し、地域において、誰もが生きがい・役割を持ちながら、自分らしく生きることができるよう、人と人がつながり、安心して暮らすことができるまちを目指して、取組を進めていきます。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



第2節 計画の位置付け

① 法的根拠・他の計画との関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として市町村が策定する計画です。

○社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

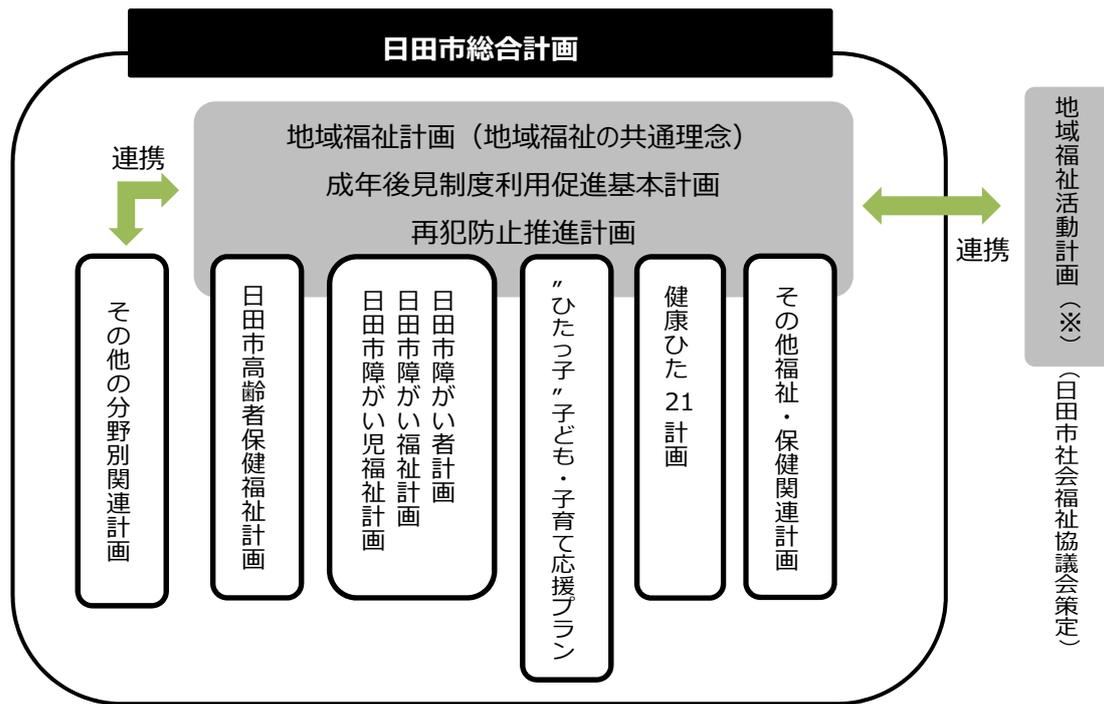
(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画は、「日田市総合計画」を最上位計画としながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画であり、関連する市の福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定します。

なお、第3期計画より、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しており、第4期計画から新たに、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し策定します。



(※)「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている市町村社会福祉協議会が策定する計画で、地域住民、住民組織、様々な関係団体などが行う自主的な地域福祉活動などへの支援やその活動への参加促進を図るための計画です。

いずれの計画も地域福祉の推進という共通の目的をもっているため、お互い連携・連動しながら策定し、取組を進めていきます。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

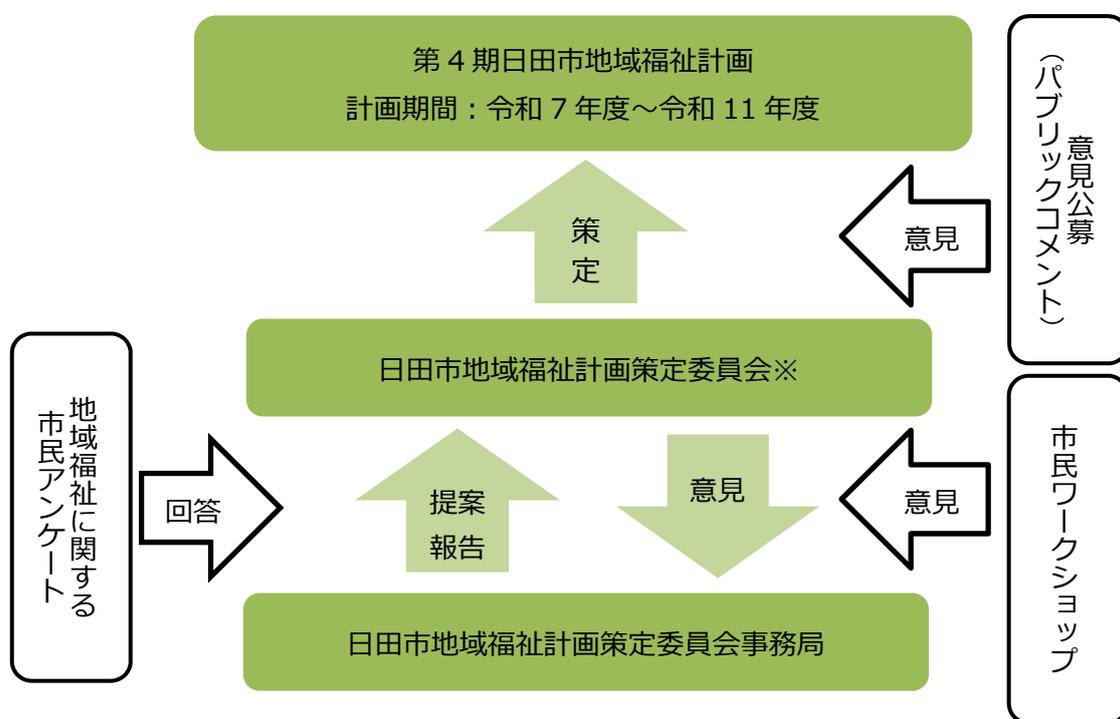
〈日田市の主な福祉関係計画の期間〉

年度 (西暦)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
総合計画	第6次(2017年度～2027年度)							
総合計画(基本計画)			第3期(2024年度～2027年度)					
地域福祉計画	第3期 (2020年度～2024年度)			第4期(2025年度～2029年度)				
成年後見制度利用促進 基本計画	第1期 (2020年度～2024年度)			第2期(2025年度～2029年度)				
再犯防止推進計画(新規)				第1期(2025年度～2029年度)				
地域福祉活動計画(社協)	第3期(2022年度～2026年度)							
高齢者保健福祉計画			第9期 (2024年度～2026年度)					
障がい者計画		第4期(2023年度～2028年度)						
障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)			第7期(第3期) (2024年度～2026年度)					
子ども・子育て応援プラン				第3期計画(2025年度～2029年度)				
健康ひた21計画 (食育推進計画)				第3期計画(2025年度～2029年度)				
自殺対策計画				第2期計画(2025年度～2029年度)				

第4節 計画策定までの取組

本計画の策定にあたっては、市民から無作為に抽出した1,100名を対象にアンケート調査を実施し、地域の課題、住民福祉に対する市民の意識などの状況を把握しました。さらに、地域住民の声を直接お聞きし、地域福祉に関する現状・課題の分析をより深めるため、市民ワークショップを開催しました。

これらの課題について、学識経験のある方、医療・保健・福祉の関係者、職域・住民組織団体の代表者、関係行政機関の職員及び一般公募による市民で構成する、「日田市地域福祉計画策定委員会」において検討した後、パブリックコメントの意見を踏まえて第4期日田市地域福祉計画を策定しました。



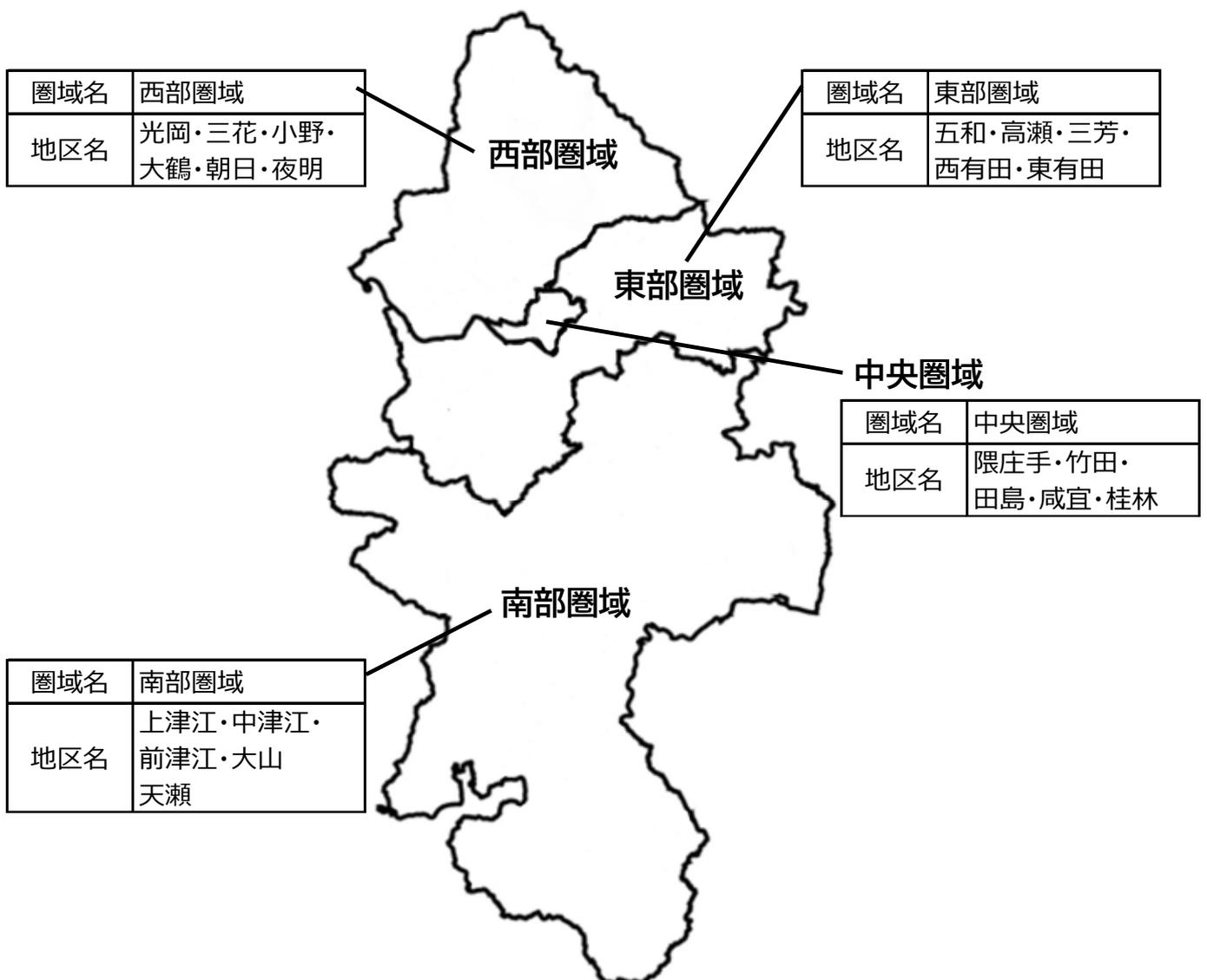
※策定委員会の構成については、巻末資料に掲載

第2章 日田市の地域福祉を取り巻く状況と課題

第1節 日田市の概要

日田市は北部九州のほぼ中央部、大分県の北西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域です。また、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が日田盆地で合流し、筑後・佐賀平野を貫流しながら、流域住民と福岡都市圏住民の生活と産業を潤しています。

気候は内陸特有の性質を示し、寒暖の差が大きく、雨量の多い地域です。そのため、本地域は年間を通して気温差が大きく、四季の移ろいがはっきりしているのが特徴です。



日田市では「高齢者保健福祉計画」において、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人、地域とのつながりを失うことなく、支援を受けながら生活することを目的に、地域の成り立ちや特性、人口、介護二一ズや介護保険事業所数等を踏まえ、4つの日常生活圏域を設定しています。

第2節 統計データから見る現状

(各年の3月31日時点数値)

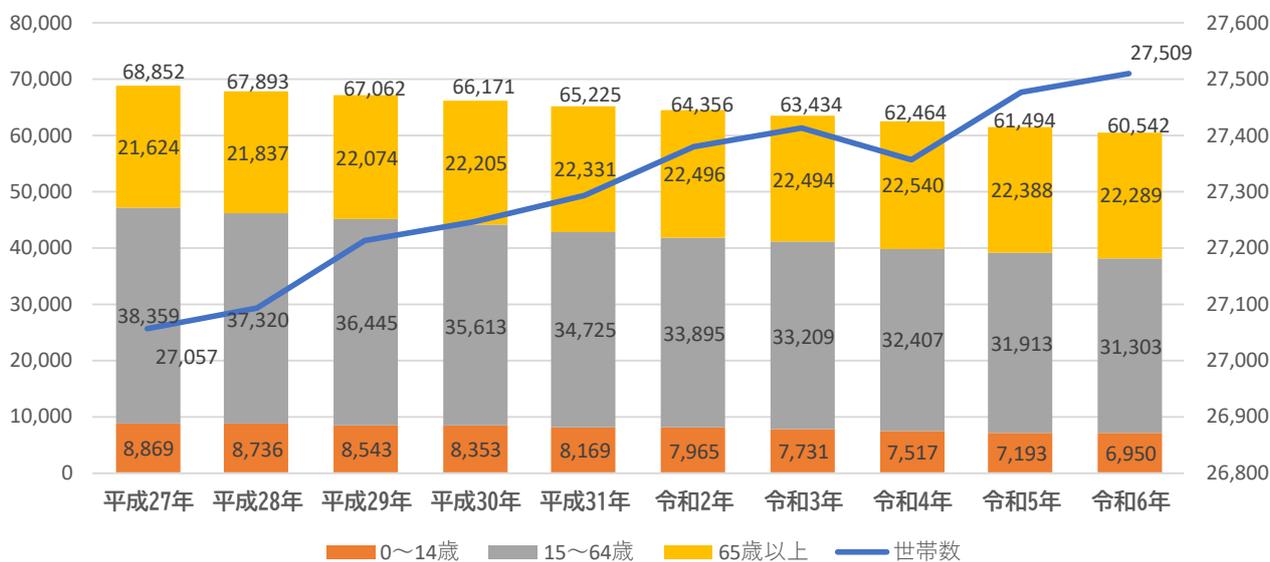
※②は「福祉の現況」に基づく数値

① 人口の状況

(1) 人口の推移

人口の推移（年齢3区分別）

(単位：人、世帯)



(住民基本台帳による数値)

旧日田市および旧日田郡の人口推移

(単位：人)



(住民基本台帳による数値)

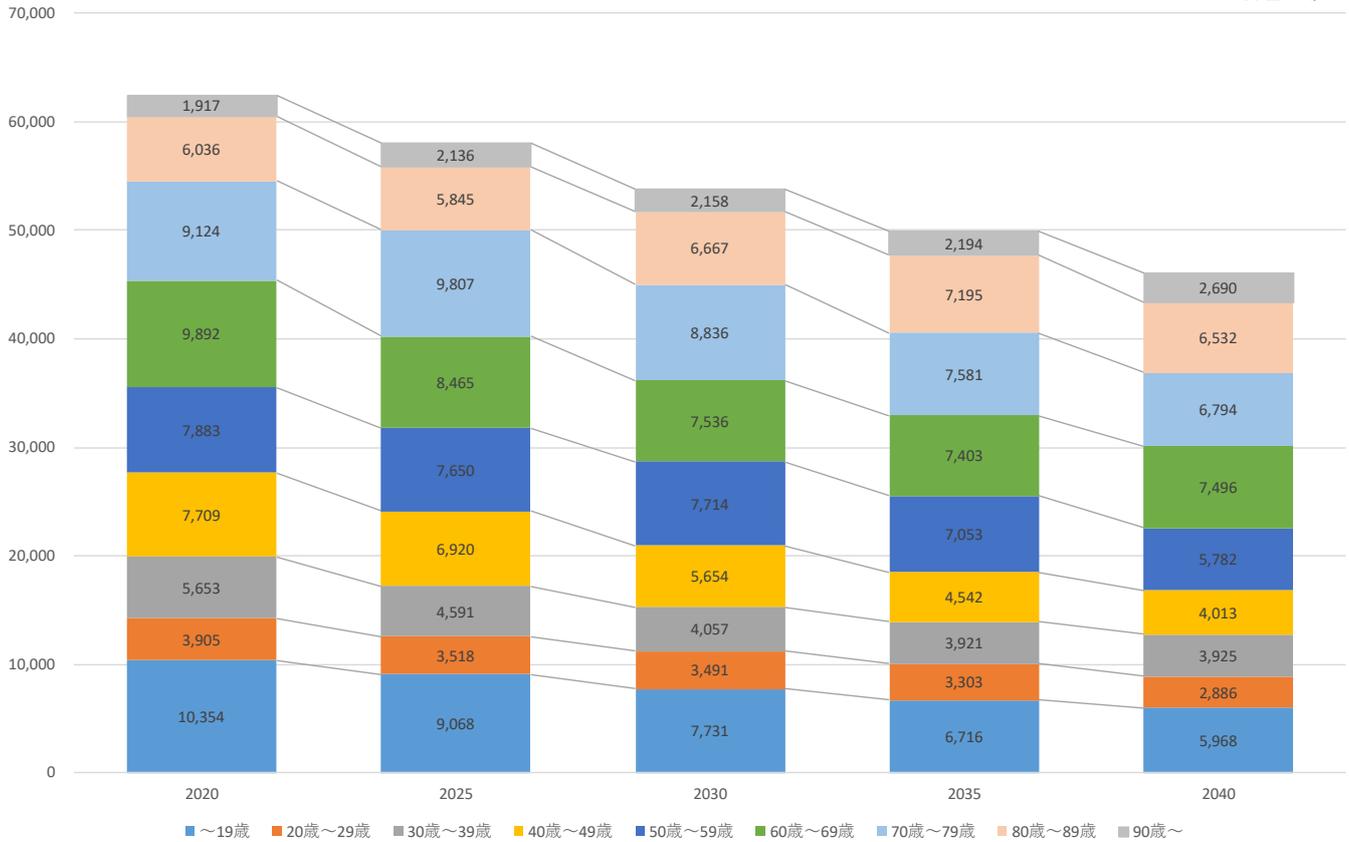
本市の人口は、市町村合併後の75,970人から年々減少し続け、平成25年12月には7万人を割り、令和6年3月末現在では、60,542人となっています。特に旧日田郡地域では、市町村合併直後14,316人（平成17年3月末）と比べ、8,128人（令和6年3月末現在）と56.7%まで減少しています。

年齢を3区分に分けた割合でみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し続けており、65歳以上の高齢者人口は令和5年以降、減少傾向に転じています。

(2)人口将来推計

世代別人口の推計

(単位：人)



(国立社会保障・人口問題研究所による推計値 (令和 5 年推計))

本市の人口推計を世代別にみると、80 歳以上の人口は増加傾向にある一方で、その他の世代は減少傾向が続くと推測されます。特に~19 歳、40 歳~49 歳では大きく減少傾向にあります。

② 福祉を取り巻く状況

(1) 高齢者の状況

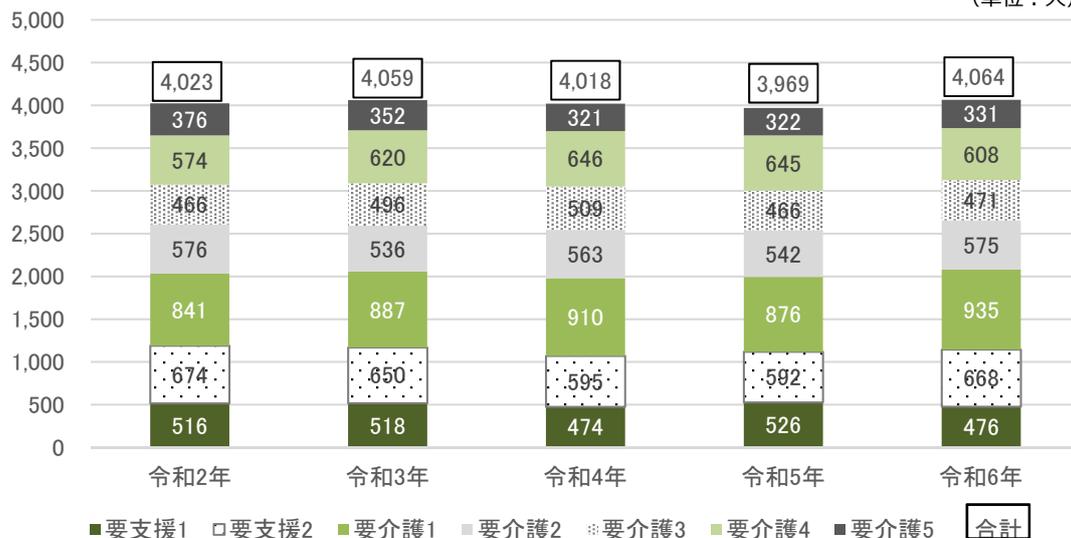
(1) 高齢化率の推移

(単位：人、世帯、%)

区分	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口(A)		64,356	63,434	62,464	61,494	60,542
65歳以上人口(B)		22,496	22,494	22,540	22,388	22,289
75歳以上人口		11,964	11,735	11,818	12,002	12,250
65歳以上高齢者のいる世帯		15,595	15,590	15,656	15,635	15,618
うち65歳以上の高齢者のみの世帯		9,263	9,431	9,640	9,850	10,097
うち一人暮らし高齢者世帯(C)		5,429	5,514	5,675	5,852	6,052
高齢化率(%) (B/A×100)		34.96	35.46	36.08	36.41	36.82
一人暮らし率(%) (C/B×100)		24.13	24.51	25.18	26.14	27.15

(2) 要介護・要支援者の推移

(単位：人)



(数値：日田市高齢者保健福祉計画第8期・第9期より)

【認知症高齢者の推計】	令和2年(第8期)	令和5年(第9期)
「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上	2,120	2,399

※要介護認定データを基に算出(要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない)

※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上

…日常生活に支障をきたすような症状・行動や疎通の困難さが見られても、誰かが注意すれば自立できる状態

65歳以上の高齢化率は、令和6年3月末現在で36.82%と年々増加しており、今後も上昇していくことが予想されます。

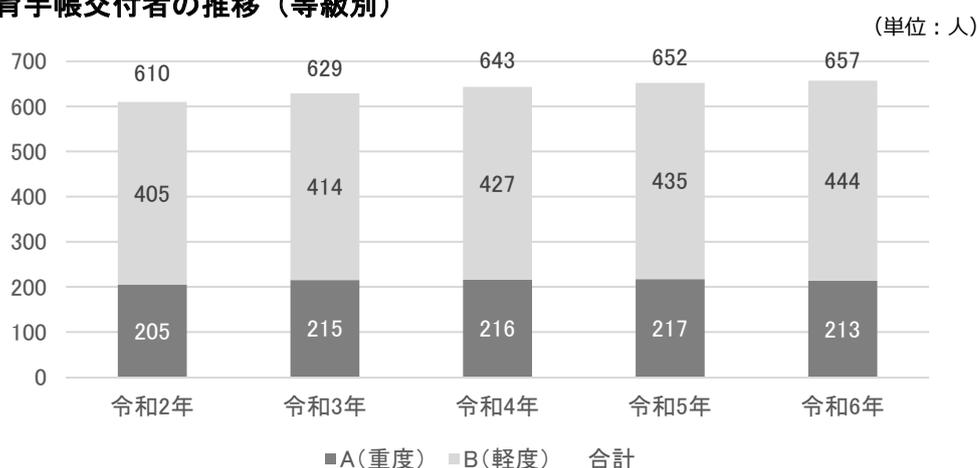
要介護・要支援認定者数は、ここ数年減少傾向にあります。今後は増加していくことが予想されます。また、認知症高齢者も同じような推移が予想されます。

(2) 障がい者の状況

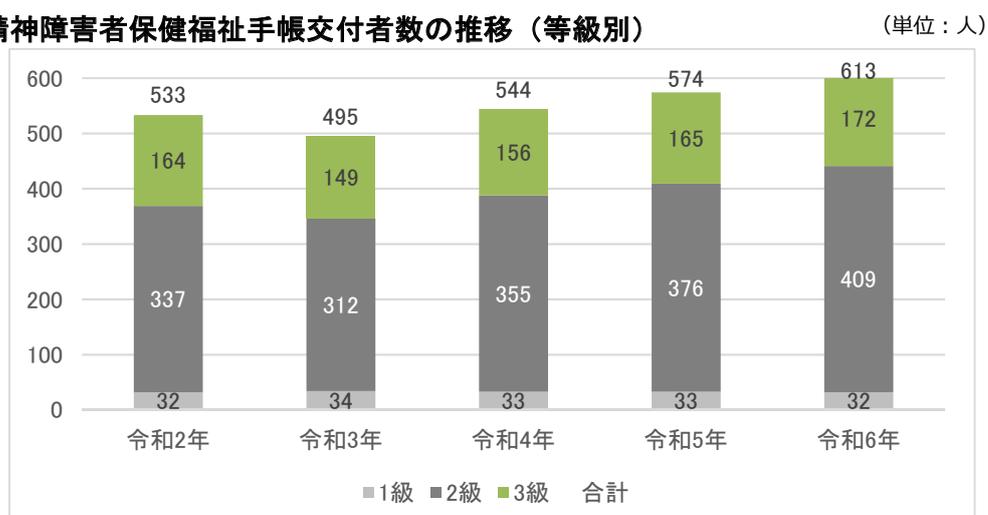
(1) 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



(2) 療育手帳交付者の推移（等級別）



(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（等級別）

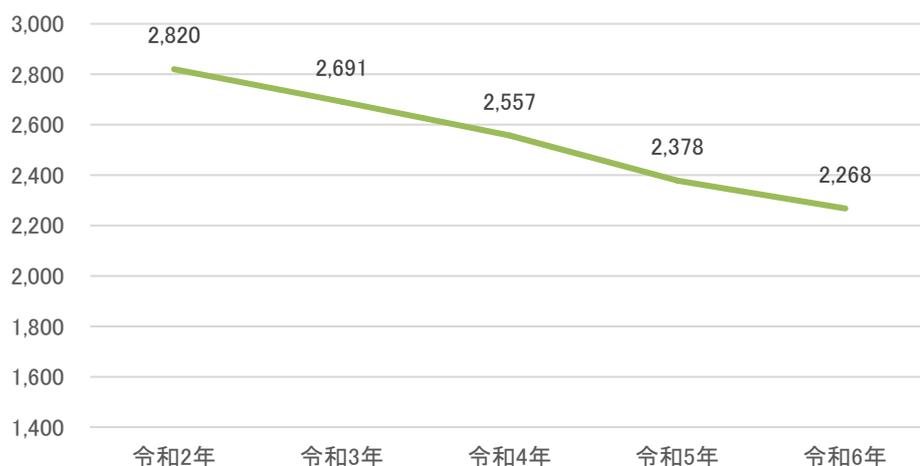


身体障害者手帳と療育手帳の交付者数は、横ばい又は微減となっていますが、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、増加傾向にあります。

(3) 子どもの状況

(1) 就学前児童数の推移

(単位：人)



(2) 家庭児童相談室における相談状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,084	2,483	2,126	2,721	3,217

就学前の児童数は、令和2年3月末と比べると、552人減少（約20%減）しています。平成27年3月末から平成31年3月末までの減少数が399人（第3期地域福祉計画掲載）であることから、さらに少子化が進んでいることがうかがえます。

相談件数は、年々増加傾向にあります。核家族化の進行等により、子育てに対する負担感や孤立感等が増加していることが考えられ、子育てを地域で支え合うことが求められています。

(4) 生活困窮世帯の状況

(1) 生活保護の状況



(2) ひた生活支援相談センターへの相談件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	926	1,468	1,464	934	1,048

生活保護受給者数（被保護人員）、受給世帯数（被保護世帯数）は、いずれも近年、減少傾向となっています。

なお、生活困窮などの相談窓口となっている「ひた生活支援相談センター」への相談件数は、全国平均と比べると高くなっています。

令和5年度相談件数：人口10万人あたり換算 全国平均16件／月、日田市20件／月

第3節 前期（第3期）計画における取組内容

（1）基本目標1「地域のつながりづくり」

① 交流の促進

- 自治会が自主的・主体的に行う地域活性化の取組や、公民館等の拠点の整備に対して補助金を交付し、地域振興を図り、地域コミュニティの維持を支援してきました。今後もニーズに合わせて補助項目の見直しを行いながら支援の継続が必要です。
- 市民活動団体等が行う地域に根ざしたまちづくりや人づくりを目指す創造的な活動に対する支援を通し、地域活動の広がり、賑わいの創出、人がつながる場の提供を行ってきました。今後は事業の目的を「市と市民との協働のまちづくりを推進するため」と見直したため、地域課題の解決に向けた支援が必要です。
- 住民主体で行う、週に1回以上集まり、運動や交流を行う週一通いの場づくりや、生きがいサロンの活動に取り組みました。通いの場の会場数は年々増加傾向にあり、住民主体の支え合いの取組は広がっています。
- 学校運営に地域の方や保護者が参画していくコミュニティ・スクールを推進してきました。令和2年度には市内すべての小中学校に学校運営協議会が設置でき、学校と地域・保護者が連携した取組を進めています。
- 農林業の労働力不足と、障がい者の働く場の確保に対応するため、農福連携の取組を進めてきました。マッチングによる作業が定着し、農林業者からの毎年の繁忙期の作業依頼が、就労継続支援事業所との間でスムーズに行えるようになりました。
- 集落機能の維持などが困難になりつつある地域で、住民が安心して暮らせる地域をつくるため、住民自治組織の設立を進めてきました。地域住民が「地域をどうしていきたいか」「そのためにはどのような組織や担い手が必要か」といった話し合いが重要であることから、組織の設立のみに捉われない住民主体の地域づくりを進めていきます。
- 地区集会所において地域住民の身近な相談窓口として、生活上の各種相談支援や人権講座などの啓発活動に加え、生きがいサロンや放課後子ども教室などの各種事業を開催しました。

② 福祉意識の醸成

- 部落差別をはじめとしたあらゆる人権問題に対する正しい理解と知識を広めるため、講演会や研修会、人権フェスティバル等を開催し啓発に努めてきました。
- 子どもたちへの福祉教育、福祉意識醸成のため、希望する学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動を実践してきました。また、学校からの要望に合わせて福祉体験を行うなど、学校教育の一環としてボランティアや福祉に触れる機会を作ることができました。
- 広く市民と関わる団体を対象に、団体内や地域で活躍できるファシリテーターを育成するための講座を開催し、ファシリテーターとしての技術の習得を推進することができました。

（2）基本目標2「支えあう地域づくり」

① ボランティア団体等の育成・支援

- 市民が主体となったまちづくり活動を推進するため、ボランティアやNPOの取組を支援し、

団体の育成を推進しました。支援にあたっては NPO が抱える課題を解決するために、施策等を共に考えていく伴走型の支援を行いました。

- 学校安全ボランティア（スクールガード）を地域住民に委嘱し、通学路における見守り活動を実施しました。また、学校運営協議会との連携により、新規の人材を見つけることで、見守り活動を継続できました。
- 自主防災組織の活性化を図るため、防災士を養成し自主防災組織への配置を進めました。また、これまで養成した防災士を対象に、スキルアップや防災知識向上の研修を実施しました。

② 地域福祉の担い手づくり

- 介護職の有資格者を増やすとともに、継続して介護業務に従事する職員を確保するため、初任者研修及び実務者研修に対し費用の一部を助成し、介護職員の確保につなげました。
- ステップ運動、スロージョギングを中心とした健康づくりを身近な地域において支援するため、ステップ運動リーダーを養成し、市内全 20 地区の公民館で開催ができました。
- 放課後児童クラブの支援員を対象とした研修を開催しました。また、支援員の資格取得時に送迎バスを出すなど、資格を取得しやすい環境づくりにも努めました。
- 地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員へ、活動を行う上で必要な情報を行政から提供することで、地域での活動が円滑に行えるよう支援しました。

(3) 基本目標 3 「身近な相談体制づくり」

① 相談体制の充実

- 在宅医療・介護連携推進会議で、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制づくりの検討を進めました。多職種協働による取組について検討を重ね、連携のための ICT ツールや「私の想いカード」の活用促進を図り、住み慣れた場所での看取りや意思決定支援を進めました。
- 令和 3 年度に新たに「子育て世代包括支援センター」を市こども家庭相談室に設置し、母子手帳の交付と合わせ、支援が必要な妊婦に対しては支援プランを作成し、妊娠期からの子育て支援に取り組みました。児童虐待など様々な問題を抱える家庭への支援窓口との窓口の一本化により、母子保健と子育て支援の連携が強化されました。
- 犯罪被害者の相談窓口として、大分被害者支援センターと協力し、見舞金の支給や、必要な支援内容の聞き取りから関係機関への支援要請等を行い、犯罪被害者の精神的・金銭的な負担の軽減を図ることができました。
- 地域での健康相談をはじめ、女性専用相談や介護予防相談などを行い、内容によっては関係機関との協議を行うなど、相談機能の充実に取り組みました。
- 障がい者の相談支援事業の委託を行ってきました。また、令和 5 年度より基幹相談支援センターを設置し、相談機能の充実を図りました。
- 地区集会所については、身近な相談場所としての役割は一定程度果たしていますが、関連する機関との連携を図っていく必要があります。
- ひた生活支援相談センターにおいて生活困窮に関するものをはじめ、生活上の相談を受け付け、必要に応じて、支援プランを協議する支援調整会議を開催し、関係機関へのつなぎや、必要な支援を行いました。また、より効果的な支援となるよう、相談業務と合わせて就労準備支

援、家計改善支援を実施しました。

- 令和 5 年度よりひきこもりの相談窓口を開設し、関連する支援を実施していますが、国におけるひきこもりの定義やガイドラインの見直しの状況も踏まえつつ、ひきこもりの実態把握を行った上で、効果的な支援を検討していく必要があります。
- 各分野で相談体制を整え、課題を抱える住民が相談しやすい体制の整備に取り組んできたものの、複雑化・複合化した問題へ対応するためには、包括的な支援体制の構築が必要です。

② 情報提供の整備

- 幅広い年齢層に介護保険制度の周知を行うため、パンフレットを作成し、全世帯へ配布することができました。
- 障がい者の地域での生活を支援するために「障がい福祉地域ガイドブック」を作成し、ホームページに掲載することで情報発信に努めました。
- 「子育てガイドブック」の作成、配布を行い、子育てに関する情報発信に努めました。
- 消費者被害情報のホームページへの掲載や、広報紙にも消費生活トラブルに役立つ情報を掲載するなど、消費者被害防止に役立つ情報を発信してきました。

(4) 基本目標 4 暮らしを支える環境づくり

① 安心して外出できる環境整備

- 民間バス会社の赤字路線に対する補填により路線バスを維持することで、通院や買い物等の支援につながりましたが、利用者数は減少傾向にあり、持続可能な形へと見直す必要があります。
- 高齢者等が通院や買い物に利用しやすい低床のバス「市内循環バスひたはしり号」を運行しました。安価な運賃で市内中心部を巡回することで、住民の生活交通の確保につながりました。また、運行ルートの新編を行い、病院への接続を強化したことで、利用者数の増加につながりました。
- 事前予約制で自宅近くから最寄りの駅やバス停までを繋ぐ乗り合いタクシー及びお出かけ支援タクシーを運行することで、通院や買い物等の支援につながりました。
- 重度心身障がい者（児）世帯や住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者世帯に対し、改造に要する経費の一部を助成し、安心して暮らせるための支援を行いました。
- 不特定多数が利用する施設の改修、新築工事では、バリアフリー化を標準的な項目として整備を進めてきました。市営住宅や福祉施設の新築工事においてもエレベーターやスロープ、点字ブロックの設置などを行いました。
- 視覚障がいのある当事者と広報担当課で、広報紙のカラーデザインについて協議を行い、意見交換をすることで、改めて広報紙の見え方について確認することができました。
- 各学校の通学路の安全点検を行い、通学路安全推進会議における情報共有や、危険個所の具体的な改善策について協議・検討を行いました。安全点検とは別に、地域から寄せられた要望についても、必要に応じて関係機関と情報を共有し、対応することができました。
- 事故防止のための交通安全施設の設置や、生活道路の整備を実施し、安全性・利便性の向上を図ることで道路環境の向上ができました。

② 安心して暮らせる環境づくり

- 在宅高齢者の栄養バランスの取れた食生活の支援のための配食及び訪問を通して、高齢者の安否確認を行ってきました。
- 日頃から高齢者等を訪問する機会の多い生活関連事業者及び警察署、市による「ひた高齢者等見守りあんしんネット」の協定事業者の増加に努めました。
- 避難行動要支援者の把握や避難体制等について見直しを行うとともに、令和 5 年度からは避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するなど、避難に関する協力体制の整備に取り組んでいます。合わせて、自主防災会や市老連等の避難訓練などに参加し、災害時要配慮者の避難行動に関する講義を行いました。
- 自主防災組織が必要な消防・防災用品の購入や、訓練に要する経費を助成し、自主防災組織の強化、活動支援を行いました。
- 成年後見センターの設置・運営を社会福祉協議会へ委託したことで、制度の利用促進につながっています。また、市民後見人養成講座を実施し、担い手の確保にも努めています。

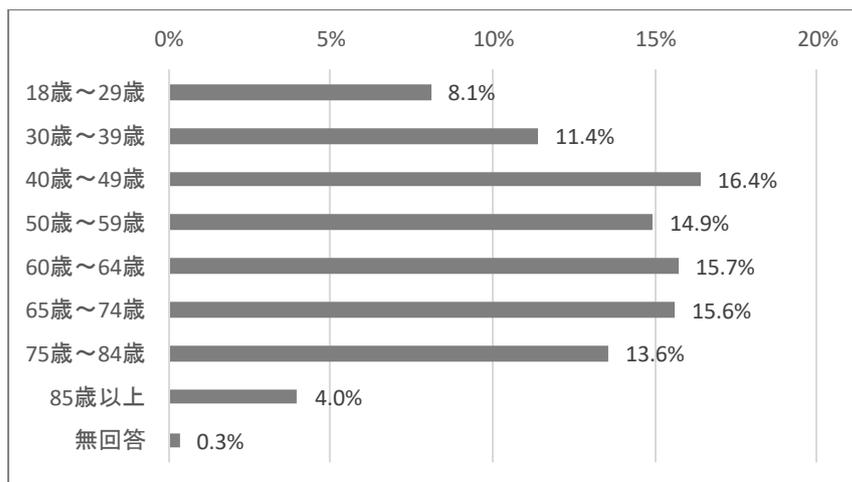
第4節 市民アンケート調査の結果（概要）

第4期計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識を把握するため、「地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査」を実施しました。調査の概要は、下記のとおりです。

① 調査の概要

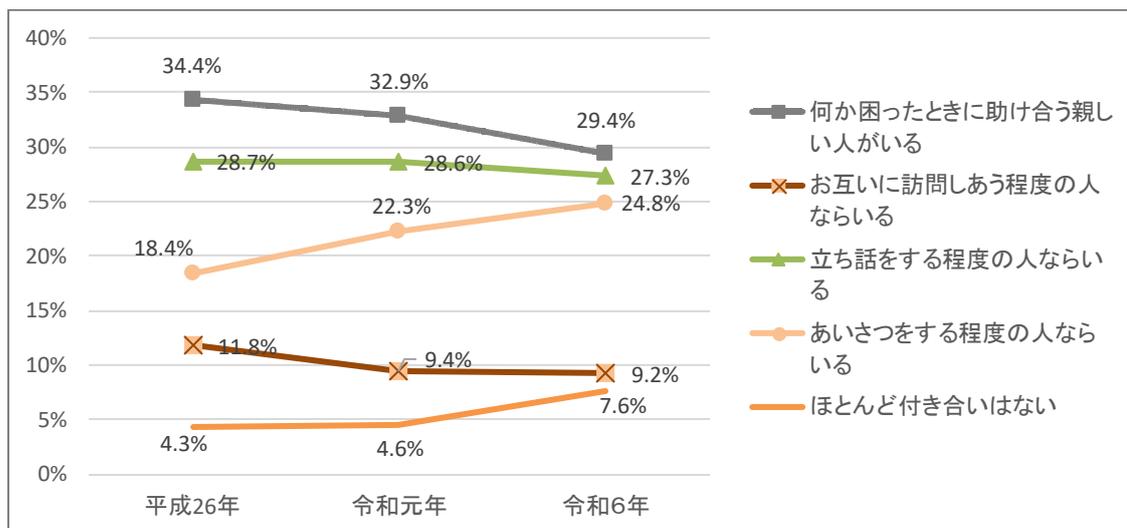
調査対象	市内に在住する18歳以上の男女1,100名を無作為抽出
調査基準日	令和6年8月1日
調査期間	令和6年9月～10月
調査方法	民生委員・児童委員による訪問配布・回収 または、インターネットによる回答
回答者数	878名
回収率	79.8%

（参考）回答者の年齢構成



②調査結果の主な内容

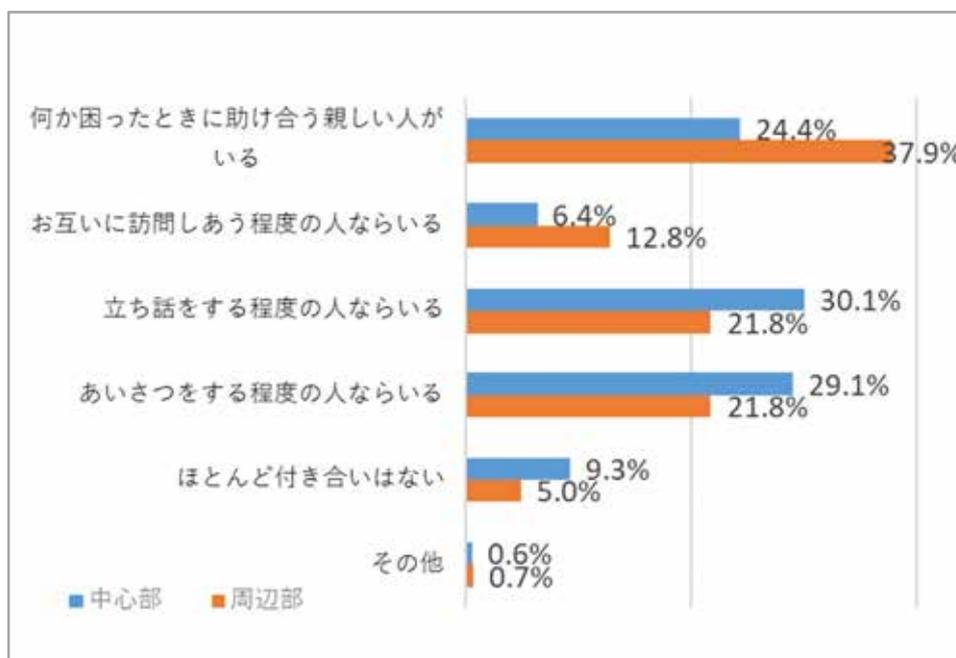
(1)近所付き合いの程度



「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が最も高くなっていますが、近年、減少傾向にあります。一方で、「あいさつをする程度の人ならいる」「ほとんど付き合いはない」の割合は増加傾向にあります。

(1)-2 近所付き合いの程度（中心部と周辺部※の比較）

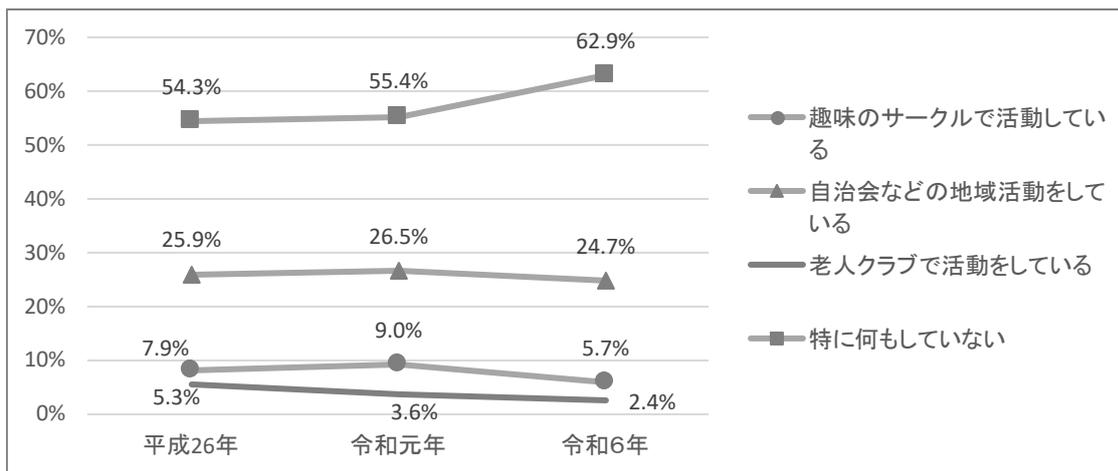
（※振興局・振興センター管内）



市中心部と周辺部を比較すると、中心部では「立ち話をする程度の人ならいる」割合が最も高かったのに対し、周辺部では「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が最も高くなりました。

また、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」の回答を見ると、中心部で 24.4%であるのに対して、周辺部では 37.9%となり、両者で大きな差が見られました。

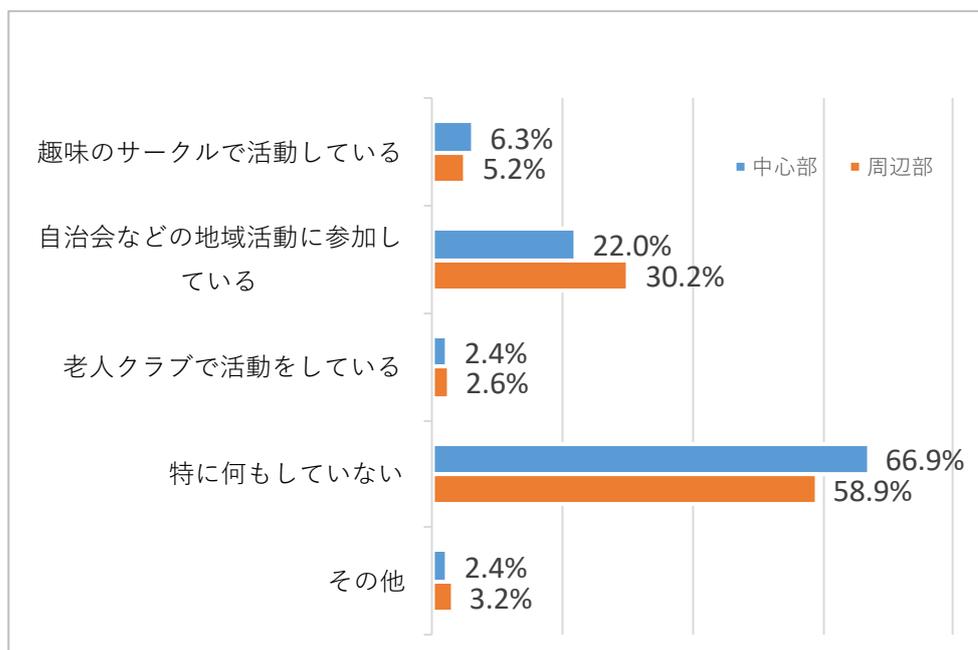
(2)地域活動への参加状況



「特に何もしていない」の割合が最も高く、全体の6割以上を占めるとともに、近年は増加の傾向にあります。

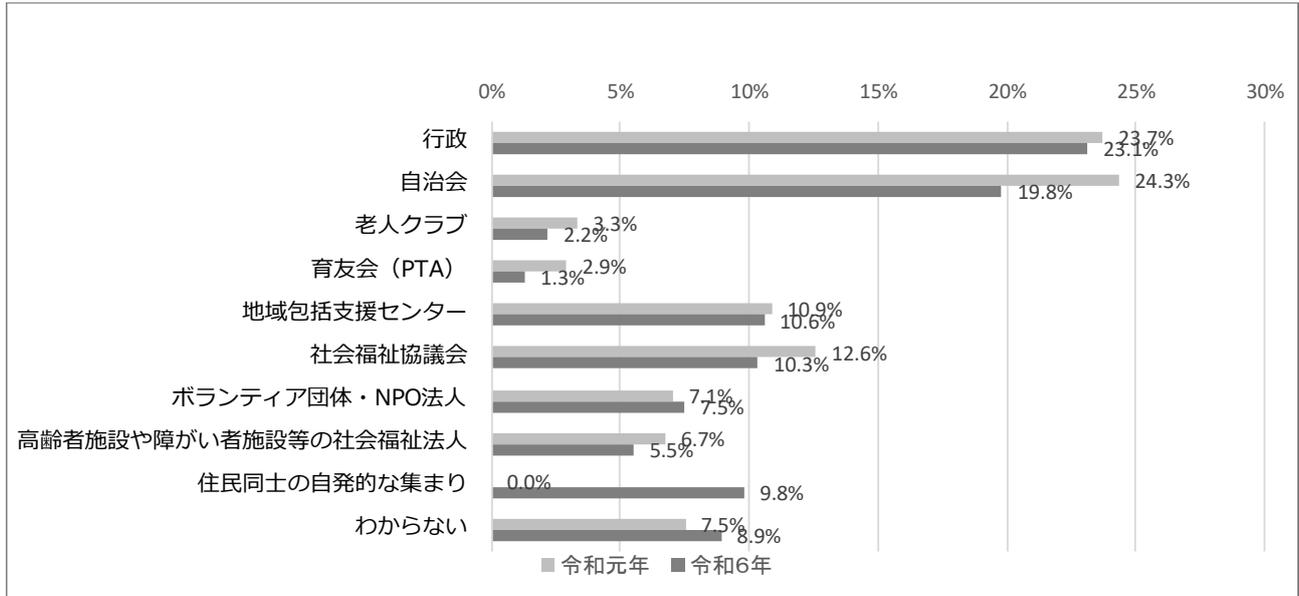
(2)-2 地域活動への参加状況（中心部と周辺部※の比較）

（※振興局・振興センター管内）



市中心部と周辺部を比較すると、「特に何もしていない」の割合がいずれも最も高くなっていますが、中心部の方が8ポイント高くなっています。一方で、次に割合の高かった「自治会などの地域活動に参加している」については、周辺部の方が8.2ポイント高くなっています。

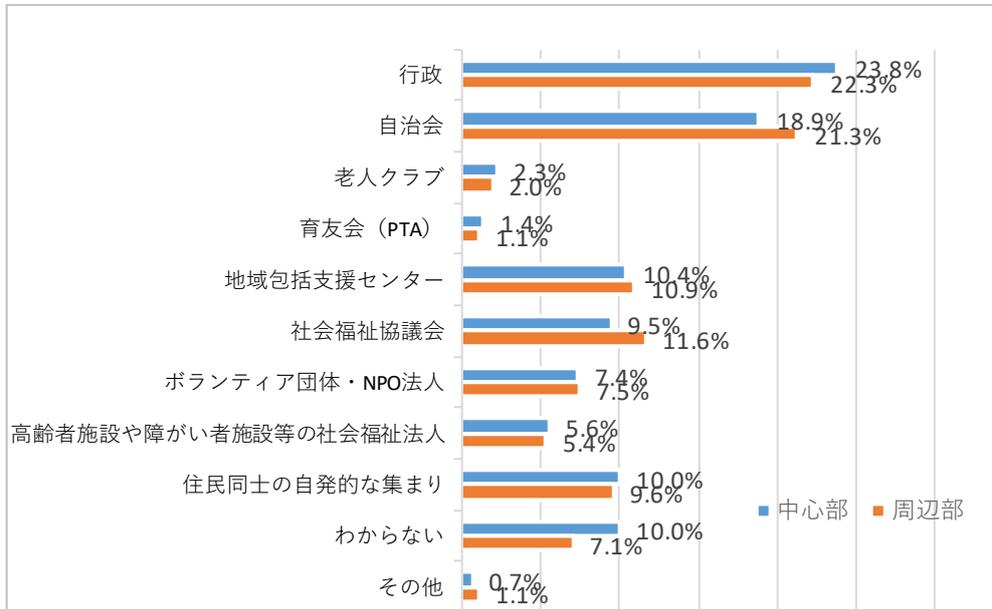
(3)住民同士の助け合いに期待する団体等



「行政」「自治会」「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」の公的機関が高くなっていますが、いずれも前回調査より減少しています。一方、今回の調査から新たに設けた「住民同士の自発的な集まり」に期待する回答については約10%と、一定数見られました。

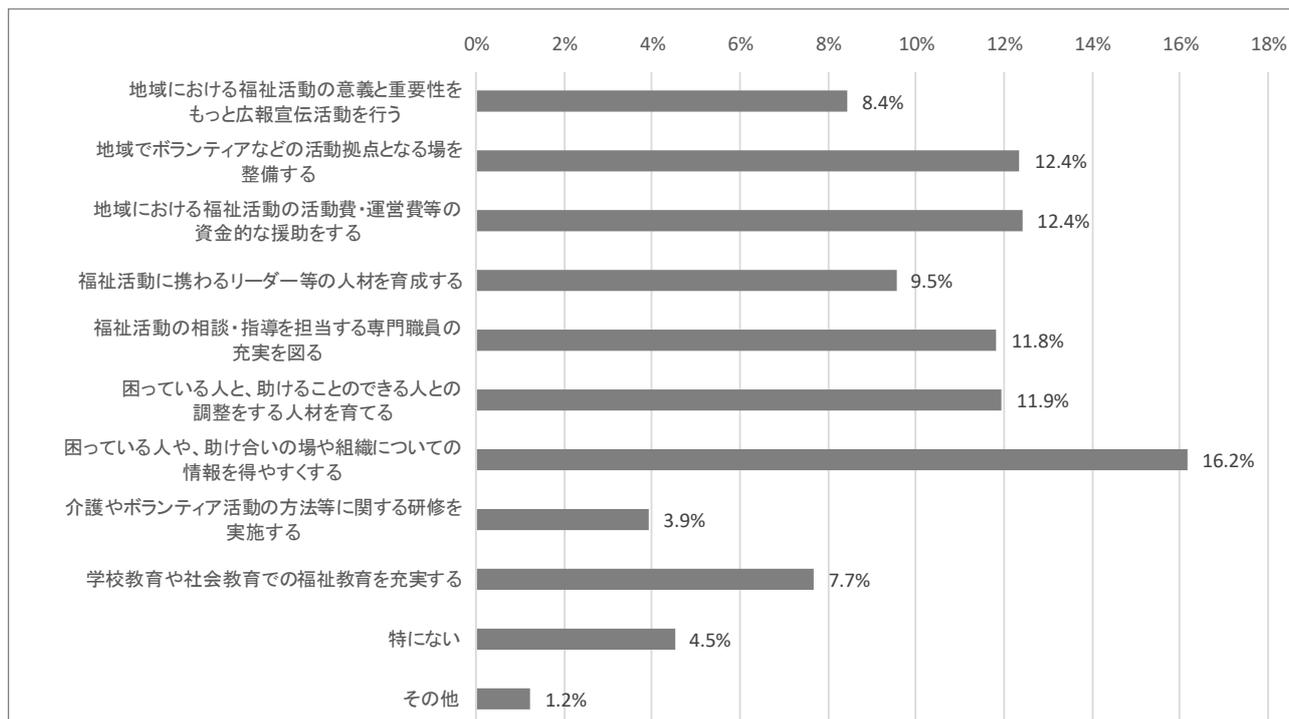
(3)-2 住民同士の助け合いに期待する団体等 (中心部と周辺部※比較)

(※振興局・振興センター管内)



市中心部と周辺部を比較すると、「自治会」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」及び「ボランティア団体・NPO法人」は、いずれも、周辺部が中心部より高くなりましたが、このうち特に「自治会」、「社会福祉協議会」はその傾向が強く見られました。

(4)地域において助け合いを活発化するために重要だと思うこと



「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が最も多くなっており、「困っている人と、助けることのできる人との調整をする人材を育てる」の割合と合計すると28.1%となっています。

また、人材育成に関する「福祉活動に携わるリーダー等の人材を育成する」「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実」及び「困っている人と、助けることのできる人との調整をする人材を育てる」を合計した回答割合は33.2%となっています。

※アンケート調査の結果については、巻末資料に掲載

第5節 市民ワークショップの結果

第4期計画の策定にあたっては、直接、市民の声を聴きし、地域福祉に関する課題についての検討をより深めるため、地域づくりに関わっている住民を中心に集まっていただき、策定委員会の委員もオブザーバーとして出席し、今後の地域づくりをテーマに、ワークショップ「これからのわたしたちの町の未来、想いを語る会」を開催しました。

なお、ワークショップは、市内中心部と周辺部とでは、地域資源の状況や住民の意識なども異なることを考慮し、それぞれで開催しました。

■開催概要

開催場所	(1) 光岡地区：(社会福祉法人)「平成会」花月園・新館コミュニティホール (2) 天瀬地区：天瀬公民館・五馬分館
開催日	(1) 令和6年10月8日(火) (2) 令和6年10月9日(水)
対象者	地域づくりに関わっている住民 (自治会長、民生委員、福祉委員、育友会などの関係者)
参加者数	(1) 11名 (2) 11名
テーマ	(1) 地域のよいところ (2) 今後の心配や不安に思っていること、安心に変えるにはどうしたらよいか

(1)光岡地区

開催日	令和6年10月8日(火)
場所	(社会福祉法人)「平成会」 花月園・新館コミュニティーホール
参加人数	11名(内訳は※を参照)

※参加者内訳

	80代	70代	60代	50代	40代	30代	計
男性	1	2	1			1	5
女性		5		1			6

【主な意見】

① 地域のよいところ

- ・買い物など生活する上で便利。
- ・若い世代(子育て世帯)が多く、活気がある。
- ・夏祭り、グラウンドゴルフ、すずめの学校など人が集う。
- ・ボランティアなどに協力的な住民が多い。
- ・平成29年の豪雨災害の経験もあり、防災意識が高い。

② 今後の心配や不安に思っていること、安心に変えるにはどうしたらいいか？

- ・宅地造成が進み、新しい住民が増えたが、行事になかなか参加してくれない。新しい世代へのバトンタッチができていない。
- ・団地が多いが、表札が出ていない部屋もあり、どのような住民が暮らしているかが分からない。
- ・ヤングケアラーの家庭がいる。
- ・小学校の見守りの担い手の数、老人クラブも減っている。隣保班の花見や旅行もなくなってしまった。
- ・地域の伝統行事(夏祭りなど)を通じて、新しい住民とのコミュニケーションの機会を増やしてはどうか。
- ・地域柄、小学生、高校生はよく挨拶してくれる。まずは日頃の挨拶から関係作りができないか。
- ・1周回って、「おせっかい」な町づくりから始めてはどうか。



(2)天瀬地区

開催日	令和6年10月9日(水)
場所	天瀬公民館・五馬分館
参加人数	11名(内訳は※を参照)

※参加者内訳 (人)

	70代	60代	50代	40代	計
男性	4	2	1	1	8
女性	2	1			3

【主な意見】

① 地域のよいところ

- ・五馬高原など自然が豊か。お米、山菜がおいしい。
- ・伝統的な秋祭り、「五馬くにち」。練習では、子どもから中高年まで入り混じって練習、交流の良い機会となっている。
- ・人柄がほのぼのしており、地域の人が優しい。野菜作りも上手。
- ・地域の顔なじみ、近所付き合いが多い。
- ・近所トラブルはあるが、地域としてはまとまっている。
- ・子供が少ない分、先生が目が行き届きやすい。

② 今後の心配や不安に思っていること、安心に変えるにはどうしたらいいか？

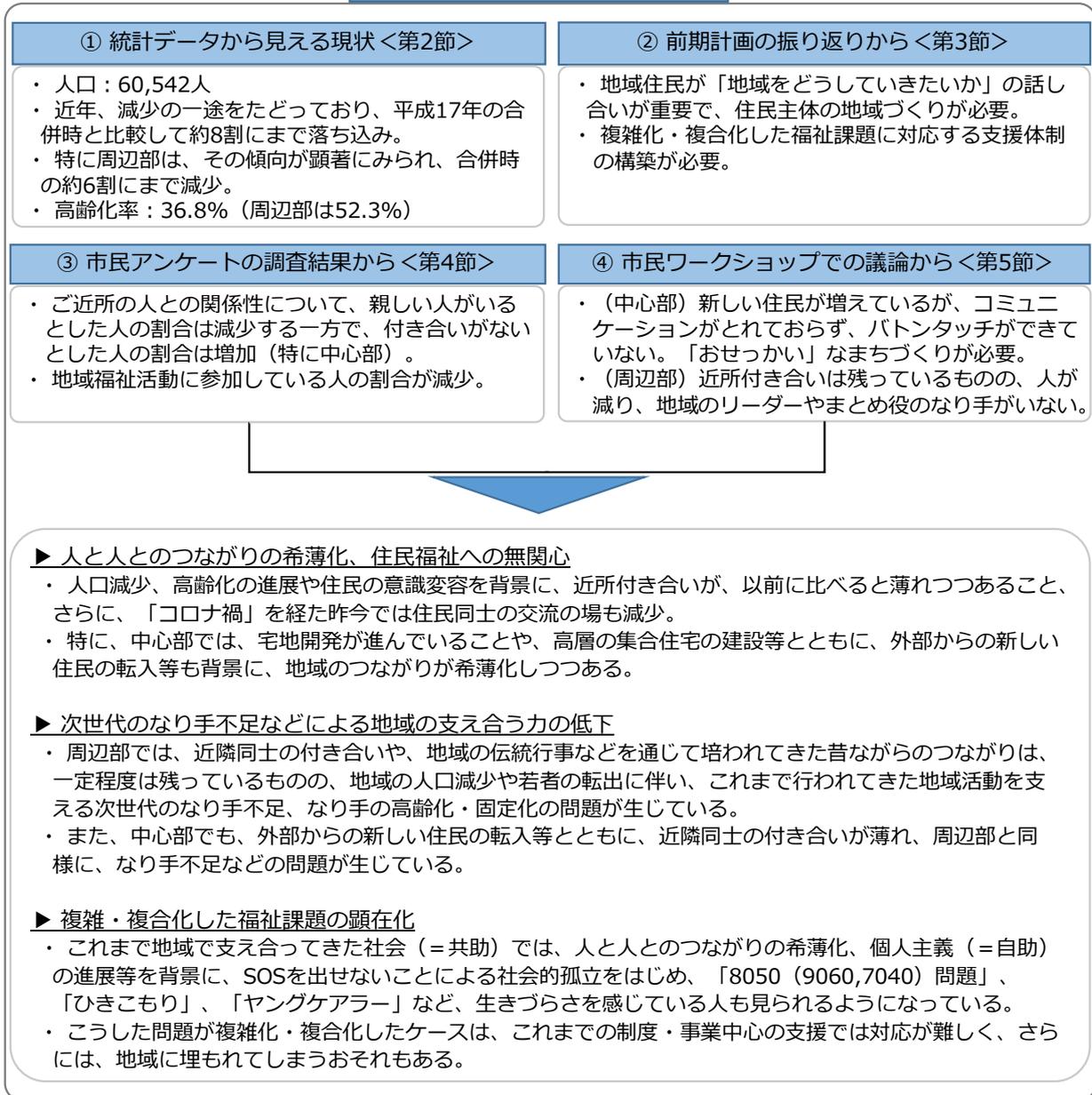
- ・将来の老後の生活が不安(買い物、通院)。特に一人暮らしは不安。
- ・交通手段が良くない。
- ・人が減っており、地域のリーダーや、まとめ役のなり手がいない。
- ・文化の継承が危ぶまれている。
- ・地域の語らいの場所づくり(飲み会)が必要。
- ・世代間の交流を進めた方がよいのではないか、若い世代をメンバーに混ぜて、地域のありようを考えて行く必要があるのではないか。
- ・移動支援など、支え合いの仕組みづくりを始めてみてはどうか。
- ・元気な高齢者が働ける仕組みや有償ボランティアを立ち上げてみてはどうか。
- ・若者、子供がいない。普段から市内の学校と交流を持ち、行事などを共同で行ってはどうか。
- ・防災ラジオを活用して一人暮らしの不安を解消できないか。
- ・Uターン、Iターンの促進。企業誘致。



第6節 日田市の地域福祉をめぐる現状と

主な課題の整理（まとめ）

現状と主な課題の整理



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市の地域福祉をめぐる現状と課題から見えた方向性を踏まえ、本計画では、地域住民一人ひとりが、どのような状況にあっても自分らしく、それぞれで役割を持ち、地域での暮らしの想いを実現するとともに、それぞれの立場を超えて人と人がつながり、支え合いながら暮らすことができるよう、目指すべき「日田市の地域共生社会の姿」を以下の基本理念として掲げ、福祉のまちづくりを推進します。

地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり

第2節 基本目標

基本理念「地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり」の実現に向け、まち全体で、福祉分野だけではなく、産業、教育などの様々な分野を超えて取り組むべき内容として、3つの基本目標を設定して取組を展開します。

基本目標 1

住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”

地域の活動に関わる地域住民が増えるためには、地域住民に地域における支え合いや助け合いの大切さを理解してもらいながら、住民の福祉に対する関心を少しでも高めていくことが大切です。このため、地域や学校での福祉教育や人権教育を通して意識を醸成するとともに、地域福祉を支えるボランティアなどの育成や支援を行います。

一方で、すべての地域住民が、このような地域福祉の「担い手」になることは困難ですが、自分ができる範囲で、日頃から自分らしく地域でつながることにより、近所の住民に何か異変があった場合などにも気付くことができます。

このように、地域のゆるやかなつながりを意識し、気にかける関係性を育むためには、そのようなつながりを自然に作るができる環境づくりが大切となります。このため、各地域で、こうした地域の様々な気付きを支援につなげるための環境を整えるため、基本目標2の「地域づくり」とも連動しながら、既存の取組に加え、地域住民が参加しやすい地域の集まりの場など、交流の場づくりの促進も図っていきます。

基本目標 2

地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”

地域共生社会の実現に向けた地域づくりには、地域のことを最もよく知っている地域住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組むことが大切です。これを受け、市内では、日常生活の移動に関する不安を感じている高齢者のために、地域住民同士の支え合いによる移動支援に取り組むため、話し合いを進めている地域もあります。

このような地域住民が主体となる取組が今後、より促進されるよう、地域で交流できる場や機会づくりなどを通じて、地域活動を活性化し住民同士のつながりや支え合いなどを推進します。平時から地域住民の顔の見える関係を育成することは、災害に強い地域づくりにもつながります。

あわせて、地域の中で、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となる、地域のプラットフォームづくりにも取り組んでいきます。

このほか、安心して暮らせる環境づくりの観点から、見守りネットワークの充実や、安心して外出できる環境整備の観点から、障がい者、高齢者等の移動支援、バリアフリー化の促進などにも取り組みます。

基本目標 3

様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”

「様々な生きづらさ」（複雑・複合的な課題）を抱えた方が、問題が深刻化する前に適切な支援につながるよう、包括的な支援体制の構築に向けて、人や地域につながる仕組みづくりに取り組みます。
〈目指すべき包括的な支援の体制〉

- ・ 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、ケース全体のコーディネートやマネジメントを行う機能を付加し、各支援関係機関が一つのチームとなる支援
- ・ 支援者と本人が継続的につながり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく「伴走型支援」の強化
- ・ 本人やその世帯の状況に応じたオーダーメイドの支援
- ・ ケースの複雑化・複合化を予防する観点から早期の関わりが持てるような支援

このほか、「再犯防止推進計画」について、犯罪をした人々が社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となることができるよう、福祉施策とより連携した支援を進めるため、新たに地域福祉計画に包含する形で策定し、より効果的な再犯防止の取組を推進します。

第3節 重点的な取組

本市では、今後、第4期計画期間中において、「人づくり」、「地域づくり」、「つながる仕組みづくり」の3つの基本目標の達成に向けて、福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

このような中、全国各地では、本市と同様に少子高齢化に伴う人口減少等を背景に、「地域共生社会」の実現を目指した取組が進められており、この「地域共生社会」を具体化する事業として、社会福祉法の改正により令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

この「重層的支援体制整備事業」は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業です。

本市においても、今後、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを加速させ、3つの基本目標を達成する上でも、「重層的支援体制整備事業」の活用は必要不可欠となるため、本計画の計画期間内に本事業を活用し、必要な体制整備を行うことを予定しています。

また、「重層的支援体制整備事業」の取組の中には、既存のものも含まれており、かつ、個々の取組が複数の施策分野にまたがることから、必要な取組を集約させる観点からも、本計画において、以下のとおり重点的な取組として設定し推進を図ります。

重点的な取組

重層的支援体制の構築及び推進

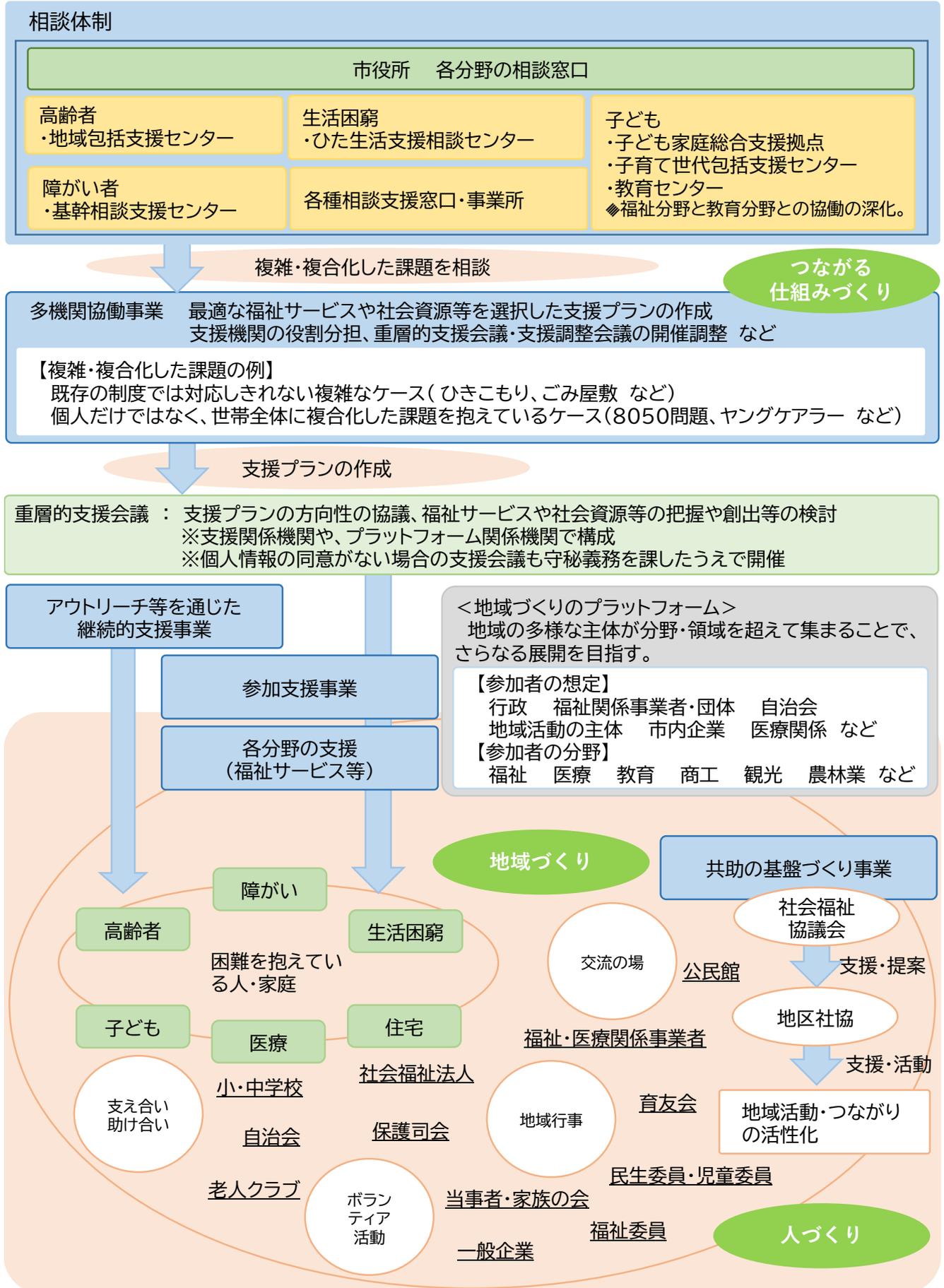
<地域づくり>

- 地域の人と人とのつながりを再構築し、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに向けて、中心部と周辺部とでメリハリをつけながら、以下の取組を進める。
 - 住民同士が気にかかけあう関係性を育むための地域づくりへの支援
 - 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
 - 地域の住民ニーズ、生活課題に柔軟に対応した住民主体の活動の活性化
 - 地域の多様な主体によるプラットフォームの展開 など

<個別支援>

- 分野を横断する複雑・複合的な課題に対応し、包括的な支援体制を構築することにより以下の支援の実現を目指す。
 - 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、ケース全体のコーディネートやマネジメントを行う機能を付加し、各支援関係機関が一つのチームとなる支援
 - 支援者と本人が継続的につながり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく「伴走型支援」の強化
 - 本人やその世帯の状況に応じたオーダーメイドの支援
 - ケースの複雑化・複合化を予防する観点から早期の関わりが持てるような支援 など

日田市における重層的支援体制の構築イメージ



【参考】「重層的支援体制整備事業」について（「地域共生社会のポータルサイト」/厚生労働省 HP）

- 重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。
- 重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えています。

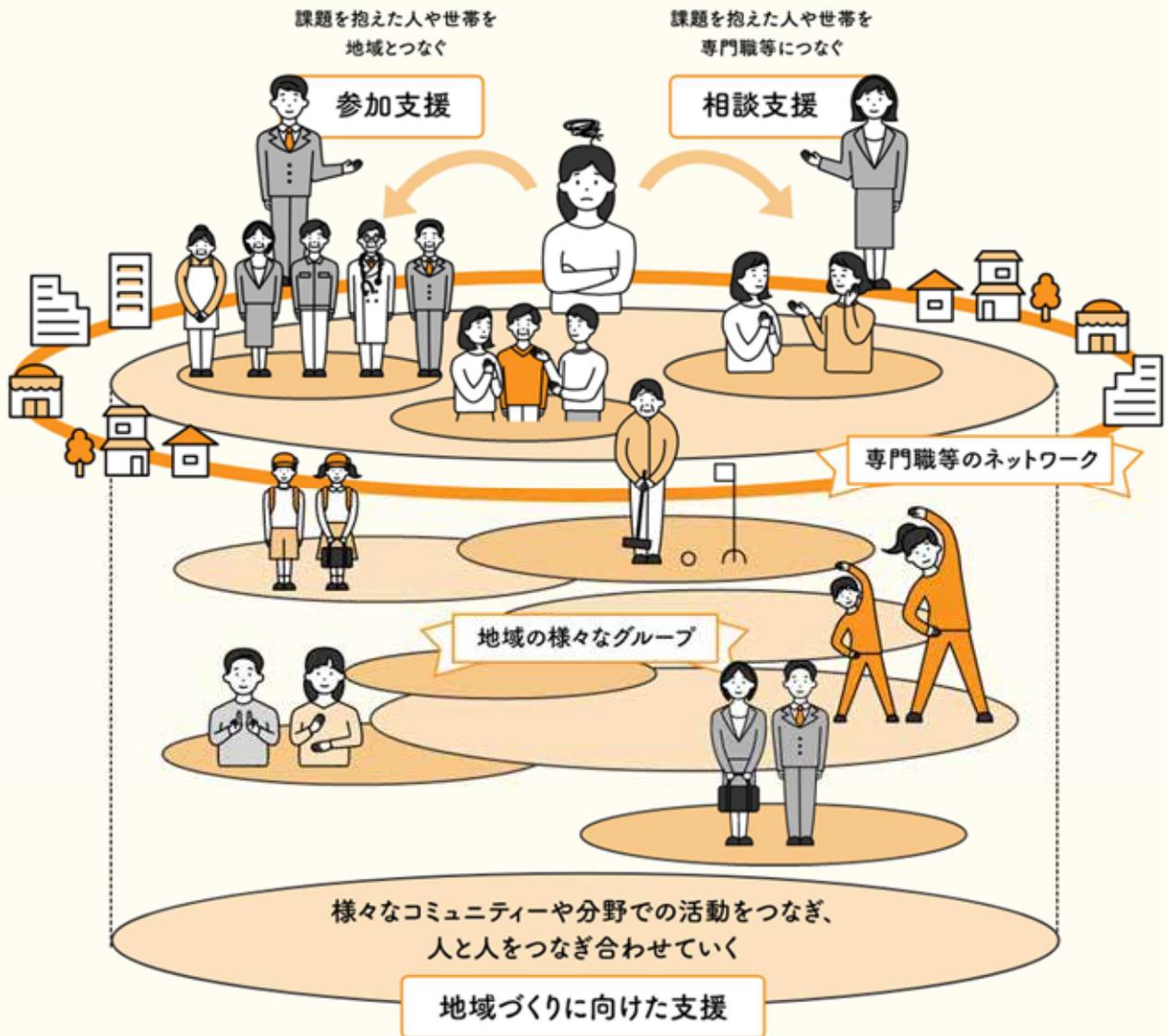
<p>包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<p>参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
<p>地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援体制整備事業について

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしました。

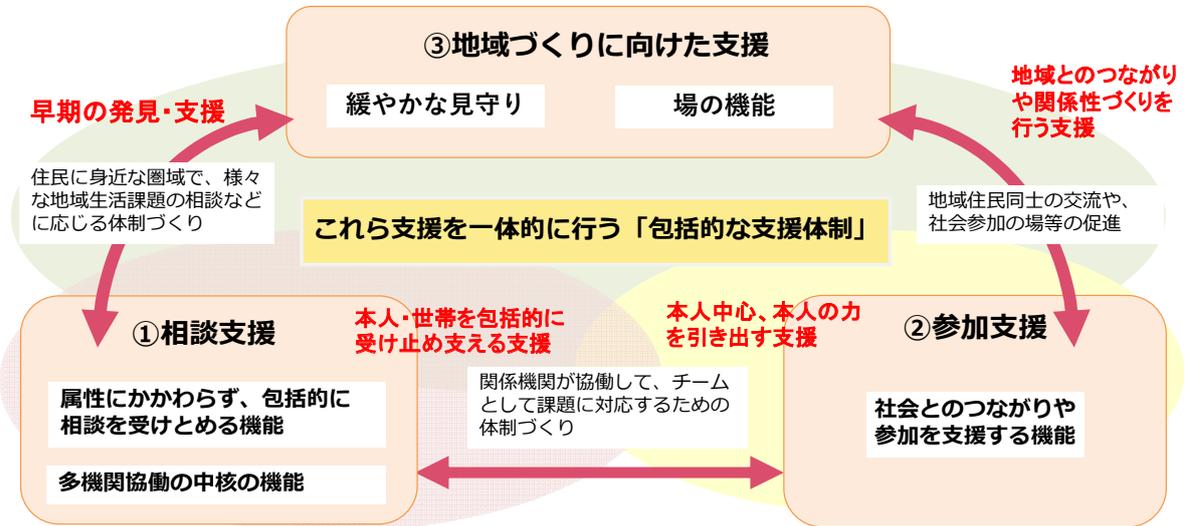
※実施を希望する市町村による任意事業

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

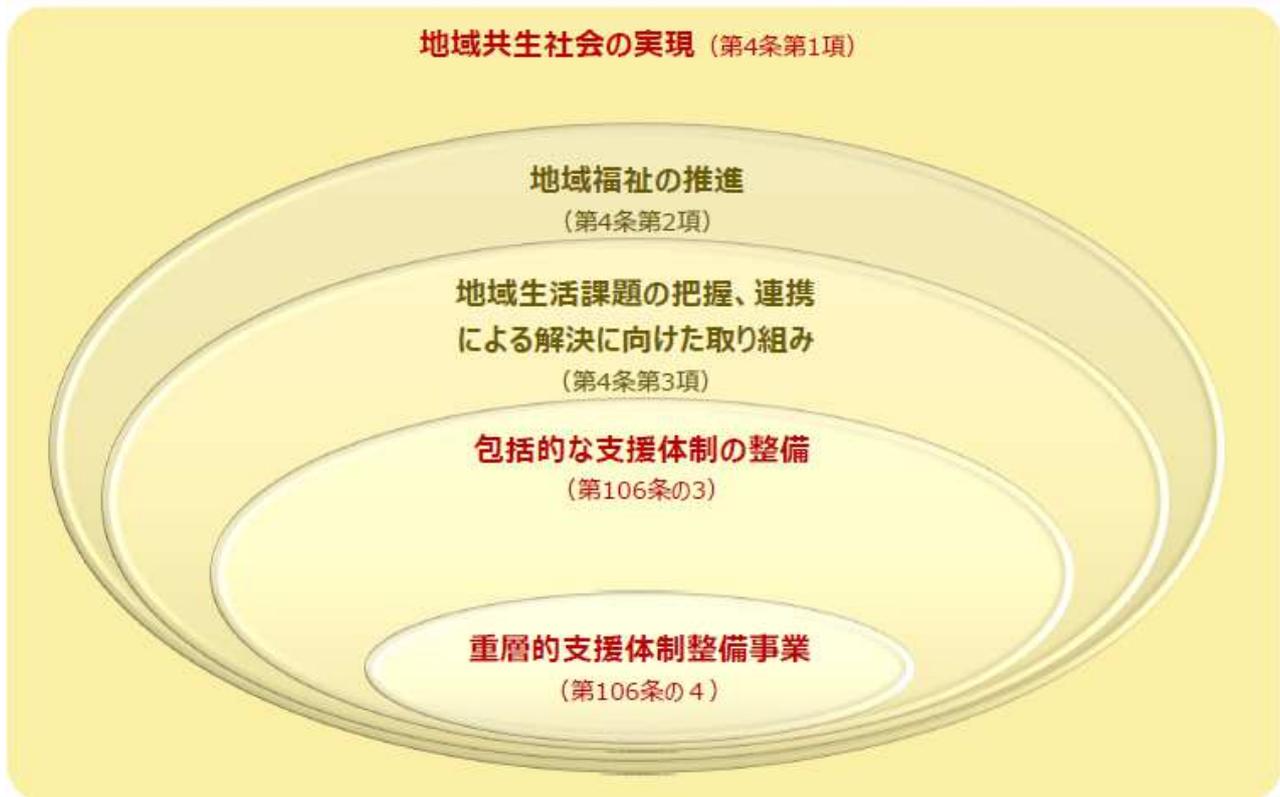
市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援のニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する



包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

（社会福祉法第106条の3）

（社会福祉法第106条の4）



* 第1回日田市地域福祉計画策定委員会 厚生労働省説明資料

第4節 施策の体系

基本理念、基本目標、基本施策及び推進施策等の本計画の体系は、次のとおりです。

基本理念	地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり		
基本目標	基本施策	推進施策	重点取組
1. 住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”	①福祉意識の醸成	(1)福祉教育の推進	重層的支援体制の構築及び推進
		(2)人権教育・啓発の推進	
		(3)地域における共助の基盤づくり ★	
	②地域福祉の支え手づくり	(1)地域福祉の支え手への支援	
		(2)地域福祉の支え手の育成・確保	
	③ボランティア団体等の育成・支援	(1)ボランティア・NPO等の育成・支援	
2. 地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”	①地域交流の促進	(1)交流の促進と居場所づくり ★	
		(2)住民相互による活動の推進	
		(3)活動環境づくり	
	②生活環境の整備	(1)移動手段の確保	
		(2)居住環境や居住支援体制の整備	
		(3)安全な交通アクセスの整備	
	③安全・安心な地域づくり	(1)見守りネットワークの充実	
		(2)災害時の支援体制の充実	
	④地域福祉の基盤とネットワーク強化	(1)社会福祉協議会活動の充実	
		(2)地域の多様な担い手がつながるプラットフォームの展開 ★	
		(3)社会福祉法人の地域公益活動の充実	
		(4)地域福祉情報の提供	
3. 様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”	①包括的な相談支援の強化	(1)相談機能の充実 ★	
		(2)相談体制の充実	
		(3)生活困窮者等を支援する体制整備	
		(4)ひきこもりへの支援	
	②権利擁護の推進	(1)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】	
		(2)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	

★印：重層的支援体制整備事業に関連する新規の取組

第4章 施策の展開

第1節 住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、 地域を支える“人づくり”

① 福祉意識の醸成

施策1 福祉教育の推進

(1) 福祉体験等による福祉教育（社会福祉協議会事業）

福祉協力校として登録した小・中学校及び高校の児童・生徒に対し、車椅子やアイマスクの体験のほか、地域ボランティア活動を実践してもらうことで、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりや社会福祉奉仕の実践力を身につけてもらう取組を推進します。

〈コラム①〉 ～ 日田市社会福祉協議会が進める福祉教育の推進 ～

- 日田市社会福祉協議会では、市内の小中学校等へ訪問し「福祉体験出前講座」を実施しています。
- 本講座は、福祉をテーマにした講話や、高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験、点字、手話体験など、地域に住んでいる高齢者や障がい者などの生活を心と体で体験できるプログラムとなっています。
- また、福祉教育の取組を支援するために市内の学校を「ボランティア協力校」として指定しています。令和5年度では、市内の小学校10校、中学校9校及び高校2校がこの指定を受けており、協力校ごとに児童・生徒が、募金活動や高齢者施設への訪問などのボランティア活動を行っています。



(2) 学校教育における福祉教育の推進

学校における福祉教育の推進にあたっては、発達段階に応じて、児童生徒が地域福祉活動へ参画していける資質を培うことが大切です。学校教育においては、教育活動の中に、障がい者や高齢者等の現状や社会福祉の目的と仕組みなどについて理解したり、障がい者や高齢者等様々な人々と共に活動したりする学習を位置付け、計画的な教育実践を推進する必要があります。

そのために、障がいのある人や高齢者等の現状や支援の内容を学べる資料(共通教材)の提供、人権講演会の開催や、人権学習会の開催の際には、ゲストティーチャーの積極的な活用を呼び掛けるとともに、公民館と連携した地域ぐるみでの福祉教育・啓発に取り組みます。

(3)社会教育における福祉教育の推進

社会教育において、人権啓発活動に取り組むことは、福祉意識の醸成という観点から欠かせないものの、公民館職員以外で、地域で指導者として活動できる人材の育成が必要となっています。

そのため、地区公民館と連携して人権講演会や連続したプログラムでの講座を開催することに加え、人権学習に係る推進・啓発のリーダー(ファシリテーター)の育成及び資質の向上を図りながら、人権・福祉教育の推進に取り組んでいきます。

施策 2

人権教育・啓発の推進

(1)人権啓発の取組

地域福祉の推進にあたっては、さまざまな分野の活動の活性化を阻害する要因となる、部落差別を含むあらゆる差別を地域生活課題として捉え、その解消を図ることに留意しなければなりません。このため、平成28年に施行された「人権三法」や「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」に基づき、あらゆる差別の解消に向け、人権教育・啓発活動を推進します。

推進に際しては、地域や職場などのあらゆる場において、人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習会などの設定(確保)、また、人権意識の高揚を図るための人権フェスティバルの開催など、市民に対する啓発活動の充実化と強化に努めます。

(2)障がい者差別解消への取組

障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現することを目的に、「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を平成31年4月に施行しました。この条例に定められている障がい者への差別的取扱いや虐待の禁止、合理的配慮の提供、障がいや障がい者への相互理解を促進するとともに、障がい者への理解を深めるための周知と啓発に継続的に取り組んでいきます。

なお、障害者差別解消法の改正法が令和6年度から施行され、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、本条例の改正を行いました。この改正内容についての周知と啓発にも取り組んでいきます。

(3)男女共同参画の推進

誰もが主体的に地域活動やボランティア等に参加することによって、地域コミュニティが強化され、地域力の向上につながります。そのため、誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、あらゆる分野で社会的及び文化的利益を享受し、性別に関わらず共に責任を担うべき社会を目指した取組、啓発活動を支援し、男女共同参画社会の形成を推進します。

施策 3

地域における共助の基盤づくり

(1)地域コミュニティの基盤となる居場所づくり **新** **重**

地域の人と人とのつながりの希薄化により、様々な課題や困難を抱える方が、周囲の誰にも相談できず、地域の中で埋もれてしまうことがあります。これを防ぐには、何か異変があった場合、地域住民が気付き、早めに支援につながる事が大切です。このためには、日頃から、地域住民の間で相互に気にかけてあう意識を育むことが必要となりますが、このような環境づくりを進めるため、属性や世代を超えて地域の様々な人が集まり、安心して気軽に関わりながら過ごせる場を設けることで、住民同士の交流の促進を図っていきます。

(→第2節 ①地域交流の促進 施策1(1)でも記載)。

② 地域福祉の支え手づくり

施策 1

地域福祉の支え手への支援

(1)民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などへの訪問や見守り、地域住民からの相談に対し福祉サービスの情報提供、行政や関係機関とのつなぎなど、様々な活動を行っており、その活動は地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。地域福祉課題が複雑多様化する中で、民生委員に求められる活動も増加しており、民生委員が行う活動の周知や民生委員に対する必要な情報の提供、活動費の交付など、民生委員活動が円滑に行われるよう支援していきます。

(2)福祉委員との連携(社会福祉協議会事業)

社会福祉協議会は、公的なサービスだけでは解決できない生活福祉課題について、住民同士の相互扶助、公的な制度との連携によって解決することを目的に、その中心的な役割を担うことを期待して「福祉委員」を委嘱しています。福祉委員は、日頃からの近所付き合いや訪問などを通して生活福祉課題を早期に発見し、民生委員や行政、社会福祉協議会、専門機関などへ連絡や相談を行います。民生委員の負担が大きくなっているため、その活動の手助けを福祉委員と連携して行い、地域福祉の推進を図っていきます。

施策 2

地域福祉の支え手の育成・確保

(1)高齢者を支える地域づくりに取り組む人材の配置

高齢者の生活支援を行うとともに、介護予防の基盤整備を推進していくため、地域に「生活支

援コーディネーター」を配置し、地域の住民ニーズや社会資源の把握とともに、地域住民が主体となる高齢者に対する生活支援サービスの体制構築に向けて、地域の高齢者をはじめ住民同士の気かけ合う関係性を育み、相互の助け合いや支え合いの仕組みづくりにつなげる地域づくり支援に取り組みます。

(2)運動リーダーの養成・支援

高齢者の運動機能の低下は、要介護状態につながる要因となることから、ひた健康運動リーダーを今後も養成し、介護予防につながる運動の知識の普及・啓発を行うとともに、ひた健康運動リーダーが地域で活動できるように支援を行い、市民一人ひとりの健康意識の向上を図っていきます。また運動リーダーとなった後もフォローアップの研修会を定期的実施し、リーダーとしてのスキルアップや地域活動の支援を継続して行います。

(3)認知症サポーターの養成・支援

認知症は高齢になるほど有病率が高く 90 歳以上では 50%と誰でも認知症になりうるという認識を持たなければなりません。令和 6 年 1 月に施行された「認知症基本法」では、認知症の本人や家族の意見の尊重、周囲の理解や合理的配慮の促進が求められています。認知症になっても本人の意思が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の人々の認知症に対する理解が必要です。そのために、新しい認知症観を踏まえた正しい知識と理解を持ち、地域等で認知症の人やその家族を優しく見守る認知症サポーターを養成していきます。

また、認知症サポーターの学びを基盤として具体的に支援活動を実施するチームオレンジ(※)のメンバーを養成し、今後も認知症の人の希望に応じた支援を実現していきます。

※チームオレンジ：認知症の人や家族に対し、早期からの支援等を行うための、認知症サポーターによるチーム。

(4)ゲートキーパー(※)の養成

日田市の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移をしており、死亡率は全国、大分県を上回っています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、かけがえのない命を少しでも救うため、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な関わりやつながりができる「ゲートキーパー」を養成し、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に「気付き」「声を掛け」「話を聞き」「必要な支援につなげ」「見守る」人のこと。特別な資格ではなく、様々な立場の人が役割を担うことが期待されている。

(5)児童福祉に関する人材の確保

教育・保育施設の中には、保育士等の不足により、児童の受け入れを断らざるを得ない施設もあります。仕事等を持ちながら子育てをする保護者にとって、入園の可否は大きな問題であり、保育士等の確保は重要な課題です。そのため、日田市出身学生の U ターン促進を目的とした保育士等養成校への訪問や市内高校生向けの就職説明会への参加、就職フェアの開催を通して、保育士等の確保に取り組みます。

(6)福祉に関する人材の確保

今後、本市の総人口は減少し、少子・高齢化が進むことにより、市民の福祉サービスに対する需要の増大、ニーズの多様化が見込まれる中、それに対応できる福祉の人材確保が不安視されています。そのため、関係機関と協議し、研修における講師派遣費用の一部を助成するなど支援を行います。

また、福祉人材の確保やスキルアップのための研修や助成等を継続して実施するとともに、働きやすい職場づくりや離職防止及び処遇改善に向けて関係機関と協力していきます。さらに、多様な人材確保に向けた取組として、福祉の仕事の魅力を伝える情報発信にも努めていきます。

(7)食生活改善推進員の育成・支援

日田市民の食塩摂取量は国の推奨量よりも多く、また野菜の摂取量は1日の摂取目標量よりも少なく、1日に必要な野菜の摂取量の目安量を知っている人も少ないことがわかっています。地域において薄味や野菜料理、バランスのとれた料理の普及など、食育の普及・啓発を行う「食生活改善推進員」の育成や活動支援を今後も行い、市民一人ひとりの食を通じた健康の保持・増進を図っていきます。

3 ボランティア団体等の育成・支援

施策 1 ボランティア・NPO等の育成・支援

(1)ボランティアの育成・活動支援（社会福祉協議会事業）

市民アンケートの結果から、地域において助け合いを活発化するためには、地域活動に携わる人材を育てることが必要と回答した方が一定割合見られました。このように、地域を支える担い手の必要性が高まっている中、地域のために自ら進んで活動するボランティアの存在は重要となることから、社会福祉協議会では、それぞれの地域で福祉活動を行う福祉委員や、手話や点字、生活支援などの専門性のあるボランティアを育成するための支援や、市民ニーズの発掘とボランティア希望者又は団体の登録を行い、ニーズと活動をマッチングするコーディネートを行います。

そのほか、ボランティア希望者及び団体が連絡・協調して、情報及び意見の交換を行えるよう、団体間等の交流を促進するための場の設置や、夏のボランティア体験月間の開催により、ボランティア活動へ参加するきっかけを作ることにより、ボランティアの輪を広げ、併せて市民のボランティア活動への参加を促進していきます。

(2)学校安全ボランティアによる安全で安心できる学校の確立

近年、通学路等において子どもたちが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が全国各地で発生しており、地域社会全体で学校安全に取り組むことが必要になります。そのため、学校安全ボランティア（スクールガード）を地域住民に委嘱することにより、通学路において巡回活動や

見守り活動をお願いし、安全に教育を受けられる環境を整備します。

(3)防災士の養成

市では、平成 24 年の九州北部豪雨をはじめとした度重なる水害や、平成 28 年の熊本地震など大きな災害を経験し、地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した防災士をすべての自主防災組織に配置するとともに、これまで養成した防災士を対象にスキルアップ研修を実施し、防災・減災へ取り組んでいきます。

(4)災害ボランティアネットワークの整備（社会福祉協議会事業）

大規模な災害が発生した場合、災害復旧には大きな混乱が生じる可能性があります。そのため、災害対応を行う各種団体が、災害を想定し、ボランティア同士の役割分担や支援体制、備蓄及び備品の整備状況、研修や訓練の積み重ね等の強化、体制の確立を行う関係団体の連絡協議会を継続して設置し、災害発生に備えます。

(5)母子寡婦福祉会への支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行うためには、母子会の存在や、母子会が行う「児童対象の学習会」などの様々な活動が必要であり、ひとり親家庭にとっては、身近で気軽に相談できる存在となっています。

社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し補助を行い、同会の運営を安定させ、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。

(6)有償ボランティア活動への支援（社会福祉協議会事業）

地域での支え合いが求められている中、有償ボランティアのニーズが高まっています。住み慣れた地域で安心して暮らすために、身近な地域での有償ボランティア活動を推進し、立ち上げに向けた側面的な支援を行っていきます。

(7)NPOの育成

人口減少の進行により、地域に居住する人たちだけでは、地域づくりは進んでいきません。市民が主体となったまちづくり活動を推進するため、これからのまちづくりを担う企画力や行動力のある人材育成に努めるとともに、すでに活動している個人や団体相互の交流の機会を提供し、連携や新たな活動の促進を図ります。

第2節 地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”

① 地域交流の促進

施策1 交流の促進と居場所づくり

(1)地域コミュニティの基盤となる居場所づくり **新** **重** (再掲)

地域の人と人とのつながりの希薄化により、様々な課題や困難を抱える方が、周囲の誰にも相談できず、地域の中で埋もれてしまうことがあります。これを防ぐには、何か異変があった場合、地域住民が気づき、早めに支援につながる 것이大切です。このためには、日頃から、地域住民の間で相互に気にかけてあう意識を育むことが必要となりますが、このような環境づくりを進めるため、属性や世代を超えて地域の様々な人が集まり、安心して気軽に関わりながら過ごせる場を設けることで、住民同士の交流の促進を図っていきます。

(→第1節 ①福祉意識の醸成 施策3(1)でも記載)。

(2)公民館活動の活性化

公民館は住民が気軽に集える身近な居場所の一つであり、青少年学習や人権学習などの公民館が企画する事業のほか、地域の様々な団体等が実施する自主学習教室などが開催されています。これらは地域住民同士の交流の場となっており、つながりをつくる機会となっています。

また、公民館と同様に地域との関係の深い組織である社会福祉協議会とも連携することで、住民の関心のあることやニーズを把握し、公民館活動の活性化に努めていきます。

(3)高齢者の交流の促進

自宅に閉じこもりがちの方や他者との交流が必要な方が、公民館等の身近な施設で開催している生きがいサロンや住民主体の通いの場を利用することで、生きがいづくりや介護予防につながるよう支援しています。

特に、住民主体の通いの場については、外出や運動、コミュニケーションの機会を増やし、介護予防の場として健康寿命延伸の一助となることから、週に1回以上の開催ができるよう支援し、住民が活躍し生きがいにつながる地域づくりを行っています。

〈コラム②〉 ～ 田島1丁目の「週1通いの場」の取組 ～

- 田島1丁目では、毎週金曜日、町内の公民館で「介護予防教室」が開催されています。
- 教室では、「めじろん元気アップ体操」と「ラジオ体操」を基本に、「365歩のマーチ」に合わせた体操、熱中症対策のクイズ、健康講話のほか、ゲームなどのレクリエーションを実施しており、毎週、地域の10名くらいの高齢者の方が、楽しみながら参加しています。
- 参加している高齢者の方からは、「運動する習慣になり、日々の健康に役立っている。」「おしゃべりができて仲間との交流が楽しみ。」などの声が聞かれます。
- このような「週1通いの場」は、自宅ではなかなか運動しないという高齢者にとって、無理なく楽しく運動習慣を身につけ継続できたり、社会参加の場となっており、現在、市内では103か所（令和6年8月末）の会場で、それぞれ工夫を凝らした内容で取り組まれています。



(4)子どもの居場所づくり

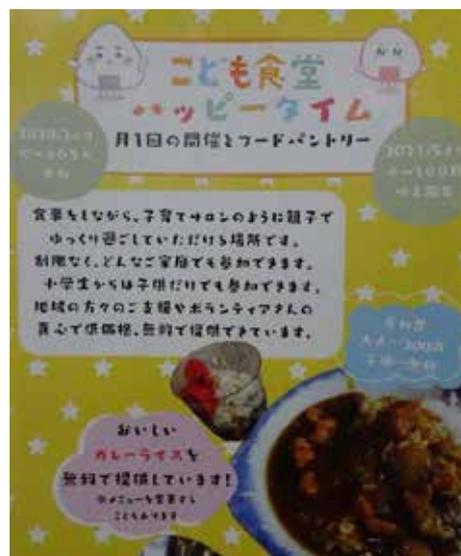
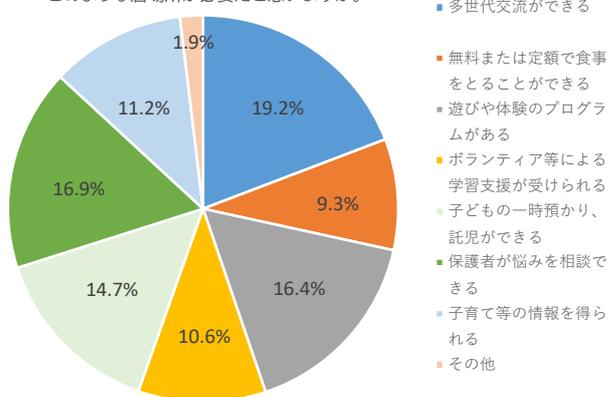
少子高齢化や核家族化に伴い子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域・学校・公民館が連携し、公民館や地域における様々な生活体験活動の実施や放課後、休日の安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、子どもの孤食の解消や安心・安全な子どもの居場所づくりを目的に、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する団体等を支援することで、地域の力を活かした子どもの居場所づくりに努めます。

〈コラム③〉 「こども食堂ハッピータイム」 ～ 地域の子ども食堂の取組 ～

- 「こども食堂ハッピータイム」は、三芳地区で毎月1回、日曜日のお昼どきに開かれます。
- ハッピータイムでは、地域で採れた野菜を使った、できたてのカレーライスなどがふるまわれ、毎月、地域の子どもたちをはじめ、幅広い世代の10名くらいの方が集います。
- 子どもたちからは、「友達と遊んだり、ご飯が食べられて楽しかった。」「おなかいっぱい、おいしかった。」など、大人たちからは、「おしゃべりして、何だかほっとした。」「毎回楽しみにしている。」などの声が聞かれます。
- このように、こども食堂は地域の子どもたちにとって、友達と語り合ったり、大人から昔の地域のお話を聞けたり、かけがえのない身近な交流場所となっており、現在、市内の8つの地区で開かれています（令和6年12月末）。

問19 こどもが地域で社会の中で健やかに育つためには、どのような居場所が必要だと思いますか。



(5)放課後児童クラブの運営強化 新

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）が、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に、家庭に代わって小学校の余裕教室等で過ごすことができる場所です。人口減少、少子化に伴い対象児童数は減少していますが、核家族化、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは高くなっています。

これまで、児童クラブの運営は保護者主体の運営委員会により行われており、保護者は昼間の就業後に児童クラブの運営者、雇用主としての責任を抱えていること、また、児童クラブの会計事務や放課後児童支援員の給与計算等、様々な業務が大きな負担となっていました。

このようなことから、令和6年度より保護者の負担軽減を図るため、運営主体の抜本的な見直しを行い、運営を一元化しました。なお、放課後児童クラブの未設置地区については、地域の実情に応じて対応していきます。

(1)地域コミュニティ維持及び地域課題の解決に向けた取組に対する支援

市内周辺部においては人口減少や高齢化等が著しく、そのため、集落機能の維持などが困難になりつつあります。住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるためには、住民自らが活動する環境をつくり、自治の領域を広げることが、持続可能な地域をつくっていくことにつながります。そこで、集落機能の維持が困難になりつつある地域を対象として、住民主体による地域コミュニティ維持及び地域課題の解決に向けた取組に対する支援を行い、安心して快適に暮らせる地域を目指します。

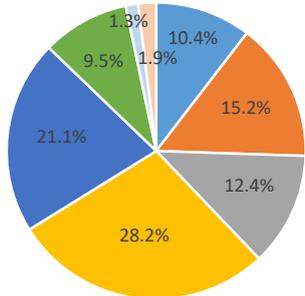
本市では、アンケート調査でも需要の多かった高齢者の移動支援について、住民主体の支え合いによるサービスの創出に向けた取組を開始しました。今後も日常生活上の支援体制の充実を図るため、地域のニーズを把握し、支援の担い手の育成や地域での互助活動の中心となる協議体の支援を行うなど、各地域の実情に応じた持続可能な地域づくりを進めていきます。

〈コラム④〉 ～住民の支え合いによる高齢者移動支援の取組に向けて～

- 日田市では、多くの高齢者の方が、免許返納後の生活など移動に関する不安を抱えています。
- そこで、地域住民の懇談会が開かれ、「みんなで作る高齢者の支え合い」をテーマに、地域の移動に関する困りごと（買い物、病院への通院など）や、どうしたら住民同士の助け合い活動に取り組めるか、などについて話し合っています。



アンケート 問32 高齢になったときにあればよいと思う支援



- 住まいを確保するための支援
- 食事の提供支援
- 体力や体調の変化について気軽に相談できる支援
- 買い物や通院等のための利用しやすい交通手段
- 日々のちょっとした困りごとを頼める支援（買い物、ゴミ出し、草むしり、電球交換等）
- 死後に備えた手続の支援（遺言、遺品整理、相続など）
- その他
- 無回答

※関連施策として P45「(3) 高齢者の移動支援」を参照

(2)地域の集落機能維持への取組

過疎化や高齢化の進行が著しい周辺部では、地域住民の閉塞感や将来への不安が大きく、地域コミュニティを維持していくことが困難になりつつあります。そこで、地域の実情に詳しい人材に地域の様々な活動に関わってもらい、地域団体の活動支援等を行いながら、地域内での交流を促進する集落支援員を配置します。

(3)地域活性化への支援と拠点の整備

地域活動にあたっては、基礎的団体である自治会等が中心的となって活動しており、特に共助の部分では大きな役割を担っています。その自治会等が行う地域活性化の取組や公民館等の拠点の整備、地域振興を図ることを目的に行う事業に対し、経費助成などを行い、地域コミュニティの維持を支援していきます。

また、市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う地域課題の解決につながる公益的な事業に対して経費の補助を行い、活動を支援します。若い世代がまちづくりに関する活動の担い手となれるよう、若い世代への補助にも力を入れ支援します。

(4)学校運営への参画による地域づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、未来を担う子どもたちのたくましく、心豊かな成長のためには、学校と地域の連携・協働が重要です。そこで、学校運営に地域の人々や保護者が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を推進し、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの特色ある学校づくりを行います。

施策 3 活動環境づくり

(1)高齢者の活動環境づくり

高齢者の地域社会への参画や生きがいづくりの生涯学習や活動の場を提供し、参加しやすい環境をつくることは、高齢化が進むなか、ますます重要性を増しており、高齢者が地域で生きがいを持って暮らせることにつながり、また健康寿命の延伸や認知症予防にも効果が期待できます。

「咸宜大学」では、文化、人権、防災など様々な分野の講座のほか、バス研修や各種クラブ活動、高校で看護を学ぶ学生と各クラブとの交流事業を実施してきました。今後もそのような事業を行うことにより、生きがいや健康づくりなどに取り組むための環境づくりを進めます。

また、老人福祉センターでは日田市老人クラブ連合会と連携し、「8坪農園」の貸し出し、「趣味の教室」の充実、文化活動の発表の場としての「生きがいグループ合同発表会」の開催など、高齢期を豊かに過ごすため、スポーツ・文化・知識・教養などを学ぶ機会を提供し、積極的に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2)ふれあい宅配講座の実施

市民等の団体・グループが要望する集会等に市職員等が出向き、市政の説明や講演などを行う「ふれあい宅配講座」を開講し、市民への学習機会の充実及び意識啓発の促進、市民相互の生涯学習のまちづくりを推進し、市民が考え、活動する環境づくりを支援します。

(3)地区集会所の機能充実

地区集会所は、人権問題に係る啓発事業と福祉活動を通じて、地域住民の活発な交流を推進し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指す拠点的な施設です。

このため、集会所を「開かれたコミュニティセンター」と位置づけ、生活に密着する課題に着

目したうえで、多くの住民が参加できる学びや議論の機会を設定し、支え合う意識の醸成が図られる環境づくりに努めます。

② 生活環境の整備

施策 1 移動手段の確保

(1)暮らしを守る地域公共交通づくり

本市では、必要不可欠な民間バス路線の赤字補填によるバス路線の維持、公共交通空白地域における乗合タクシーの運行、上津江・中津江地区の全域や大山地区の一部地域における予約制の市営デマンドバスの運行、スクールバスの空き時間を利用した福祉バスや市中心部の循環バスの運行など、様々な方策により、地域住民の通院や買い物等における生活交通を確保する取組を進めてきました。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行により、地域公共交通の重要性はますます高まっているのが現状です。

公共交通は、地域づくりや地域福祉の推進の上で重要な役割を持つことから、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保、利便性の向上を図りながら、交通事業者や地域の人たちと一緒に、地域の実態にあった交通体系・交通手段の確保ができるよう取り組んでいきます。

(2)障がい者の移動支援

知的障がい・精神障がい又は身体障がいを持つ人の中には、移動に著しい困難を持っている人がおり、気軽に外出することができない人がいます。

引き続き、相談支援事業所と密に連携し、移動の援護など適切なサービスの提供や移動に必要な情報提供等を行い、障がい者の移動に対する支援を行います。

(3)高齢者の移動支援 ※関連施策として P43 コラム④を参照

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、高齢者一人ひとりの状態やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援を提供することが必要です。

高齢者に対する外出支援や買い物支援、見守りなど、日常生活上の支援体制の充実を図るため、支援の担い手の育成や地域での互助活動の中心となる協議体の設置に向けて支援を行います。

施策 2 居住環境や居住支援体制の整備

(1)障がい者住宅のバリアフリー化

在宅重度障がい者や同居する家族等が、生活上支障のある設備の改造（バリアフリー化）を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、必要な費用の一部を助成し、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

(2)高齢者住宅のバリアフリー化

在宅高齢者が寝たきりの状態となることを予防するとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改造を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、手すり設置・段差解消等の対象工事に対して必要な費用の一部を助成し、高齢者及び介護者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

(3)公共施設のバリアフリー化

公共施設は不特定多数の人が利用するため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化など、公共施設の新築、増築、改築等を行う場合には、高齢者や障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設の整備を行います。

(4)高齢者等の住宅要配慮者への支援 **新**

住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、日常の安否確認・見守り支援と、生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎなど、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備に向けて、福祉施策と住宅施策の連携の強化及び民間関係団体とのネットワークの拡充を推進します。

施策 3

安全な交通アクセスの整備

(1)通学路における児童生徒の安全確保

登下校中の児童生徒の安全を確保するため、引き続き「日田市通学路交通安全プログラム」を策定します。年度当初に各学校において通学路の点検を実施し、その後、通学路安全推進会議において、点検結果に基づき、道路管理者や警察等の関係機関と情報共有を行うとともに、具体的な改善策について検討・協議し、さらには関係機関に働きかけを行うなど、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

(2)生活関連道路の安全対策・整備

市民に身近で欠かせない生活道路の整備に対する要望は多く、拡幅や離合所設置などの改良や側溝等の施設整備により安全性や利便性の向上を図ります。

また、見通しの悪い交差点、カーブ及び道路との高低差が大きいなどの危険な箇所については、交通事故の防止や被害の軽減のためカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備し、利用者が安心して通行できる安全性の高い道路環境を整備します。

(3)交通安全の啓発

本市において、車の利用は日常生活に欠かせない重要な役割を果たしています。

人と車の共生を目指して、安全で快適な交通環境を実現するために、地域や関係団体と連携しながら、交通安全啓発活動の推進や交通安全教室の開催など運転者と歩行者の交通安全意識の高揚に努めていきます。

施策 1 見守りネットワークの充実

(1)ひた高齢者等見守りあんしんネットの取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域の実情に応じた高齢者等を見守る体制を構築する必要があります。日頃から高齢者等と接する機会の多い生活関連事業者と協定を締結し「ひた高齢者等見守りあんしんネット」を構築しています。今後も生活関連事業者との協定締結の拡充を促進し、生活関連事業者が高齢者等世帯を訪問、又は高齢者等が来店した際に様子に異変が疑われる場合は市や警察署に通報し、市と警察署が連携して迅速に対応するよう努めます。

(2)認知症高齢者の見守り支援

認知症の予防や、認知症の人や家族が孤立した生活をしないためには社会との関わりが必要です。そのために、認知症の人や家族などが集う「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の運営支援や、認知症の人と支援者をつなぐチームオレンジの体制づくりを行います。特に認知症の人を介護する家族等の不安の軽減を図るために、同じ悩みを持つ介護者相互の交流会を開催しています。

また、地域の高齢者が安心して生活を継続できるよう、行方不明者早期発見のネットワークづくりなど、地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築に向けた支援を行います。

(3)一人暮らしの高齢者等への支援

本市では、近年、高齢化率の上昇とともに、一人暮らしの高齢者（単身高齢者）の世帯数が増加の傾向にあります。このような単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるため、支援が必要な方に対して、配食サービスの提供による食生活の支援と合わせて、見守りによる安否確認を実施し、何かあった場合には関係機関へ連絡を行う等の支援を行っています。

このような食を通じた高齢者の安否確認のほか、今後も単身高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ライフステージに応じた支援ニーズを適切に把握したうえで、必要な支援を検討していきます。

(4)障がい者の地域生活定着へ向けた支援

自宅において単身で生活する障がい者や同居している家族等が、障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込まれない状況にある場合、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による支援体制が必要です。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに対しては、相談支援事業所による面接でのアセスメントを実施し、生活状況や緊急時の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成して常時の連絡体制を確保しながら、緊急訪問や相談など必要な支援を行っていきます。

(5)不審事案発生時の周知と情報提供

犯罪、事故等による被害を未然に防止するため、事件や事故が発生した場合には、無線放送やホームページ、又は携帯メールシステム等を活用して広く市民に周知するとともに、日田市民に危害が及ぶ恐れのある事件発生時においては、警察、関係部署と相互に連携し迅速に情報を提供して、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現に取り組んでいきます。

施策 2

災害時の支援体制の充実

(1)災害時の支援とネットワークづくり

高齢者や障がい者、乳幼児など要配慮者のうち災害発生時に避難支援が必要となる避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し自治会や民生委員など避難支援等関係者へ情報提供し、地域での要配慮者の把握を行っています。

災害発生時、避難行動要支援者は一人では避難行動をとることが難しくなると考えられるため、本人や家族はもちろん、地域住民や福祉専門職、市福祉部局・市防災部局など様々な関係者と一緒に個別避難計画の作成にも取り組み、災害時に迅速な避難行動につなげるための支援体制づくりや、平時からの顔の見える地域づくりを推進していきます。

また、避難を要する要配慮者のうち指定避難所や自宅等での避難が著しく困難となった人を対象に、市内 32 の社会福祉施設等と協定を締結し協定福祉避難所として開設・運営をお願いしているほか、市中央児童館を乳幼児や妊産婦等を受け入れるための指定福祉避難所として指定しており、要配慮者が安心して避難できる体制を整えています。

さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・かかりつけ医・既往症などの情報を記載した容器（緊急医療情報キット）の配備を行い、緊急時の安心・安全の確保を図っていきます。

このほか、大規模な地震が発生した場合を想定し、あらかじめ避難行動要支援者の視点に立った必要な対応を検証していきます。

(2)自主防災組織への支援

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しく、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

日田市は、近年の大規模災害の教訓から地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自主防災組織は、地域防災力の向上とともに地域社会での連帯意識の醸成にもつながるため、自主防災組織の活動に必要な備品の購入及び訓練に要する経費に対し助成を行い、自主防災組織の活動を支援していきます。



防災士の避難所開設訓練



住民参加型訓練

(3)被災者への居住支援 **新**

住家被害を受けた方が、指定避難所又は協定避難所での避難生活が長期化しないよう住宅再建までの間において、一時的な居住の安定を確保する必要があります。

被災者の円滑な一時避難と早期の住宅再建に資するため、市営住宅への受入れのほか、居住支援法人や福祉関係団体・不動産関係団体等との連携を強化し、空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用した一時避難場所の確保や入居後の見守り支援体制の整備に向けて取組を進めます。

(4)災害ボランティアセンターの開設・運営（社会福祉協議会事業）

災害時に設置される災害ボランティアセンターは、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となります。災害ボランティアセンターの開設・運営は社会福祉協議会が担っており、災害対策本部などと連携のうえ、ボランティアの登録・管理、派遣や、各団体間の調整等を行っています。

災害ボランティアは被災直後、被災者にとって、心の支えとなる重要な支援となっています。日ごろから地元自治会やボランティア団体との関係の強い社会福祉協議会において、被災者に寄り添い求められる支援を行えるよう、市や各団体との連携を強化していきます。

4 地域福祉の基盤とネットワーク強化

施策 1 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、各種事業の企画、実施や地区社会福祉協議会というネットワークによる事業の展開、あるいは地域住民の参加を促進しながら、地域福祉の活動に取り組んでおり、市とともに地域福祉推進の主体となっています。社会福祉協議会が担う役割は、地域福祉課題が複雑・多様化している中でますます大きくなっています。そのため、市との十分な連携を図ることにより、地域住民の生活福祉の向上につながるよう、社会福祉協議会の活動を充実していきます。

施策 2

地域の多様な担い手がつながるプラットフォームの展開 (新) (重)

地域住民のニーズや生活課題は多様化しており、福祉分野の関係主体に限らず、そのほかの分野で住民の生活を担っている一般企業・個人事業主、教育機関など、地域の多様な主体と協働していく必要があります。

このような多様な主体が集まることで新たな関係性が構築され、さらに、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで新たな気付きを得て、アクションが起きやすい環境を整えるため、地域の多様な担い手がつながるプラットフォーム（※）を展開していきます。

※プラットフォーム：分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”。

〈コラム⑤〉 ～すべての人が地域で活躍できるための分野を横断した取組について～

- 地域共生社会の実現に向けては、すべての人が、どのような状況にあっても、自分らしくそれぞれで役割を持って暮らせるための地域づくりが求められます。
- このような観点から、「ひた生活支援相談センター」では、福祉分野以外の様々な分野と連携し、様々な生きづらさを抱えた方（精神面で波のある方など）に向けて、社会参加や就労につながるための支援を行っています。
- 農業の分野では、自然とのふれあいや時間的に柔軟な働き方が可能。
例えば、週2日、収穫したねぎの泥落としや整理を行う出荷準備を経験した方からは、「自然の中で働くことで、心のリフレッシュになった」、「自分でもできることが見付き、仕事への興味が出てきた」などの感想が聞かれます。
- このほか、工業の分野では、自分の適性を活かした活躍ができるよう企業の方と連携し、安心して作業に従事できる環境の整備などに取り組んでいます。
- 今後も、このような様々な分野を横断した包括的な支援が、各地域で広がるような取組を進めていきます。



施策 3

社会福祉法人の地域公益活動の充実 (新)

社会福祉法人は、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

社会福祉法人が地域で公益的な取組を行う際に、円滑に地域の福祉ニーズを把握できるよう協力し、地域の福祉サービスの充実を図ります。

〈コラム⑥〉「ほっと喫茶」～（社会福祉法人）ぴいたあパンの家の地域における取組～

- （社会福祉法人）ぴいたあパンの家では、地域における公益的な取組として、毎月1回、施設の喫茶店を地域住民のために開放し、地域住民が気軽に集える「ほっと喫茶」を開催しています。
- 「ほっと喫茶」には、津辻地区の地域住民10名ぐらいの方が集い、参加した地域住民の方は、おののお、施設の焼きたてのパンとコーヒーを片手に、よもやま話に花を咲かせています。
- このように、「ほっと喫茶」は、地域住民同士のつながりを深める大切な地域の交流の場となっています。また、余ったパンは、地域の児童福祉施設等に提供しています。



施策4 地域福祉情報の提供

(1)情報提供の充実

医療、健康などの福祉情報やまちづくりに関する情報等が必要とする人に届くことは、地域で暮らしていく上での安心や地域活動のきっかけ、活性化につながります。これらの情報を有効に活用してもらうためには、「誰もが容易に取得できる」ようにしなければならず、行政情報を発信することの重要性を認識して市民と情報共有を図る必要があります。そのため、市民のニーズに応じ、広報紙、ホームページ、SNS、防災ラジオ等を活用した情報発信を行っています。今後も市民が容易に取得できる媒体の活用を図るとともに、市からの地域福祉情報の発信にあたっては、市民が情報を得やすいよう情報提供の充実に努めます。

(2)子育てガイドブックの発行

子育てに関する相談窓口や施設、支援策などはとても種類が多く、施策の内容の変更等もあるため、子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供できるよう、毎年、民間企業と共同製作し、出産・子育てに関する各種支援サービスや相談窓口を紹介する市民向けの子育て情報誌を発行しています。今後も子育て中の保護者が容易に情報を受け取ることができる手段の一つとして、発行を継続していきます。

(3)介護保険に関するパンフレットの作成

介護保険のサービス内容や利用方法は、要介護度や使うサービスにより異なり、市民にとってはわかりにくい。ため、介護保険で受けられるサービスや料金、利用方法などをまとめたパンフレットを3年に1度作成し配布することで、介護保険に関する内容の周知を図っていきます。

また、高齢になると誰でも認知症になる可能性があるといわれています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の進行状況に応じて利用できるサービスなどをまとめ、パンフレットとホームページで周知していきます。

(4)カラーユニバーサルデザインの推進

市が配布する様々な印刷物は、情報になるべくすべての人に正確に伝わるよう配慮して作成する必要があります。特に印刷物は視覚でとらえるものである以上、色覚や視覚に障がいがある人や加齢とともに視力が低下した高齢者などにも見やすく分かりやすいものでなければなりません。市の印刷物の作成にあたっては、カラーユニバーサルデザインに基づいた作成のガイドラインを周知し、誰もが見やすいものとなるよう取り組みます。

(5)消費者被害情報の提供

消費者被害の未然防止のためには、消費者自身が消費者問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けることが必要です。そのため、消費者セミナーを地域の公民館等で開催するとともに、ホームページ・広報紙等で消費者被害の実態についての情報提供や注意喚起を行っていきます。また、消費者団体の活動を支援し、団体が行う消費者の知識習得の支援及び消費生活展での発信を行います。

第3節 様々な生きづらさを抱えた方が、

包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”

① 包括的な相談支援の強化

施策1 相談機能の充実

(1) 多機関協働事業による包括的な支援体制の整備 **新** **重**

地域で住民が抱えている生活福祉課題は、行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ひた生活支援相談センター等で相談に応じていますが、近年、高齢者福祉や児童福祉、障がい福祉などの複数の分野の問題が複雑化・複合化し、また、ひきこもりや8050問題などこれまでの制度では対応しきれない課題も出てきています。これらの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題は周囲が気づきにくいというえ、一つの相談機関では解決できないものが多いため、問題が深刻化するおそれがあります。このようなケースに対応するため、支援機関同士及び行政機関との連携を強化し、適切なマネジメント役のもと支援者の役割分担を行うなど、チームとして多機関が協働し包括的な支援を行います。

また、支援にあたっては地域の社会資源（※）や支援メニューの活用も必要であり、支援対象者に適した社会資源等とのマッチングを行います。そのために、地域に不足する社会資源等を把握し、地域の団体等に働きかけるなどして、新たな社会資源等の創出に向けた支援を行います。

※社会資源：支援に活用できる「ヒト、モノ、財源、情報」のこと。

(2) アウトリーチ支援（※）による継続的な相談機能の充実 **新** **重**

地域には、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人がいます。

このようなケースでは、少しでも早く支援とつながることにより、課題の深刻化を防止できることから、相談に来るのを待つのではなく、支援機関との連携や地域住民とのつながりの中で、潜在的なニーズを把握します。

また、このような課題を抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることで、適切な支援につなげていきます。

※アウトリーチ支援：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

市内4つの日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを委託により設置運営し、総合的な相談窓口機能、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務、ケアマネジメント業務を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療・介護予防・介護・生活支援・住まい」を一体的に提供し、かつ包括的な支援・サ

ービスを行うことができる地域包括ケアシステムの構築を、多様な関係機関と連携しながら推進しています。

また、医療や介護が必要な状態になっても、在宅医療と介護を一体的に提供する支援体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進会議を中心に多職種連携の推進や地域住民への普及啓発に取り組んでいます。今後は、住民の在宅医療と介護の連携について理解を促進するため、地域へ出向いての出前講座等を開催し普及啓発に取り組んでいきます。

(4)地域子育て支援拠点の整備

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化の中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所を提供することで、保護者の抱える、育児に関する様々な不安の解消を図り、本市において安心して子どもを産み育てられるよう現行の施設を活用し、引き続き、子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所を提供し、子育て支援を行っていきます。

(5)妊娠期から子育て期までの継続した支援

支援が必要な家庭・乳幼児・児童が年々増加傾向にあり、その背景も複雑・多様化しています。妊娠期から適切な情報提供や支援ができるよう、こども家庭相談室に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期の相談支援体制の充実や総合的な支援を行います。

また、育児不安を抱える妊産婦に対しては、産科医・小児科医・保健師等の連携を強化しての支援、さらに、出産後には保健師による全戸対象の母子訪問や乳幼児健康相談、5歳児発達相談会など、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。

(6)犯罪被害者への支援

犯罪が起こった場合、その被害者は、加害者の責任能力や経済能力の不足により十分な補償が受けられないだけでなく、法的手続き、入院や治療等、普段の生活に支障をきたし、風評被害等の二次的被害に遭うなど、被害の拡大が懸念されます。犯罪被害者やその家族が、被害から早期回復し、精神的・経済的な負担が軽減されるよう、警察署、大分被害者支援センターと相談に関する連携を図り、見舞金の給付等の支援を行っていきます。

施策 2

相談体制の充実

(1)認知症に関する相談体制の充実

認知症の進行を緩やかにするには、早期から継続的に関わる必要があります。認知症が疑われる人の初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームや、地域での支援ネットワークを構築したり相談支援を行う認知症地域支援推進員を専任で配置して、状態に応じた適切な支援を行います。

(2)子育てに関する相談体制の充実

育児に不安を抱える保護者や支援を要する児童の相談件数は、年々増加傾向にあります。地域の実情把握・相談対応・調査・継続的支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室の機能を包含）」を一体的にした「こども家庭相談室」を設置し、妊娠期から子育てまで一元的に相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、母子父子自立支援員を配置し、貧困率が高いといわれるひとり親家庭の自立や、生活向上を図るための相談・指導に引き続き取り組み、今後も家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るための支援に努めていきます。

そのほか、ひきこもりがちで育児不安を抱えて子育てをしている保護者は、相談機関の利用や子育て支援拠点等へ出向くことができません。子育てに対する負担感や不安感を抱える家庭に対しては、ボランティアを派遣し、「傾聴」と「協働」により保護者の負担感や不安感の軽減を図る取組も継続してまいります。

このような取組をより効果的に進めるためには、子どもの成長に応じた学校現場との連携が必要不可欠となることから、福祉分野と教育分野との協働をより深めてまいります。

(3)子育てサービスに関する相談体制の充実

利用者が様々な子育て支援サービスの中から自分の家庭に一番ふさわしいものを選択することは難しいため、子育て家庭がニーズにあった支援を選択して利用できるよう、こども未来課窓口にて専任職員を配置し、情報の提供や相談・援助等を行っています。今後も教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言を引き続き行います。

(4)障がい者に関する相談体制の充実

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、専門的な知識に基づいた情報の提供やサービス利用等の支援が重要であり、相談件数や延べ相談人数も年々増加しています。日田市障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携し、障がい者やその家族、関係者等からの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や支援に引き続き取り組んでまいります。

(5)健康に関する相談体制の充実

地域における健康相談は内容が多岐にわたるため、相談内容に応じた細やかな指導や助言などの支援が必要となります。相談件数も年々増加傾向、かつ複雑化しているため、関係機関と連携し、問題解決を行うケースもあります。今後も市民が安心して相談できるよう、地区健康相談や窓口相談、電話相談、女性専門相談、介護予防相談など、引き続き相談体制の充実に努めます。

(6)消費生活に関する相談体制の充実

悪質商法の手口は年々複雑・巧妙化し、消費者被害が深刻化する中、相談内容も多種多岐にわたっています。消費者被害の未然防止及び早期解決のため、市民の誰もが身近な地域で専門的な相談が受けられるよう相談体制を充実させる必要があります。現在、いつでも消費生活相談を受けられるように消費生活センターを市役所内に設置し、専門的な知識を有した相談員を配置し

ています。今後も社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携し、消費生活センターの周知を図り、消費者被害防止に努めていきます。

(7)地区集会所における相談体制の充実

地区集会所は、地域住民が抱える地域生活課題に係る相談に対応してきました。今後においては、地域住民との信頼関係の構築を図ることを基本とし、社会状況の変化や住民ニーズを把握し、相談事業の目的や対応可能な項目・内容などを明確に示すなど、対応の強化を図ります。

また「解決まで寄り添う」という原則のもと、次の相談機関への「橋渡し」に終始せず、関連機関との協働体制を整備し相談事業の本格化に努めます。

施策 3

生活困窮者等を支援する体制整備

(1)生活困窮者自立支援の取組

平成 27 年に「ひた生活支援相談センター」を設置して以降、生活困窮等で困りごとを抱える方やその家族からの相談を受け付け、住居の確保や就労に向けた支援、家計の状況把握など、必要な支援を実施してきました。

ひた生活支援相談センターでの相談件数は、コロナ禍において増加したものを除けば、ほぼ横ばいの状況ですが、その相談内容は複雑化・複合化の傾向にあり、相談者だけではなく、世帯全体として支援が必要な状況も見られます。

困りごとを抱えた方が孤立せず、適切な支援につながるということが重要であることから、地域でのつながりや分野を超えた支援者の連携等の中で、幅広く受け止める体制を整備し、これまで実施してきた支援（自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、就労準備支援など）と合わせて、包括的かつ継続的な相談・自立支援を行います。

また、生活困窮者自立支援法等の改正に伴い、居住に関する相談支援等が明確化されたことから、居住支援に関しては、居住支援協議会等の関係団体との連携を確保し、居住に関する相談対応に加え、関連する福祉サービス等を活用した包括的な支援体制を構築します。

(2)生活保護の相談体制の充実

生活に困窮する相談者は様々な課題を持つ方が多く、相談者の状況や内容から適切な助言や生活保護へのスムーズな申請支援が必要となります。このような相談者に対し、福祉に関する専門的知識を有する相談員がきめ細やかな支援を行い、生活保護の適正な実施を推進する相談体制の充実に努めます。

(3)生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者は、身体的な障がいや傷病、生活習慣などの課題を抱えている場合が多々あります。このような生活保護受給者の自立に向けた支援として、生活保護のケースワーカーと就労支援員が公共職業安定所と連携して行う就労支援や就労に向け課題がある方への就労準備支援、家計改善支援を行い日常生活、社会生活及び経済的自立につなげていきます。

施策 4

ひきこもりへの支援

ひきこもりの相談支援は、「ひた生活支援相談センター」を中心に行っていますが、ひきこもりの状態に至った経緯や期間などが様々であるため、解決に至るまでに長い時間を要する難しい課題です。

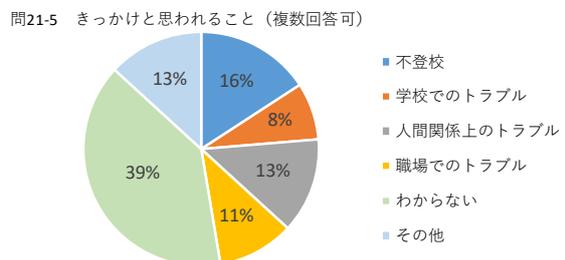
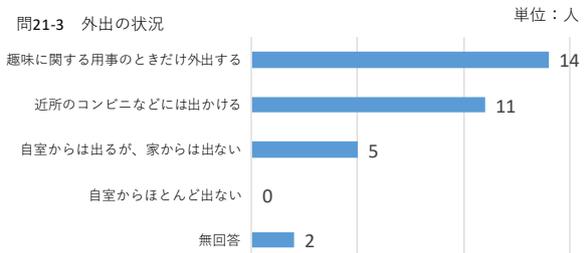
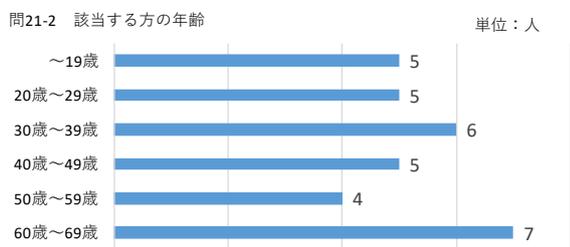
今後、適切な支援を行っていくためには実態を的確に把握することが必要であることから、実態調査を実施し、その結果を基に適切な支援内容を検討していきます。あわせて、ひきこもりの支援においては専門性も求められることから、より対象者に寄り添うためにも、有識者等を活用した支援を検討します。

また、社会との接点が少ないひきこもりの状態においても、相談窓口や支援に関する情報が確実に届くよう工夫しながら、広報紙の活用やリーフレットの配布を行っていきます。

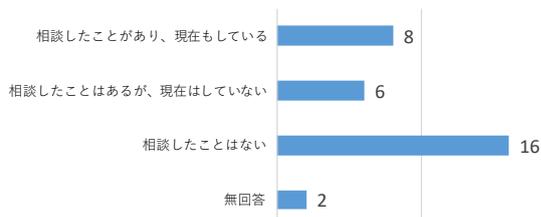
< 市民アンケート調査のうち、ひきこもりに関連する回答を抜粋したもの >

(注) 実態調査ではありません。

- ・ ひきこもり状態にあると推測される人数は、回答者全体で 32 人いた。
- ・ 年齢層ごとに見た場合、60 歳代が最も多くなったが（7 人）、各年代で大きな差は見られない。
- ・ ひきこもりの期間については、5 年～10 年未満が最も多く（7 人）、10 年以上の割合が全体の 1/3 以上を占めている。
- ・ きっかけを見ると、「わからない」が 39%と最も多く占めており、次いで「不登校」、「人間関係のトラブル」となった。
- ・ 相談機関等へ「相談したことはない」との回答が半数となった。



アンケート 問21-6 相談機関や医療機関への相談状況



- * アンケート調査の回答(問21,21-2,21-5)について、以下の抽出条件により、クロス集計を行ったもの。
1. 世帯に「仕事や学校などに行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない状態」に当てはまる人がいる。(問21)
 2. 1に該当する人の年齢が70歳未満(問21-2)
 3. 現在の状況になったきっかけと思われることが「要介護状態や病気」以外(問21-5)

〈コラム⑦〉 ～ ひきこもり家族会「KHJ 日田ゆきどけの会」の取組 ～

- 「KHJ 日田ゆきどけの会」は、ひきこもり当事者の家族が集まり、毎月の例会を基本に、勉強会や講師を招いての研修会を実施しています。
- 例会では情報交換や近況・困り事など、参加者が自由に話をしています。話したくない時などは、みなさんの話を聞くだけでも参加できるので、誰もが安心して集まれる場所となっています。
- 勉強会では、まずはご家族が本人の生きづらさを理解し、どう向き合い、関わっていったら良いかを考え、家族ができる具体的な支援方法などを学習しています。
- また、例会・勉強会以外の対応も行っており、気軽に相談できる場所になっています。



SDS 家族心理教育の勉強会

※SDS：社会的距離症候群（Social Distancing Syndrome）の略



会が主催した理解促進のための講演会

施策 1 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

(1)現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されておらず、また、財産管理に関する支援が中心となっており、意思決定支援や福祉的な支援に乏しい運用になっているのが現状です。

日田市では、県弁護士会等で編成された大分高齢者虐待対応チームとの個別事例の相談や助言、市が実施する事例検討会や研修会への講師の派遣などを通じた支援体制の構築、また、成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援などを行っています。

さらに、成年後見人等の活動に必要な知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人の養成について、社会福祉協議会の事業として取り組んでいるところです。

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画により、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務化されました。

市では権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築を図るため、令和 6 年度に「日田市成年後見制度推進連絡協議会」を設置し、機関相互の連携、課題の調整及び解決、その他成年後見制度の利用の促進に関することについて、取り組んでいくこととしています。

(2)成年後見センターの設置

認知症を疑われる高齢者や単独世帯の高齢者・障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は今後高まっていくと考えられます。現在、成年後見を主に担っている弁護士や司法書士等の専門職にあっては、低所得者等は経費を含めて敷居が高く、今のままでは成年後見制度の利用促進にはつなげていきません。地域において、成年後見制度の活用が必要であるにも関わらず、適切な後見人等の候補者がいない、あるいは、鑑定にかかる費用や後見報酬などの経済的問題や申立てが可能な親族がいないことによって申立てができず、成年後見制度の利用に至らないということがあってはなりません。

そこで、成年後見制度の利用が必要な人が、支援を受けやすく、また安心して利用できるよう、市民後見人の養成など、成年後見制度における後見等の業務を法人が行う「成年後見センターひた」を社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の利用促進を図っています。また、令和 6 年度に設置した「日田市成年後見制度推進連絡協議会」の中で関係機関との連携、情報交換を図っていきます。

(3)協議会と中核機関の設置

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「日田市成年後見制度推進連絡協議会」を通して、成年後見制度の利用を地域において支援します。

協議会では、成年後見制度利用に関して多職種間での情報交換や意見の交換などの連携を行い、制度の普及啓発や課題の調整、解決を行います。

また、協議会の中に、適切に支援につなげる地域連携（地域連携ネットワーク）の中心となる中核機関として「成年後見センターひた」を設置しており、成年後見制度の広報・啓発、相談、受任者の調整や市民後見人等の育成、後見人の支援を行い、地域における成年後見制度に関する連携・対応強化の継続的な取組を推進していきます。

(4)成年後見制度の普及啓発の推進

成年後見制度は、本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であり、利用する人への啓発活動とともに、そのような声を上げることができない人を発見し、支援につなげることが必要です。そのため、成年後見制度の普及啓発について、「成年後見センターひた」等と連携し、広く市民に周知していきます。

なお、成年後見制度の利用にあたっては、本人の利益となるよう、社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）との適切な連携など、多面的に取り組みます。

(5)申立ての支援

成年後見の申立てに要する費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

(6)市民後見人の養成・支援

現在、「成年後見センターひた」の運営を社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成を行っています。市民後見人は、住民同士という身近な関係を生かし、身上監護面を中心に、その人の生活に寄り添う支援が期待できます。また、市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の権利を擁護、支援するという直接的な効果だけでなく、地域福祉活動の一つとして、住民同士が支え合うコミュニティづくりにつながるという効果も期待できます。今後も市民後見に関する理解と社会貢献、地域福祉活動に意欲を持つ人に対する研修等や支援を継続して行い、成年後見等の担い手を確保していくよう努めます。

(1)背景及び目的

「令和 5 年版犯罪白書」によると、再犯者数は平成 18 年をピークにその後は漸減状態にあり、令和 4 年度は平成 18 年度と比較して 45.6%減少しています。しかし、初犯者数は再犯者数を上回るペースで減少しており、再犯者率は平成 9 年以降、令和 4 年度では減少に転じたものの、上昇傾向にありました。

第二次大分県再犯防止推進計画では、「新受刑者、再入者及び再入者率（犯行時の居住地が大分県である者）」における再入者率は平成 30 年から令和 4 年までの例年で 5 割を超えており、依然として高い数値を示しています。

このような中、平成 28 年 12 月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。これを受け、国では平成 29 年に「再犯防止推進計画」を、令和 5 年 3 月には「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しています。

大分県においても、平成 31 年 4 月に「大分県再犯防止推進計画」を、令和 6 年 4 月に「第二次大分県再犯防止推進計画」が策定されており、本市においても再犯防止に関する地域の取組をより推進し、市民が安全で安心して暮らすことができる地域をつくっていく観点から、新たに計画を策定し、関連する施策を推進していく必要があります。

(参考) 新受刑者、再入者及び再入者率（犯行時の居住地が大分県である者）

* 「第二次大分県再犯防止推進計画」より

	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	合計
新受刑者(人)	91	91	69	78	67	396
うち再入所者(人)	53	47	42	42	39	223
再入所率(%)	58.2	51.6	60.9	53.8	58.2	56.3

(2)保護司の活動

「保護司」は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司の活動区域である「日田保護区」では令和 6 年 12 月現在、39 名の保護司が活動しています。保護司の活動は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動などです。

(3)市民アンケート結果からみる現状

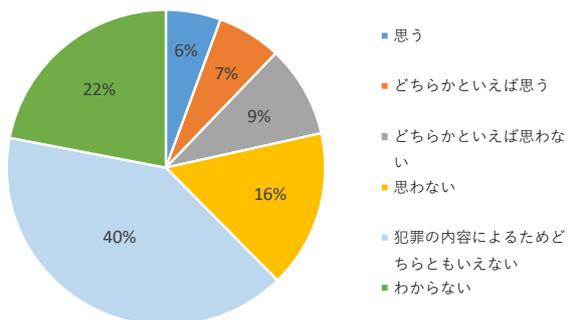
市民アンケートの調査結果を見ると、犯罪をした人の立ち直りへ協力したいと思うかについ

て、「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた方は 13%でした。また、「犯罪の内容によるためどちらともいえない」が 40%であり、最も多い回答となりました。

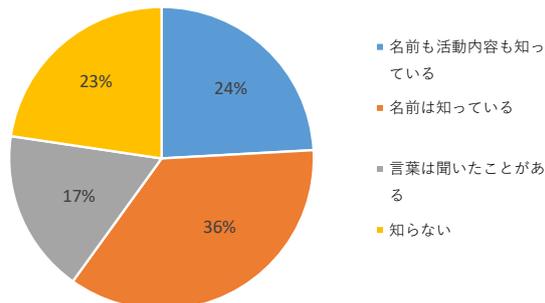
保護司や保護司の活動の認知度についての問いでは、「名前も活動も知っている」、「名前は聞いたことがある」との答えが 60%となりました。しかし、保護司の広報活動である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については「両方とも聞いたことがない」が 46%で、「わからない」と合わせると 52%の人が聞いたことがないとの回答となりました。

＜ 市民アンケートの調査結果から ＞

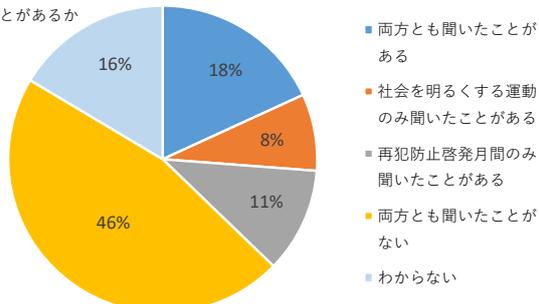
アンケート 問22 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか



アンケート 問22-5 再犯防止に協力する「保護司」のことを知っているか



アンケート 問22-6 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか



(4)計画の方向性

再犯の背景には、安定した仕事や住まいがないことや薬物やアルコールへの依存等、様々な課題を抱えている場合があります。また、高齢者や障がいのある方の場合もあります。立ち直りに困難を抱えるこのような人々が再び罪を犯すことを防ぐには、地域や支援者、関係団体等が連携し、継続的に社会復帰を支えることが必要です。

本市では、地域の様々な主体が互いに支え合いながら活躍できる地域共生社会を実現するため、犯罪をした人が地域の中で孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、保護司をはじめとした関係団体等との連携を図り、地域福祉計画と連動した取組を推進していきます。

(5)取組内容

①各種制度等の円滑な利用支援

再び犯罪をしないよう自立した地域生活を送るうえで、就労や住居、保健医療サービスは生活基盤を支える重要な要素となります。これらの支援が円滑に利用できるよう、各分野の相談窓口との連携を推進していきます。

②広報・啓発活動の推進

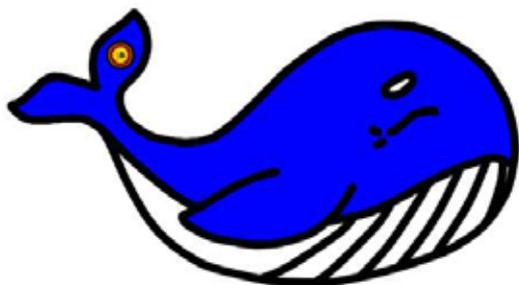
多くの市民が更生支援に対する理解を深められるよう、「社会を明るくする運動」や「再犯防止推進月間」などの広報や啓発機会の充実に努めます。

③保護司会への活動支援

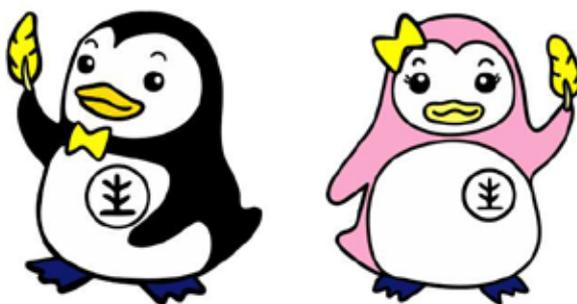
保護司会への活動支援を通して、更生保護に対する市民の理解と、一人ひとりを孤立させない支援を推進します。

〈コラム⑧〉～ 現役の保護司さんの声 ～

- 今回の地域福祉計画の検討にあたって、掛橋委員のご紹介で、日田保護区保護司会の現役保護司さん2名の方からお話を聞くことができました。
- お二人の方とも、責任の重たさは感じている一方で、とてもやりがいを感じていました。
例えば、保護観察期間中、本人が目標を持てるようになり、だんだんと明るくなっていく様子を見たり、期間終了後も、本人から町で声を掛けられたり、就職先が決まった会社で本人の車が駐まっているのを見かけると、心から「良かったな。」と思えるとのこと。
- 一方で、本人は日常生活をおくるための基盤が不足していることや、約束の時間を守れなかったりと、基本的な社会習慣が身につけていないこともあるので、息長くしっかり寄り添っていくことが必要。
- また、家庭環境が複雑で世帯全体に問題を抱えていたり、すぐには就職が難しいケースなどがあるので、生活面の安定に向けての支援も求められるとのこと。
- そのような面で、「福祉の窓口が分かって、気軽に相談ができて支援につながられたり、本人が期間終了後も相談できるようになればよい。」との話がありました。



保護司のクジラ先生



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携・協働

第4期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉委員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市（行政）などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に出向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が関連するため、これら関係部署と情報を共有するとともに連携の強化を図っていきます。

2 計画の広報

広く市民に「日田市地域福祉計画」を周知するために、市の広報紙やホームページへの掲載などを行います。

3 計画における取組状況の中間把握

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間となっていますが、この期間内に本計画における取組状況を把握します。

資 料

1. 地域福祉に関連する制度の動き
2. SDGs（持続可能な開発目標）との関係
3. 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱
4. 第4期日田市地域福祉計画策定委員名簿
5. 第4期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

1. 地域福祉に関連する制度の動き

年 度	法制度等の施行状況	主 な 内 容
2021 (R3)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるもの
2023 (R5)	こども基本法の施行	次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するもの
2024 (R6)	改正障害者差別解消法の施行	民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」を、努力義務から義務化とするもの
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組を規定するもの
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行	「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にするとともに、国・地方公共団体が困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定するもの
2025 (R7)	改正生活困窮者自立支援法等の施行	単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の拡大や、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施について規定するもの

2. SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGs（えすでいじーず）とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年までを期限とする17の国際目標で、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。本地域福祉計画は、SDGsの要素も最大限反映させながら策定しています。



3. 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 17 年告示第 322 号）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき日田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、日田市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

（組織）

第 3 条 策定委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募による市民

3 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(提携)

第8条 市は、日田市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

4. 第4期日田市地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	区分
1	◎滝口 真	大分大学	学識経験のある者
2	○加藤 慶一	日田市校長会	学識経験のある者
3	福田 雅之	日田市医師会	医療・保健・福祉関係者
4	安永 智和	日田市社会福祉協議会	医療・保健・福祉関係者
5	津江 良治	日田市地区社会福祉協議会連絡協議会	医療・保健・福祉関係者
6	飯田 富佐子	日田市民生委員児童委員協議会	医療・保健・福祉関係者
7	梶原 貴久	日田市地域包括支援センター	医療・保健・福祉関係者
8	池永 大信	日田市子ども・子育て会議委員の代表	医療・保健・福祉関係者
9	三宮 貴博	日田市障害福祉計画策定委員会の代表	医療・保健・福祉関係者
10	掛橋 泰定	日田保護区保護司会	医療・保健・福祉関係者
11	森山 裕一郎	ひた生活支援相談センター	医療・保健・福祉関係者
12	深見 由紀	KHJ日田ゆきどけの会	医療・保健・福祉関係者
13	園田 毅	日田市居住支援協議会	医療・保健・福祉関係者
14	新川 ヤス子	日田市ボランティア連絡協議会	職域・住民組織団体の代表者
15	森高 重春	日田市自治会連合会	職域・住民組織団体の代表者
16	安部 敏朗	日田市老人クラブ連合会	職域・住民組織団体の代表者
17	田辺 徳子	日田市女性団体連絡協議会	職域・住民組織団体の代表者
18	宇野 吉信	日田市公民館運営事業団	職域・住民組織団体の代表者
19	杉野 慎也	日田市連合育友会	職域・住民組織団体の代表者
20	山本 政信	部落解放同盟大分県連合会日田支部	職域・住民組織団体の代表者
21	十時 康裕	日田商工会議所	職域・住民組織団体の代表者
22	羽野 美恵	一般公募	公募市民
23	清田 朱	一般公募	公募市民
24	前田 泰久	大分県西部保健所	関係行政機関の職員
25	瀬口 英隆	日田市教育委員会	関係行政機関の職員

◎：委員長、○：副委員長

5. 第4期日田市地域福祉計画策定に 関する市民アンケート調査結果

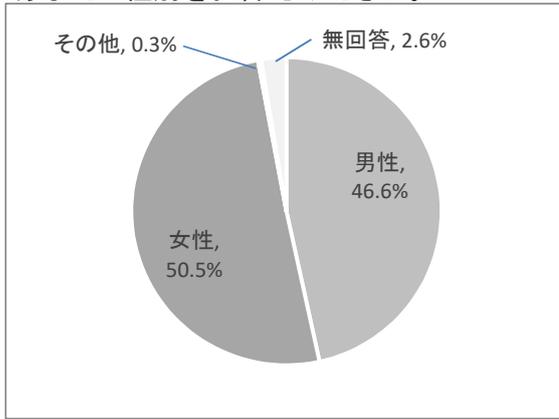
第4期地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

■調査方法及び回収方法

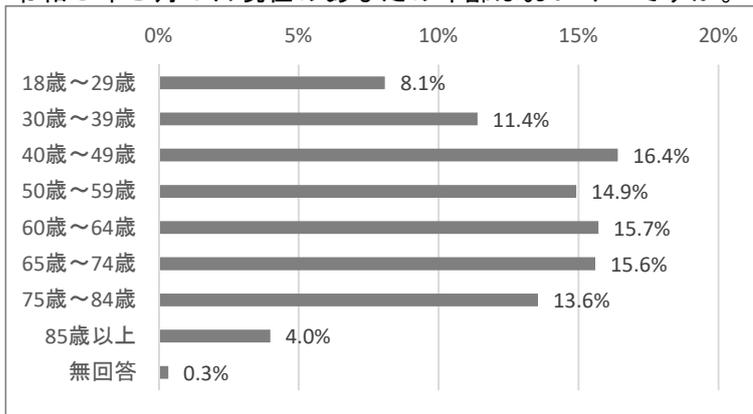
調査対象者	市内に在住する18歳以上の男女から無作為抽出
調査基準日	令和6年8月1日
基準日対象者数	51,786人
調査期間	令和6年9月
調査方法	民生委員・児童委員による訪問配布 回答は訪問回収またはインターネットによる回答
調査票送付数	1,100人
回答者数	878人
回収率	79.8%

I. 基礎的事項

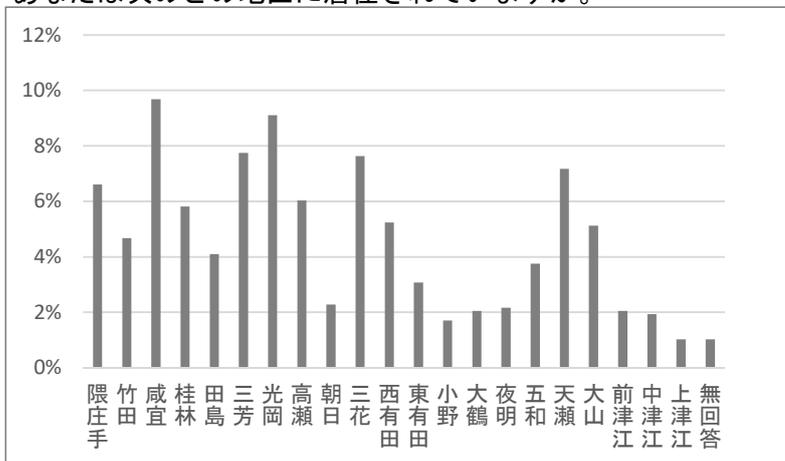
【問1】 あなたの性別をお答えください。



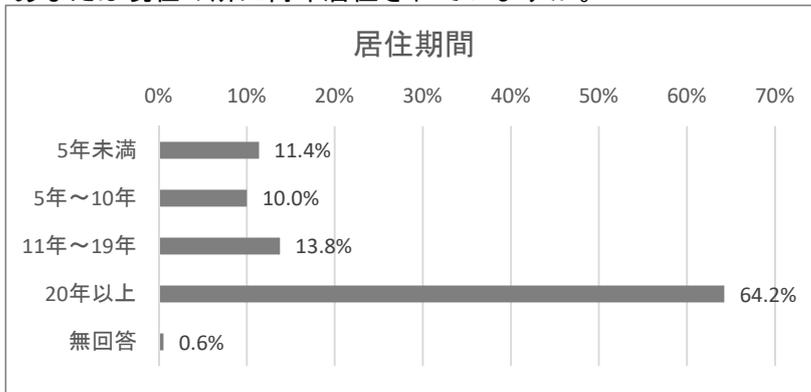
【問2】 令和6年8月1日現在のあなたの年齢はおいくつですか。



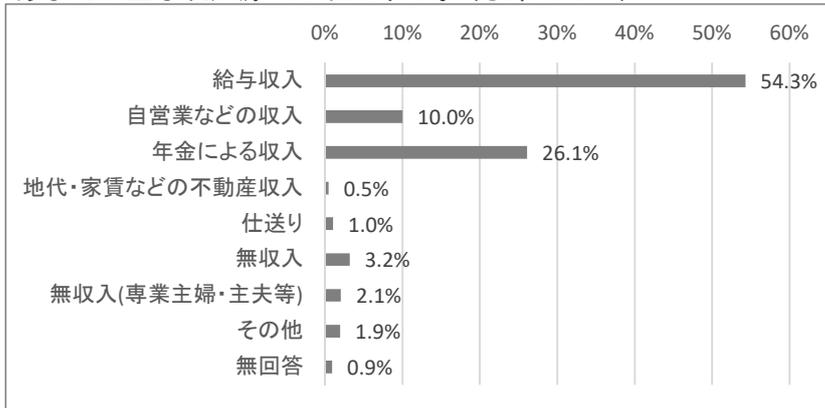
【問3】 あなたは次のどの地区に居住されていますか。



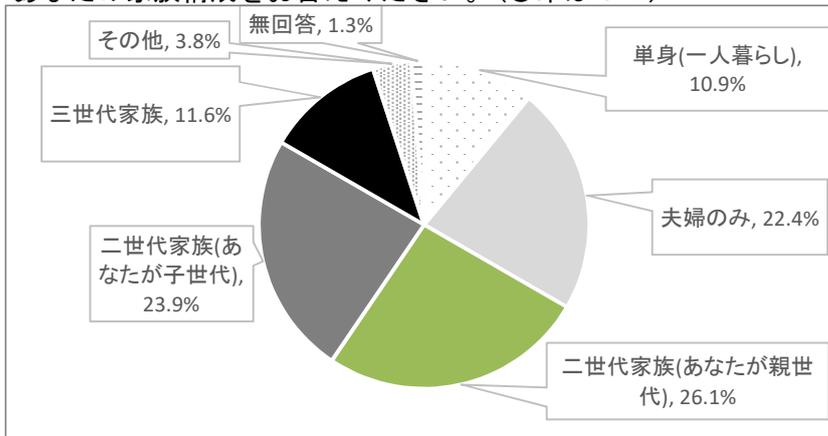
【問4】 あなたは現在の所に何年居住されていますか。



【問5】 あなたの主な収入源はどれですか。(○印は1つ)

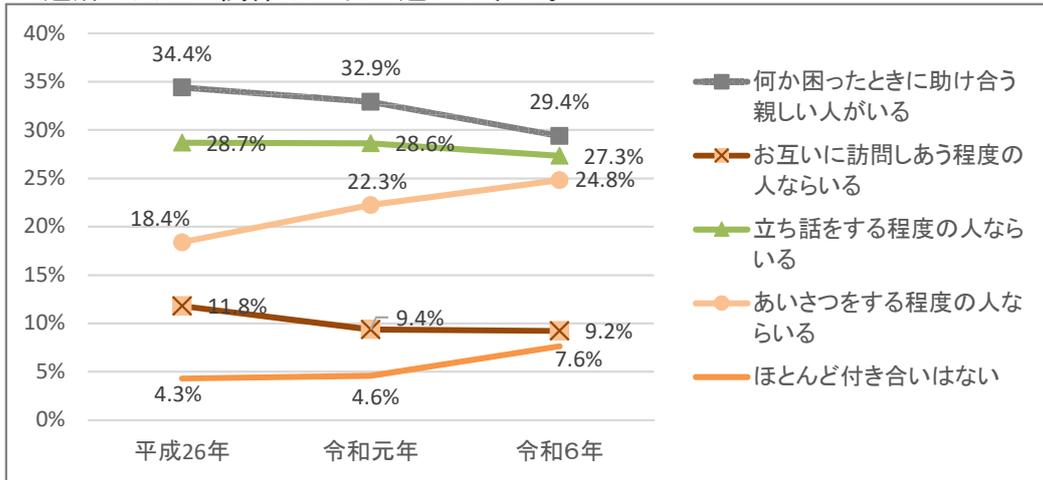


【問6】 あなたの家族構成をお答えください。(○印は1つ)

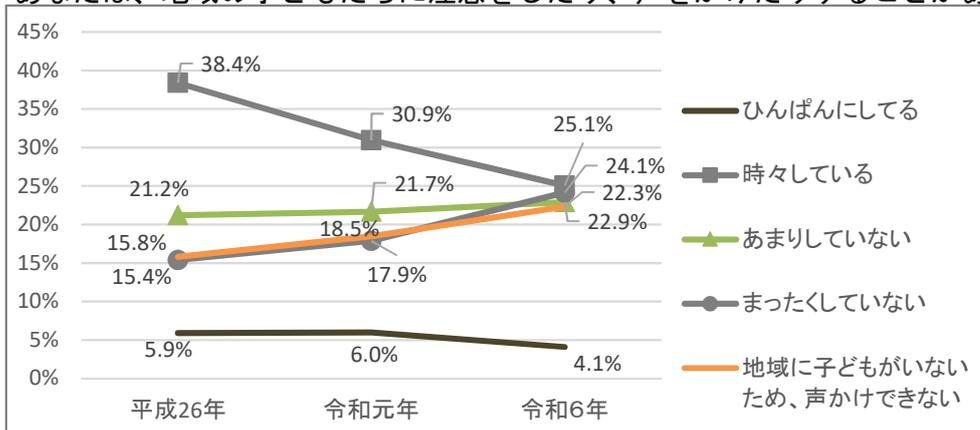


Ⅱ. 地域生活・地域活動

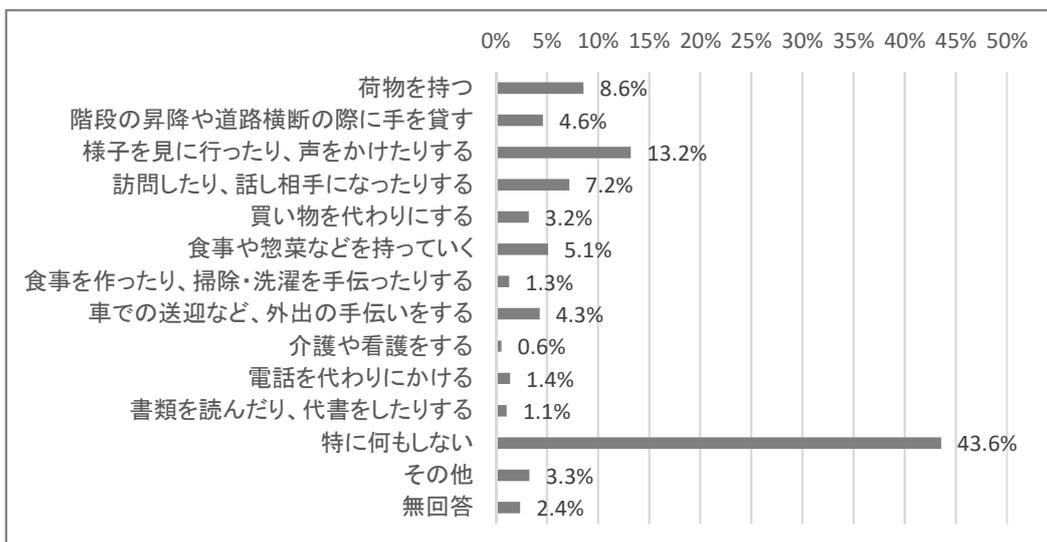
【問7】 ご近所の人との関係はどれに近いですか。



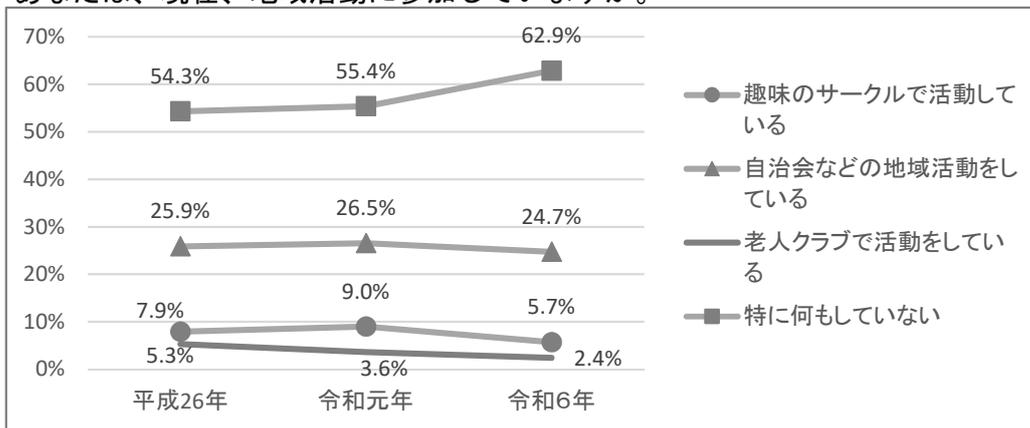
【問8】 あなたは、地域の子どもたちに注意をしたり、声をかけたりすることがありますか。



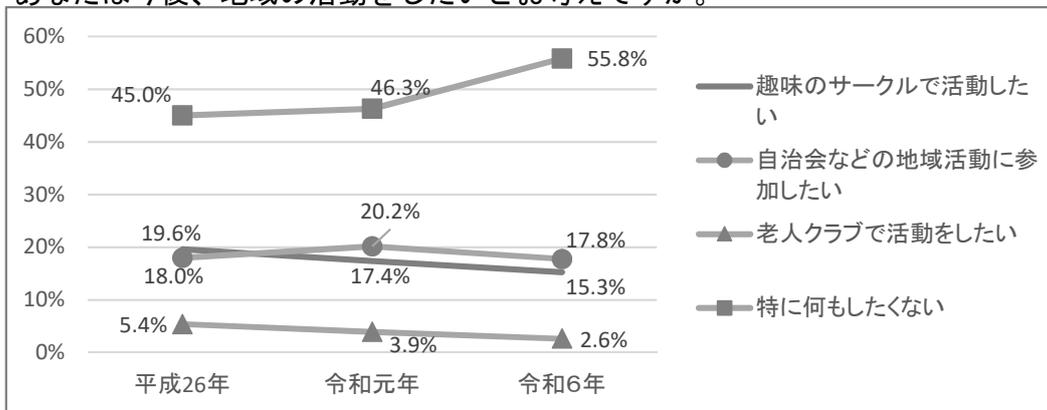
【問9】 あなたは、この2～3年のうち、地域においてお年寄りや子ども、障がいのある方、病人のいる家族の方などに対して、次のようなお手伝いをしたことがありますか。



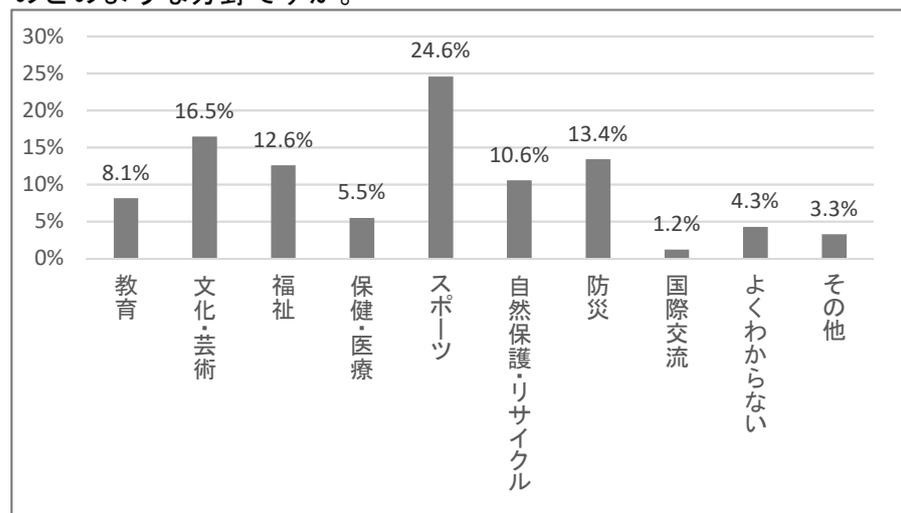
【問10】 あなたは、現在、地域活動に参加していますか。



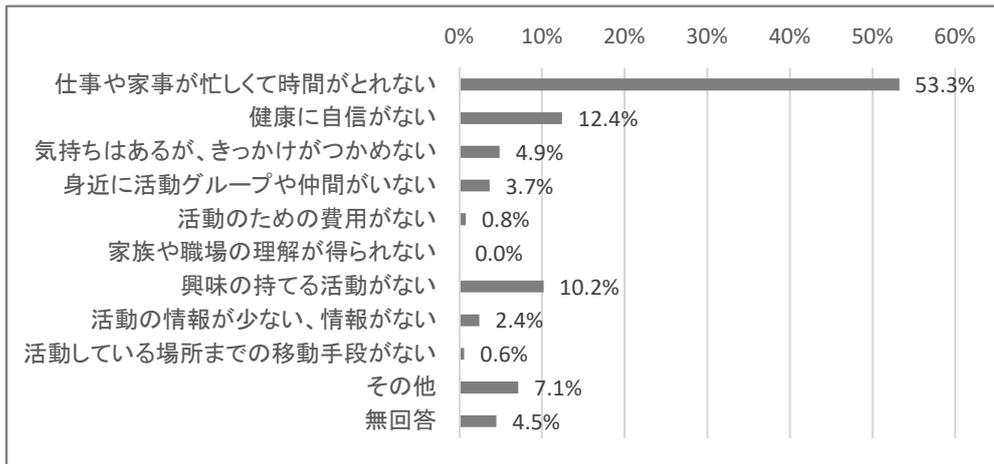
【問11】 あなたは今後、地域の活動をしたとお考えですか。



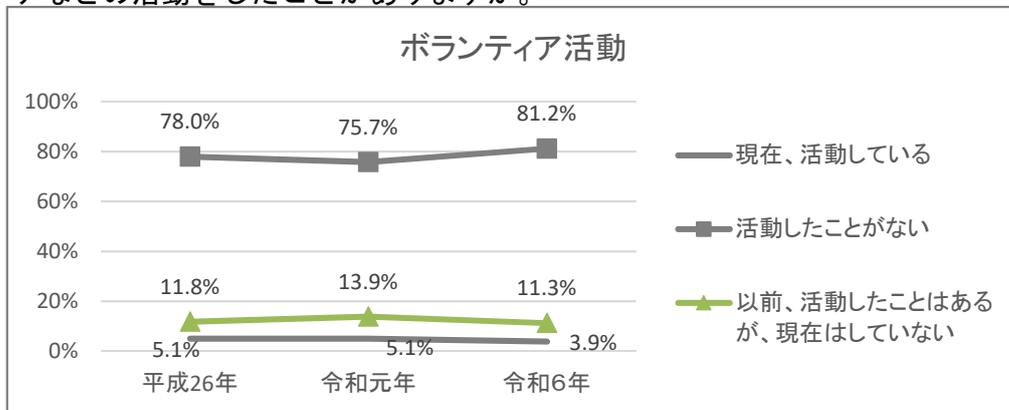
【問11-2】 問11で「1～3（活動したい）」のいずれかで答えた方にお伺いします。活動内容は次のどのような分野ですか。



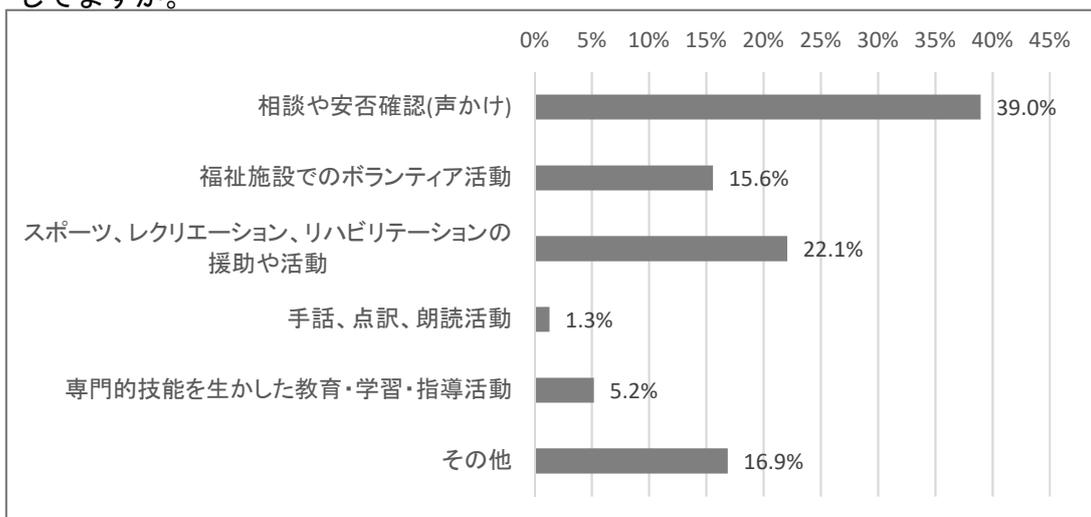
【問11-3】 問11で「4（したくない）」と答えた方にお伺いします。特に何もしたくない理由は何ですか。



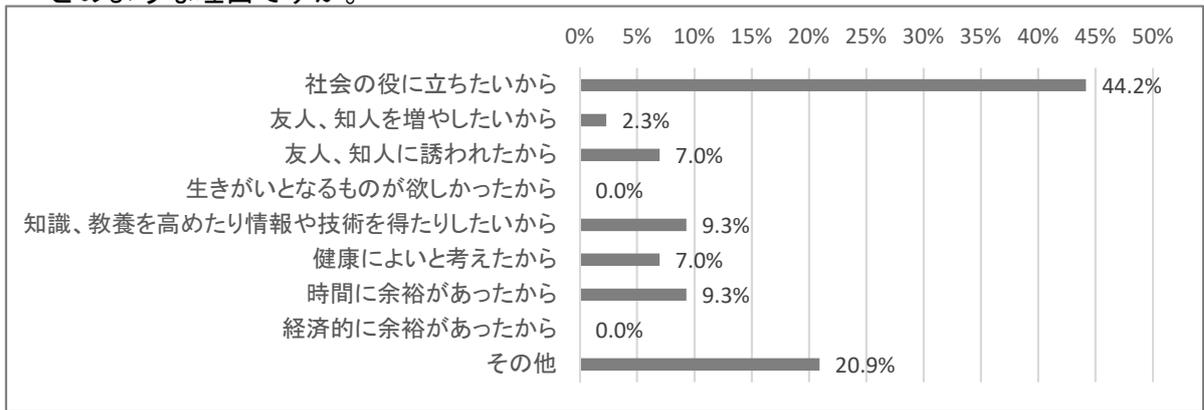
【問12】 あなたは、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者の方々のお世話をするボランティアなどの活動をしたことがありますか。



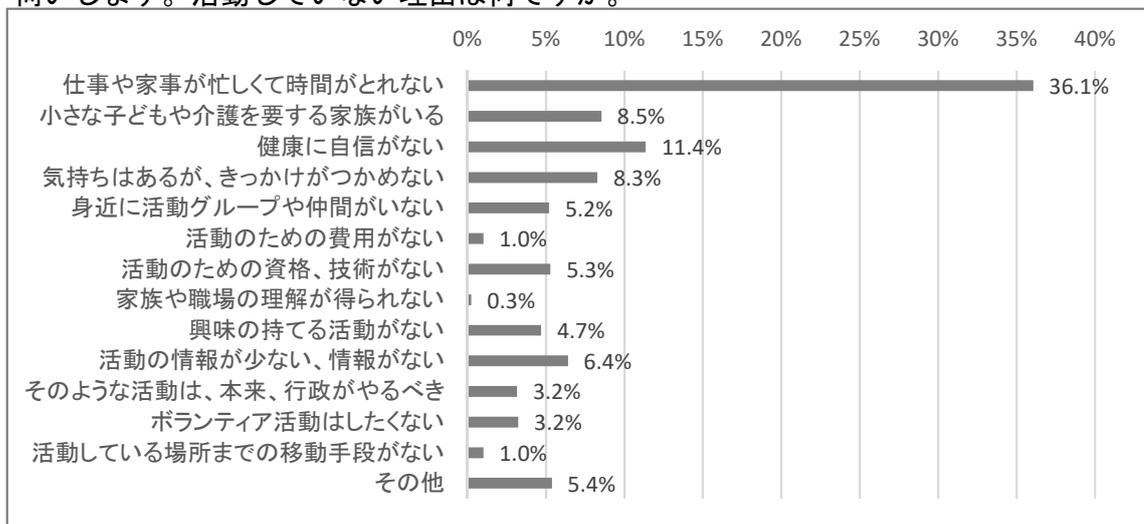
【問12-2】 問12で「1（現在、活動をしている）」と答えた方にお伺いします。どのような活動をしていますか。



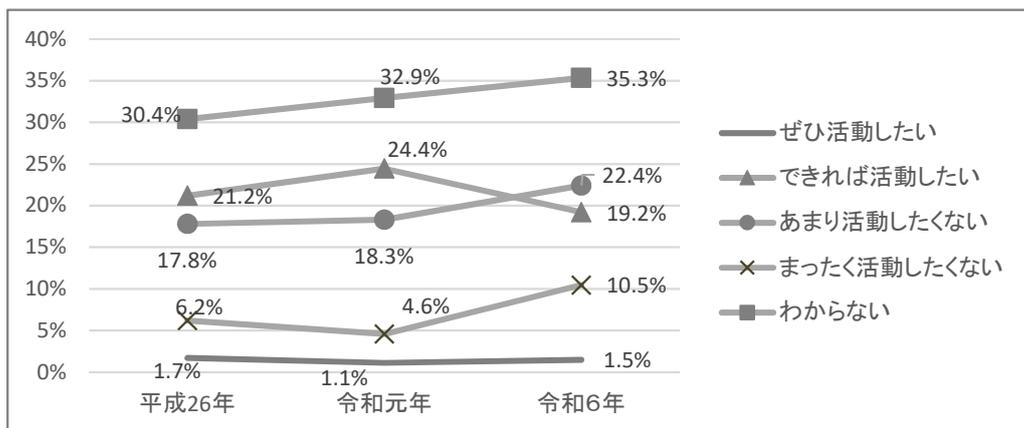
【問12-3】 問12で「1（現在、活動をしている）」と答えた方にお伺いします。活動のきっかけはどのような理由ですか。



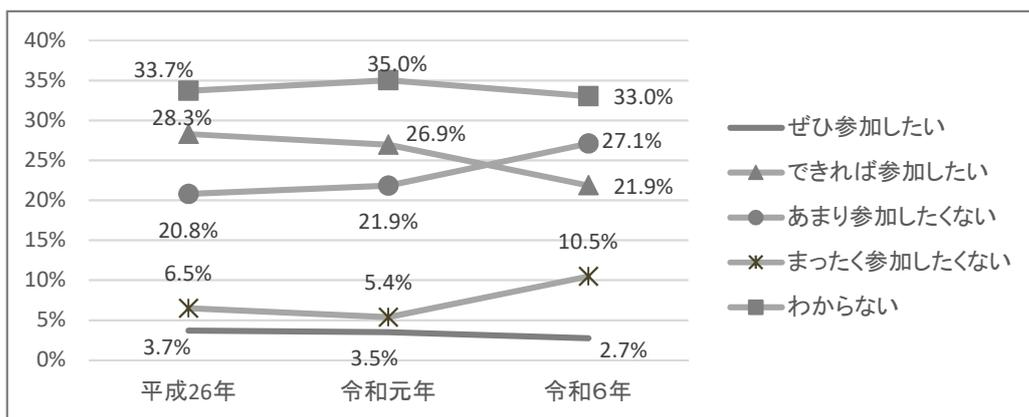
【問12-4】 問12で「2（活動したことがない）」又は「3（現在はしていない）」と答えた方にお伺いします。活動していない理由は何ですか。



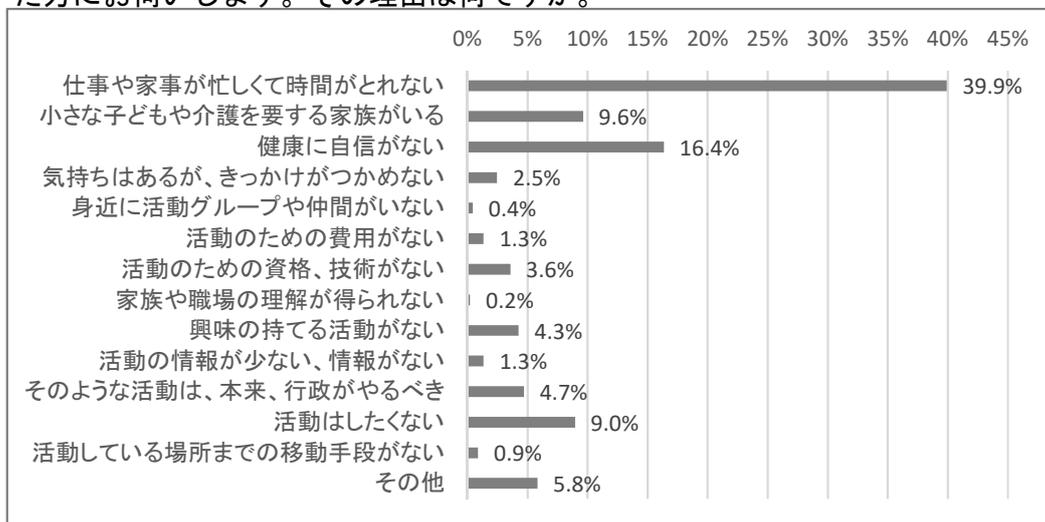
【問12-5】 問12で「2（活動したことがない）」又は「3（現在はしていない）」と答えた方にお伺いします。今後、ボランティア活動をしたいと思いますか。



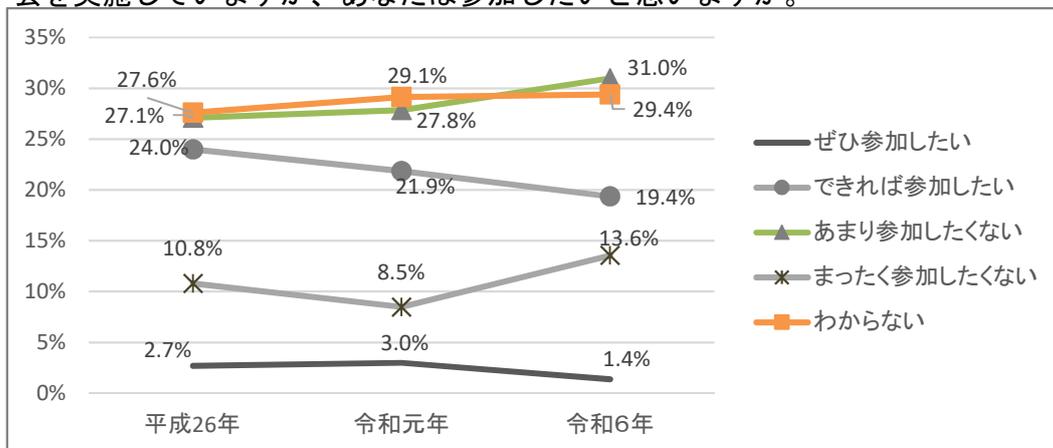
【問13】 お年寄りや障がいのある方たちを自治会単位などで見守りや手助けなどを行い、お互いを支えあう活動があります。あなたは、このような地域のための福祉活動に参加したいと思いますか。



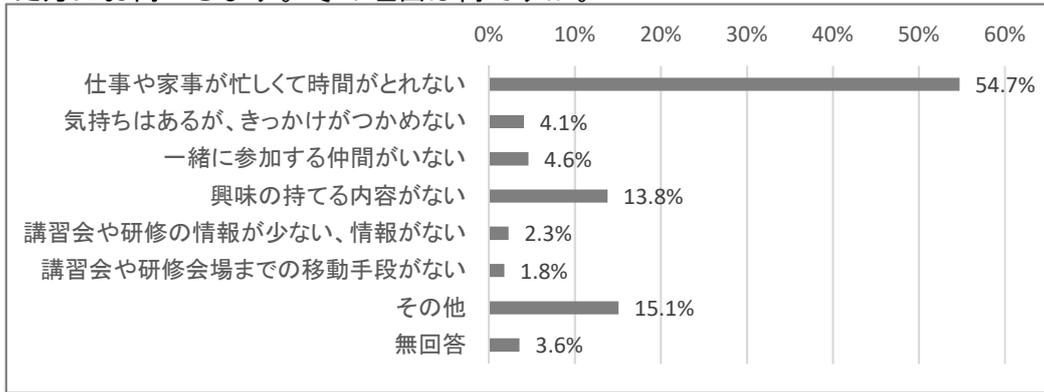
【問13-2】 問13で「3（あまり参加したくない）」又は「4（まったく参加したくない）」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。



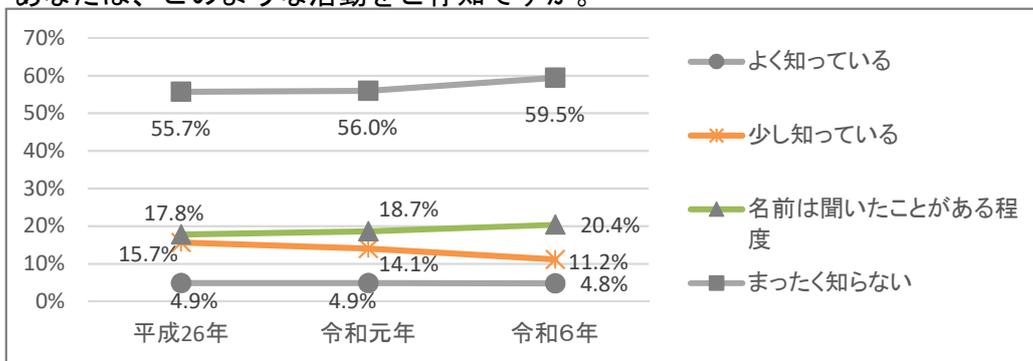
【問14】 市や社会福祉協議会等では、地域住民の参加を募って、社会福祉に関する講習会や研修会を実施していますが、あなたは参加したいと思いますか。



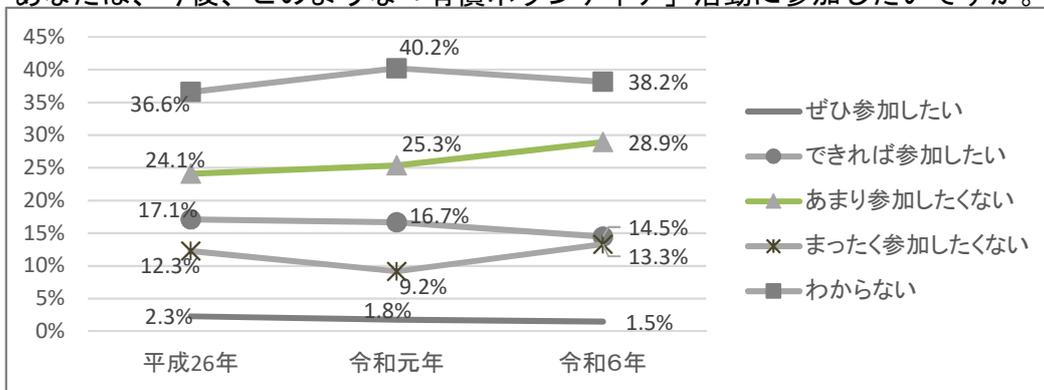
【問14-2】 問14で「3（あまり参加したくない）」又は「4（まったく参加したくない）」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。



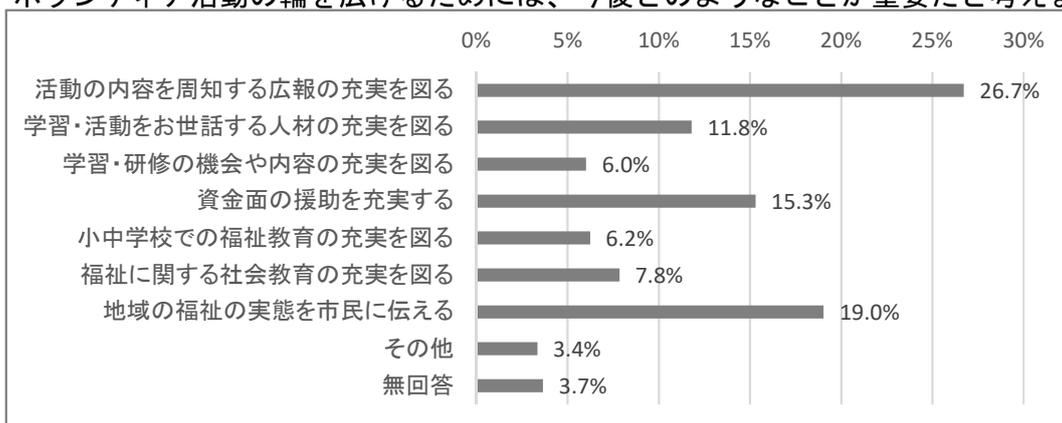
【問15】 虚弱な高齢者や一人暮らし高齢者の方などに対し、若干の活動費をもらって日常生活のお世話や移送サービス等を行う「有償ボランティア」の活動があります。あなたは、このような活動をご存知ですか。



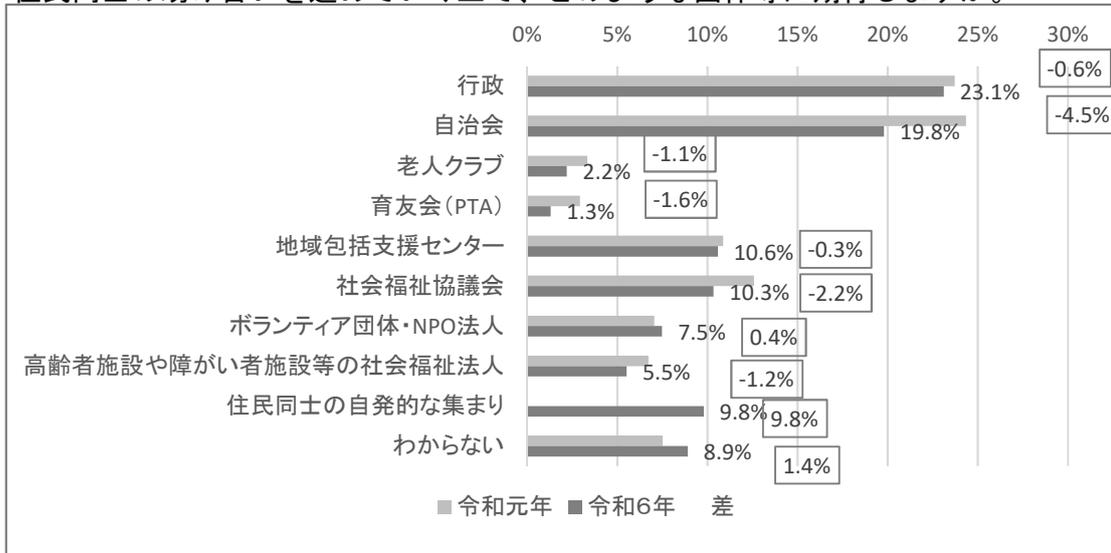
【問16】 あなたは、今後、このような「有償ボランティア」活動に参加したいですか。



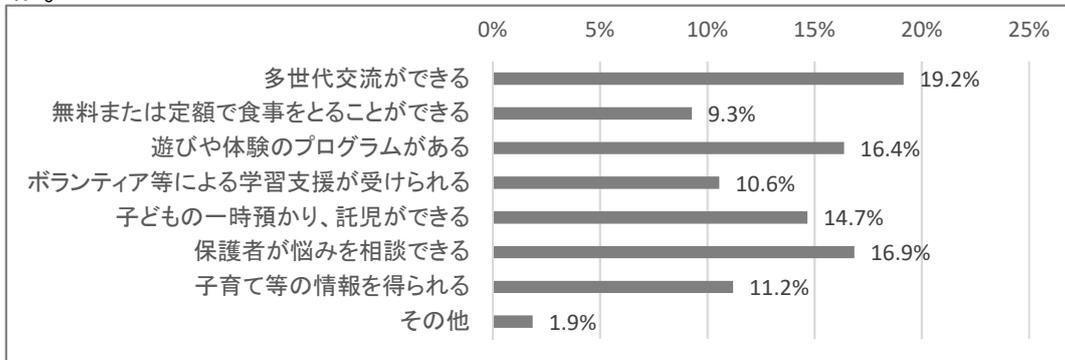
【問17】 ボランティア活動の輪を広げるためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。



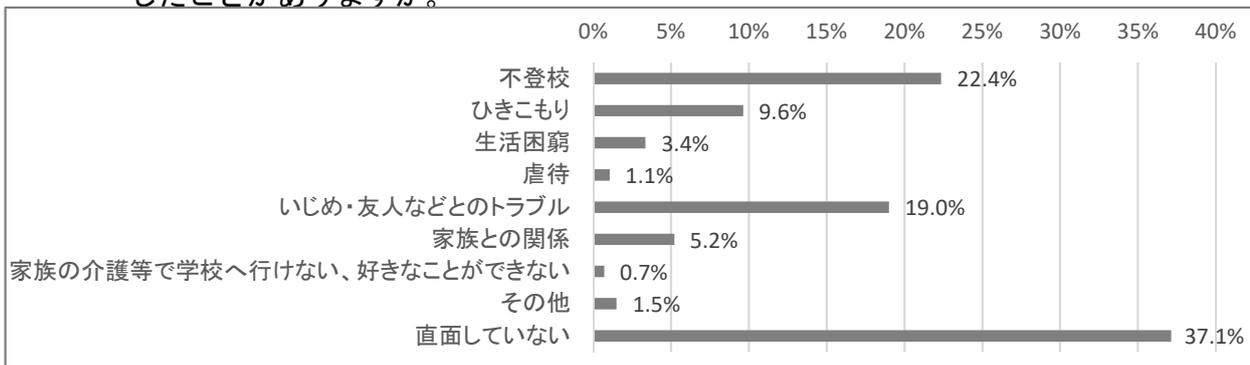
【問18】 住民同士の助け合いを進めていく上で、どのような団体等に期待しますか。



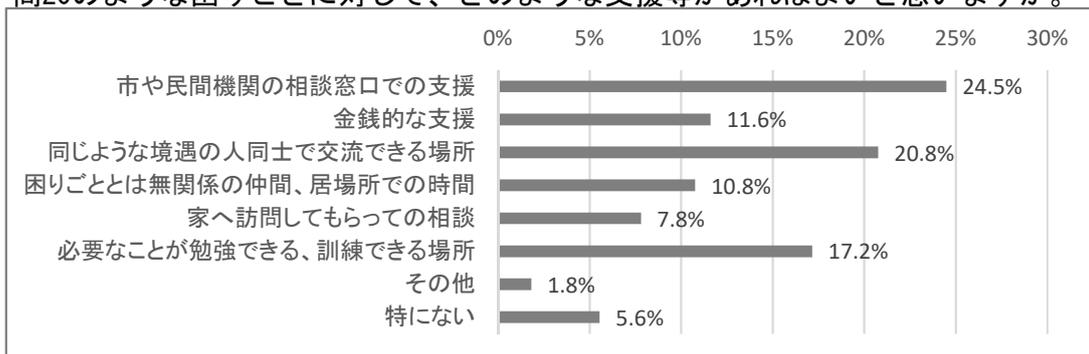
【問19】 子どもが地域社会の中で健やかに育つためには、どのような居場所が必要だと思いますか。



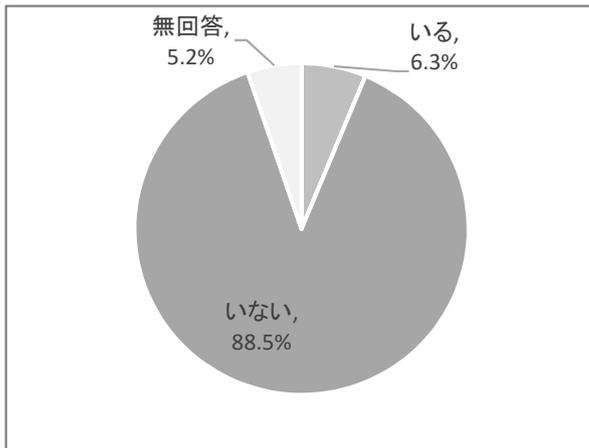
【問20】 あなたの子どもや、親戚や知り合いなどの周りの子どもが、次のような困りごとに直面したことがありますか。



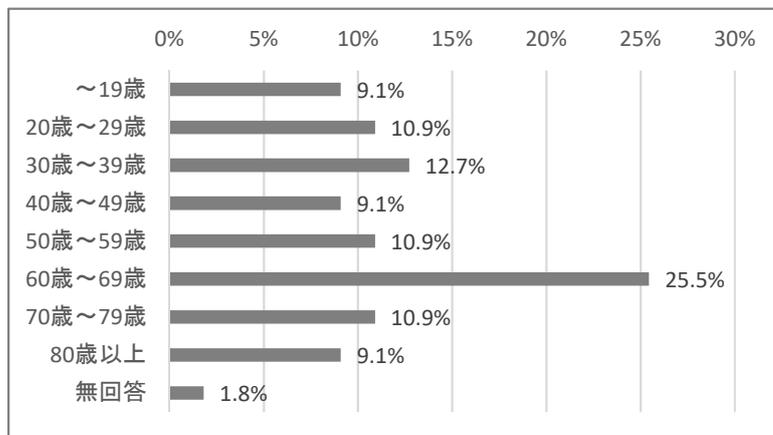
【問20-2】 問20のような困りごとに対して、どのような支援等があればよいと思いますか。



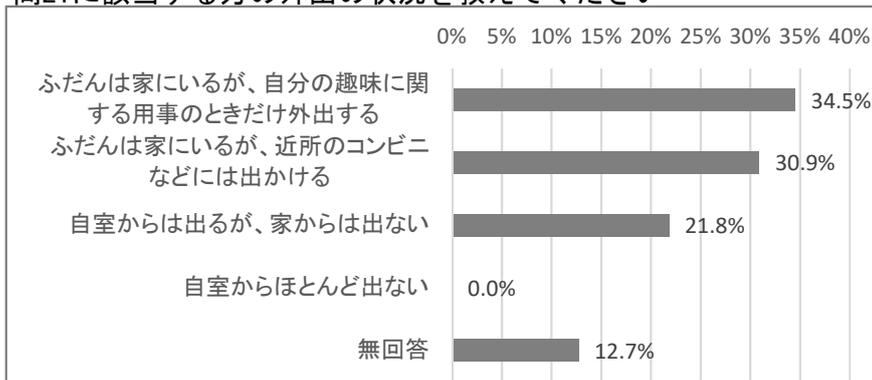
【問21】 あなたの世帯で「仕事や学校などに行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない状態」に当てはまる方はいますか。



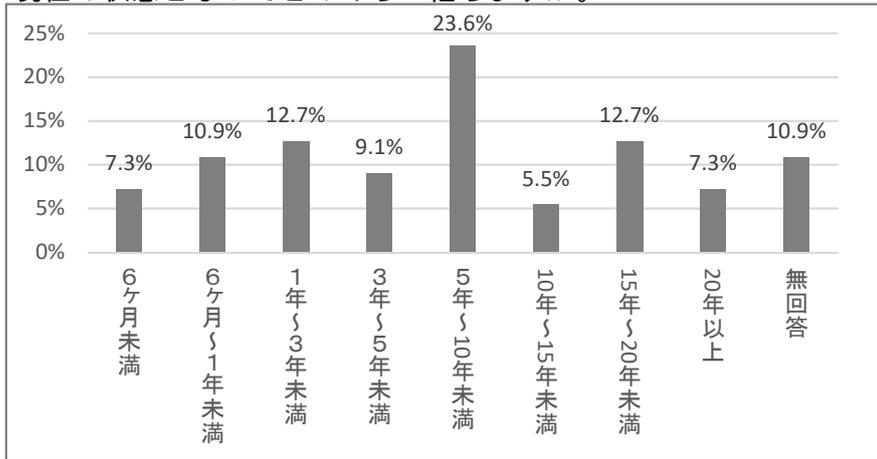
【問21-2】 問21に該当する方の現在の年齢を教えてください



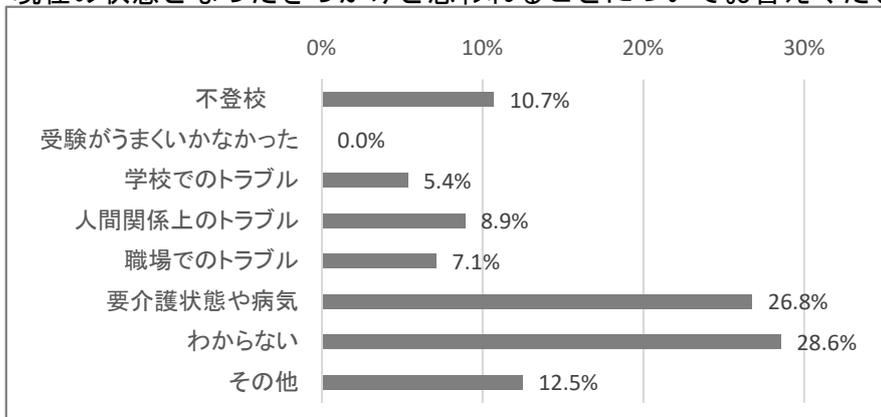
【問21-3】 問21に該当する方の外出の状況を教えてください



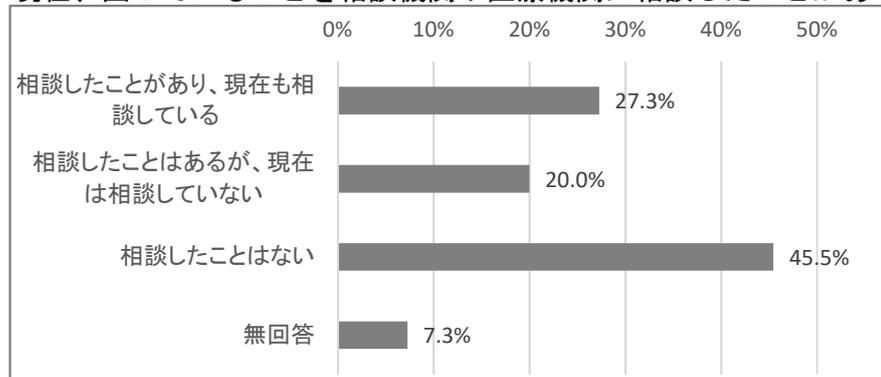
【問21-4】 問21に該当する方の状況をお伺いします。
現在の状態となってどのくらい経ちますか。



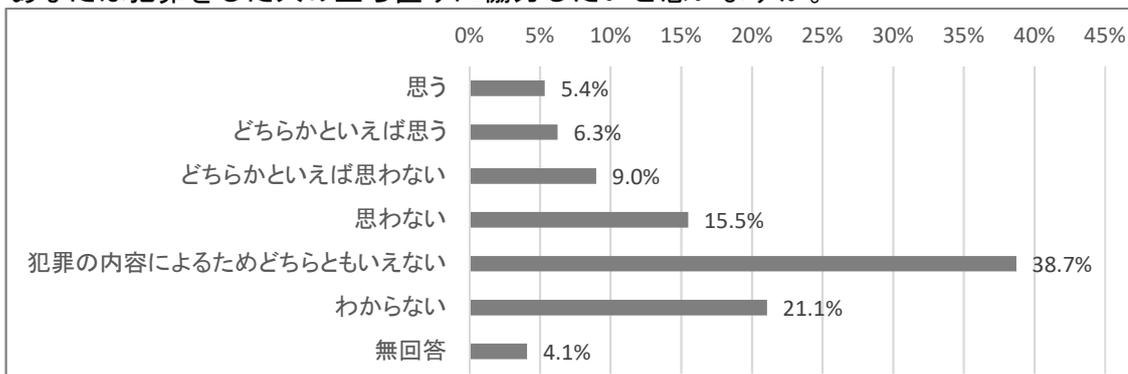
【問21-5】 現在の状態となったきっかけと思われることについてお答えください。



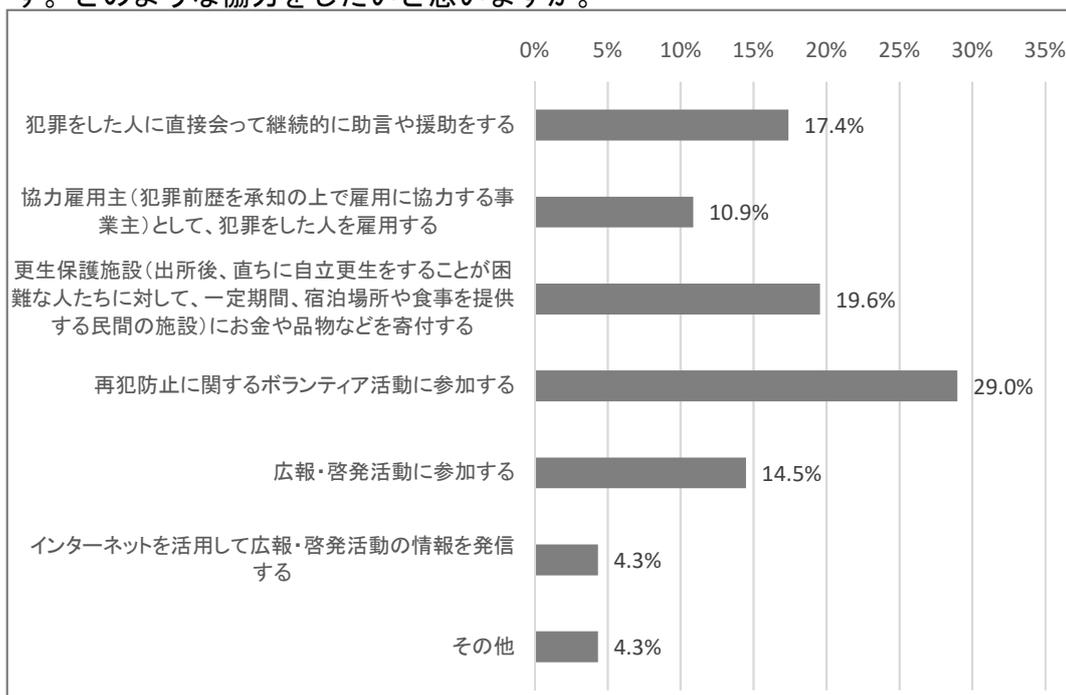
【問21-6】 現在、困っていることを相談機関や医療機関に相談したことがありますか。



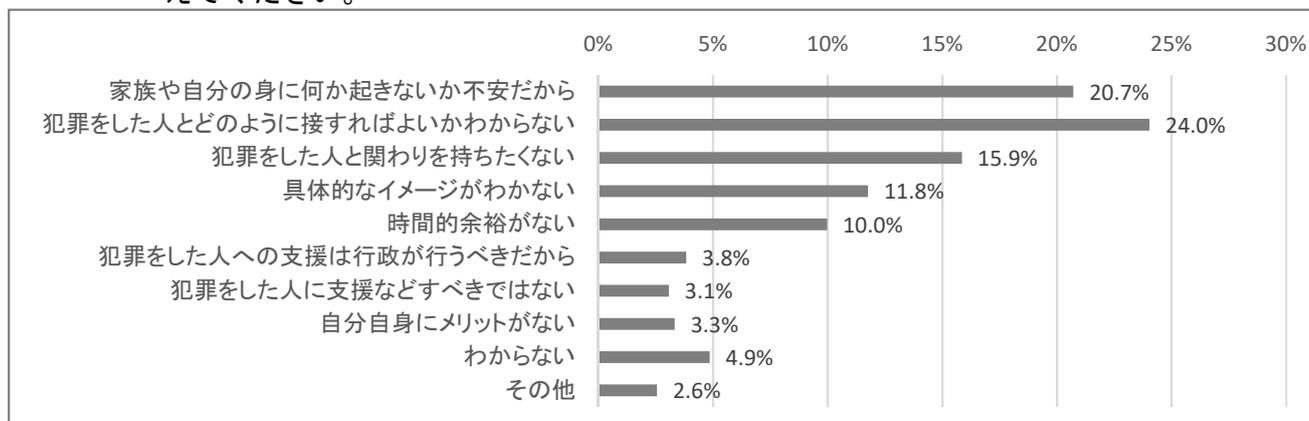
【問22】 あなたは犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



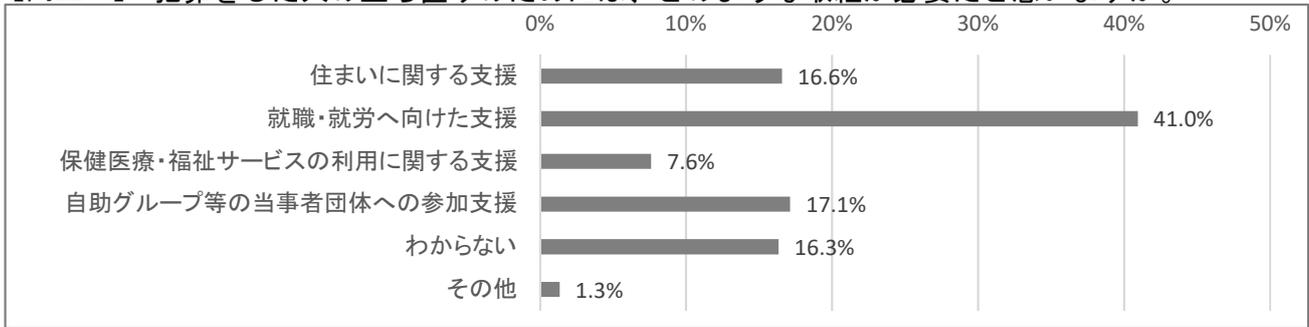
【問22-2】 問22で「1（思う）」又は「2（どちらかといえば思う）」を選んだ方にお伺いします。どのような協力をしたいと思いますか。



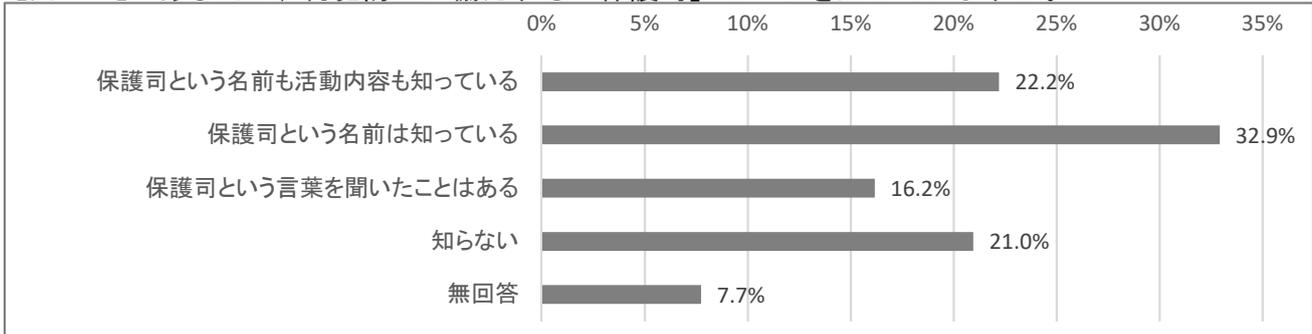
【問22-3】 問22で「3（どちらかといえば思わない）」又は「4（思わない）」を選んだ理由を教えてください。



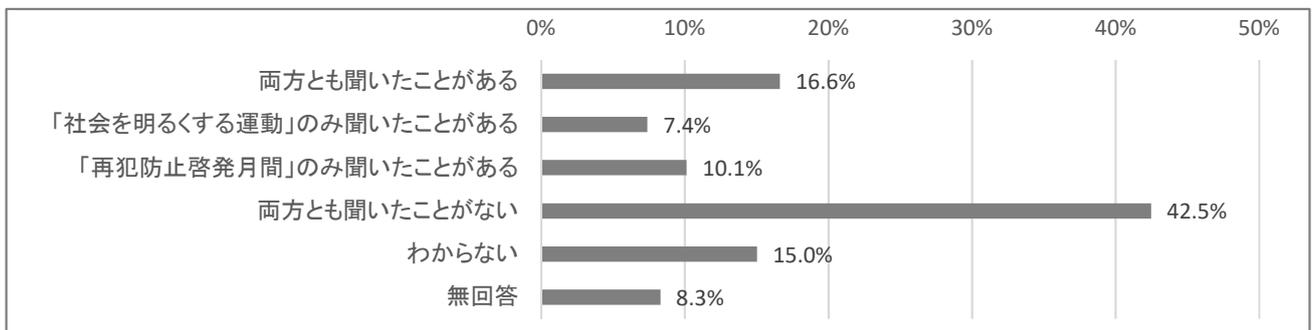
【問22-4】 犯罪をした人の立ち直りのためには、どのような取組が必要だと思いますか。



【問22-5】 あなたは、再犯防止に協力する「保護司」のことを知っていますか。

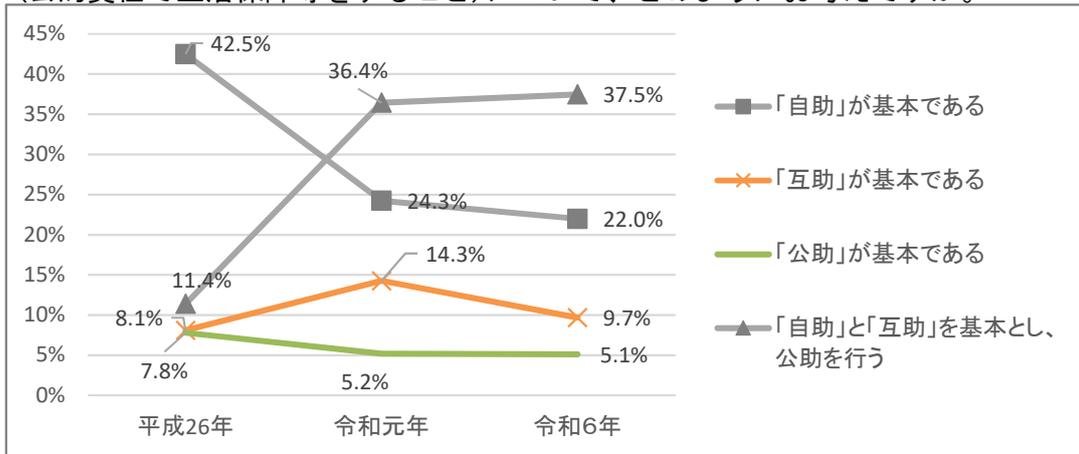


【問22-6】 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。次の中から選んでください。

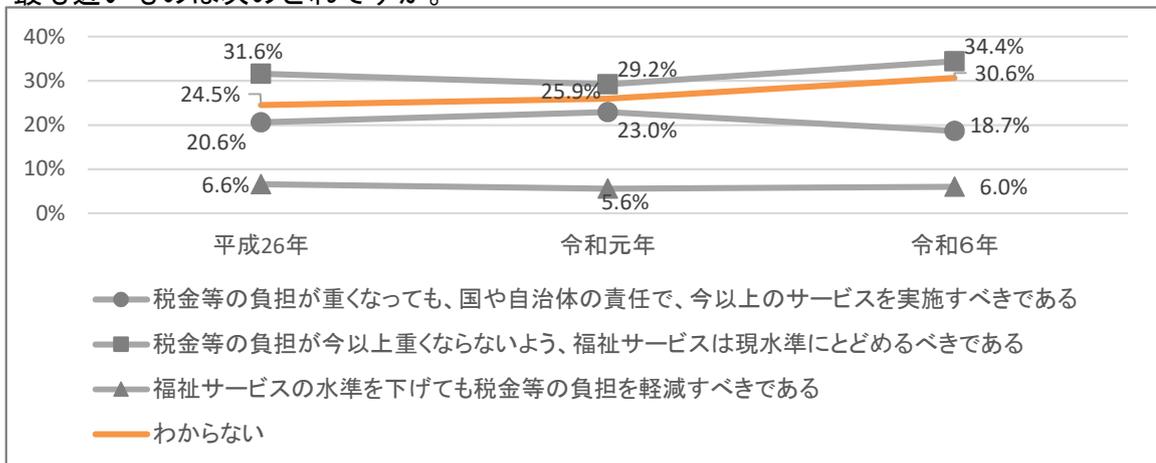


Ⅲ. 福祉に関する意識と考え方

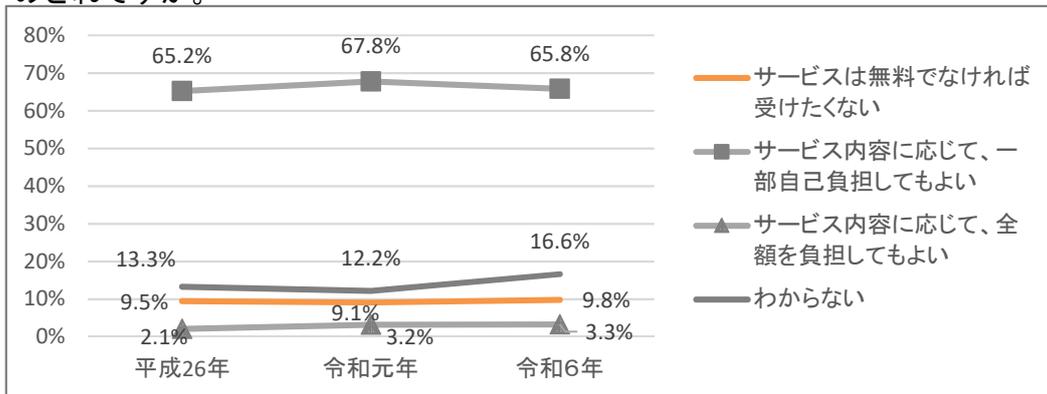
【問23】 あなたは、自助(自分のことは自分ですること)・互助(お互いに助け合うこと)・公助(公的責任で生活保障等をする事)について、どのようにお考えですか。



【問24】 福祉サービスの水準と税金の負担について様々な意見がありますが、あなたのお考えに最も近いものは次のどれですか。

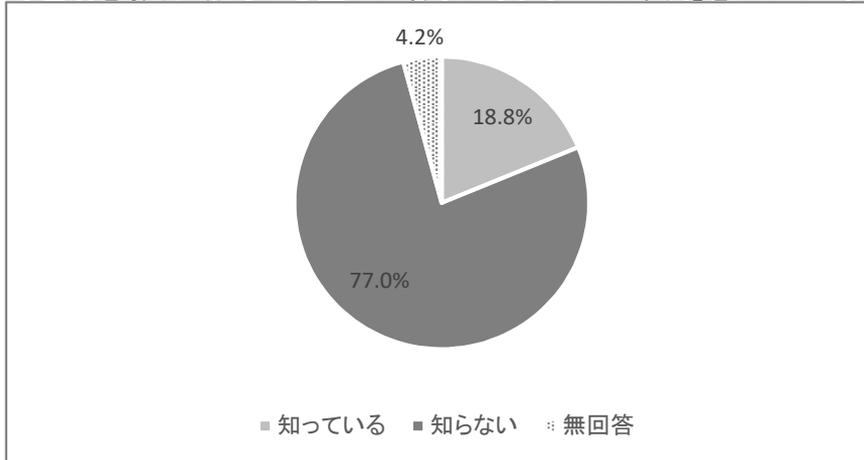


【問25】 福祉などのサービスを受ける際の費用負担について、あなたのお考えに最も近いのは次のどれですか。



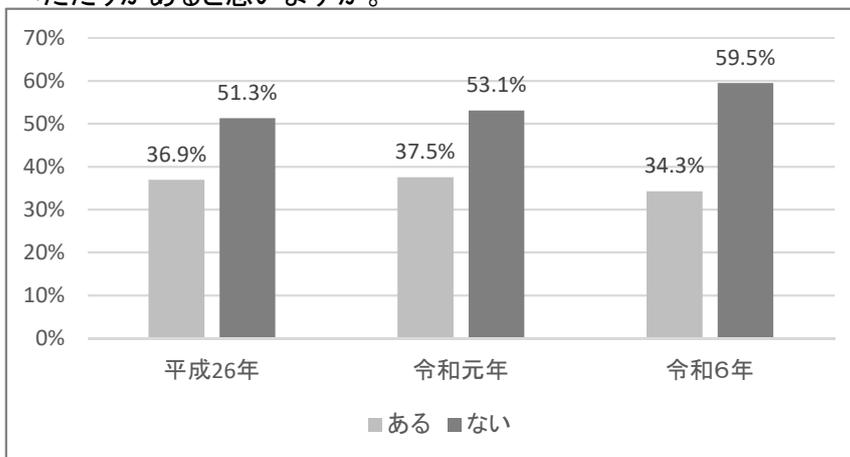
【問26】

あなたは、障がいを理由とする差別をなくすことを目指し日田市が制定した「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を知っていますか。



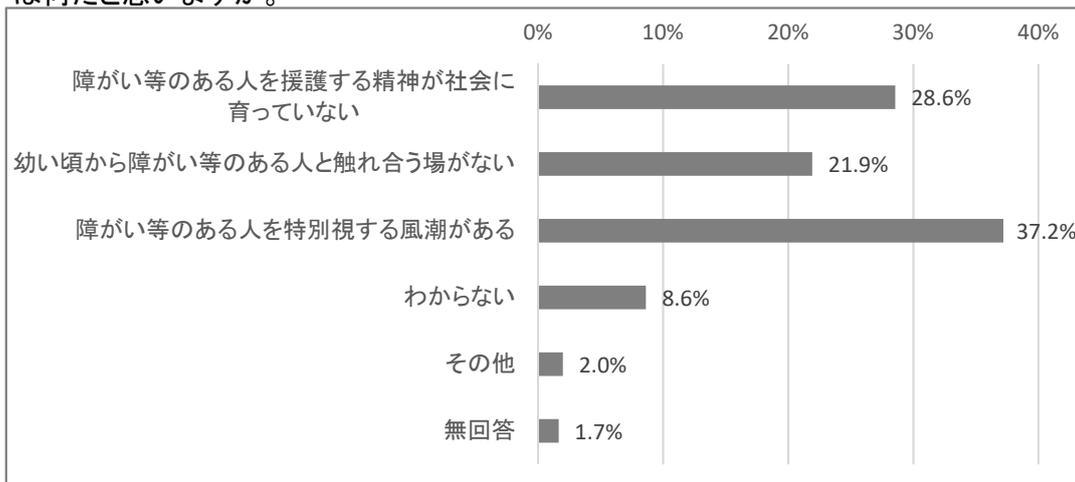
【問27】

あなたは、地域社会の中で、障がい等のハンディキャップのある人に対する意識などに特別なへだたりがあると思いますか。



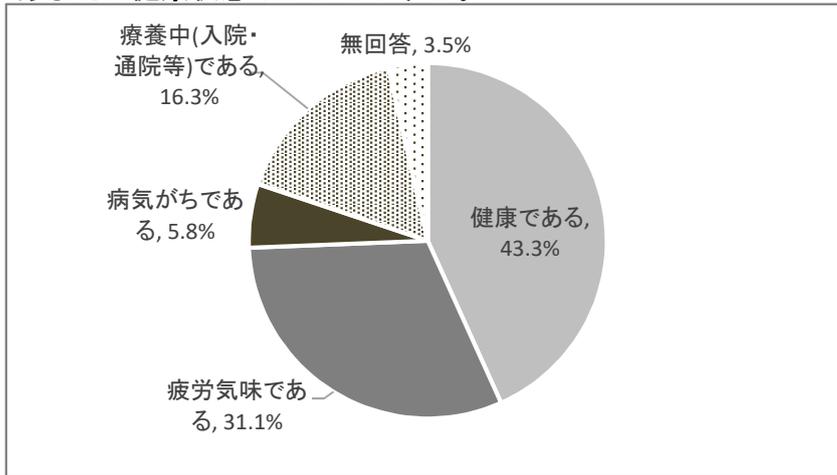
【問27-2】

問27で「1(へだたりがある)」と答えた方にお伺いします。特別なへだたりが生まれる主な理由は何だと思えますか。

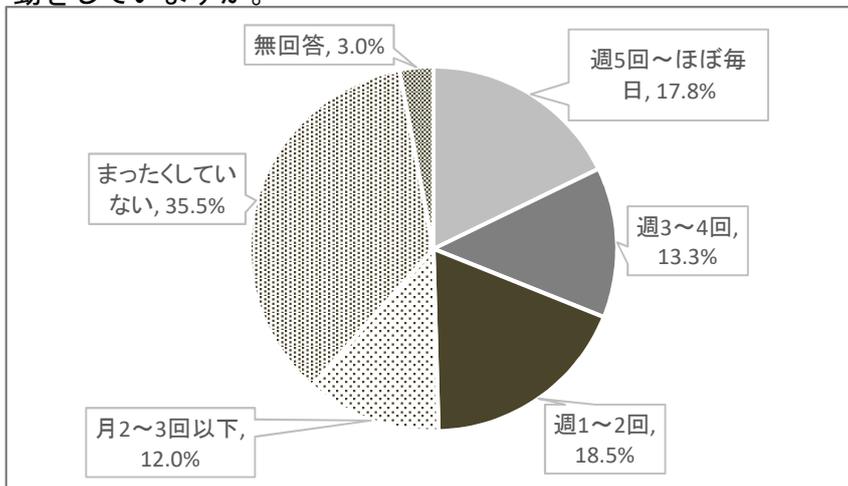


IV. 健康状態と意識

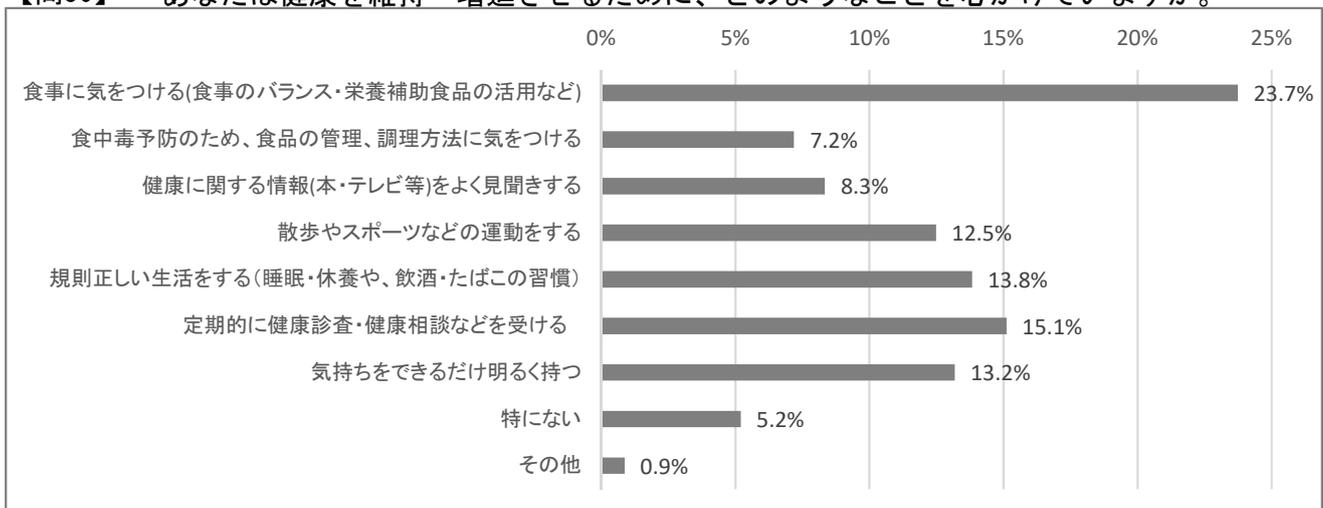
【問28】 あなたの健康状態はいかがですか。



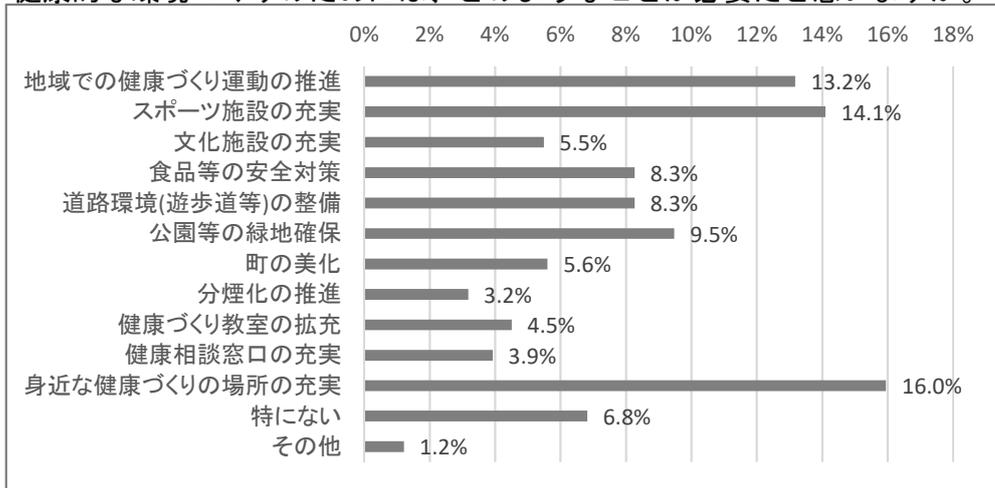
【問29】 あなたは日頃から生活の中で、健康の維持・増進のために意欲的に体を動かすなど、運動をしていますか。



【問30】 あなたは健康を維持・増進させるために、どのようなことを心がけていますか。

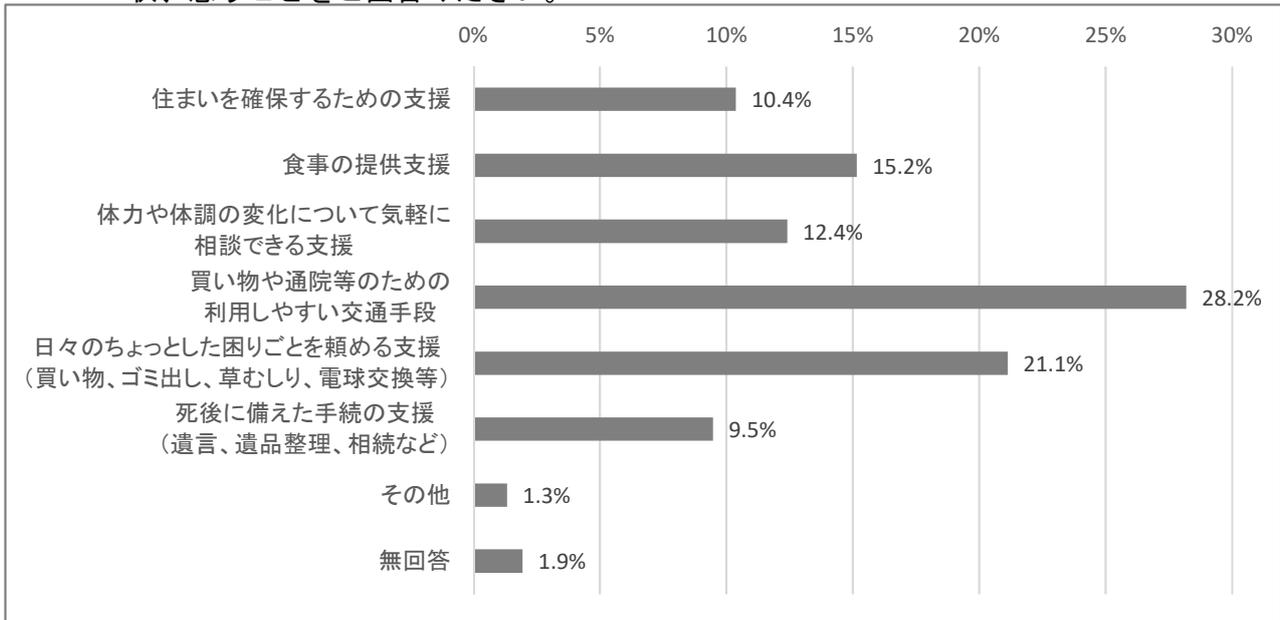


【問31】 健康的な環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。

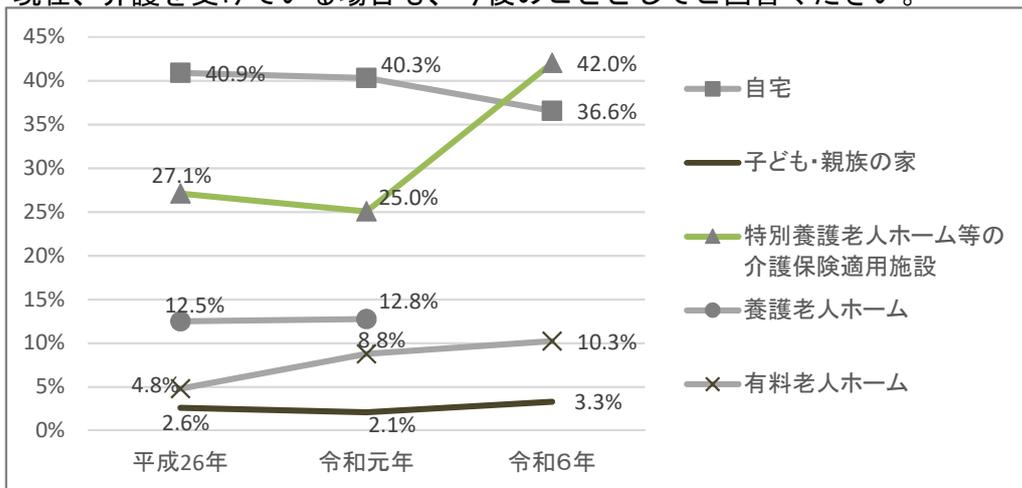


V. 保健福祉サービスの利用などについてお伺いします。

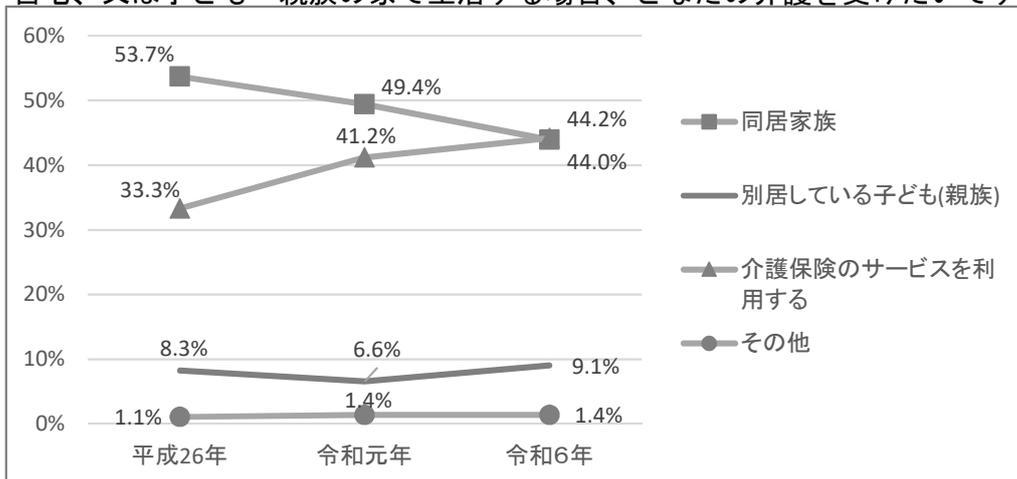
【問32】 今後、高齢になったとき、どのような支援があればよいと思いますか。高齢者の方も現状、思うことをご回答ください。



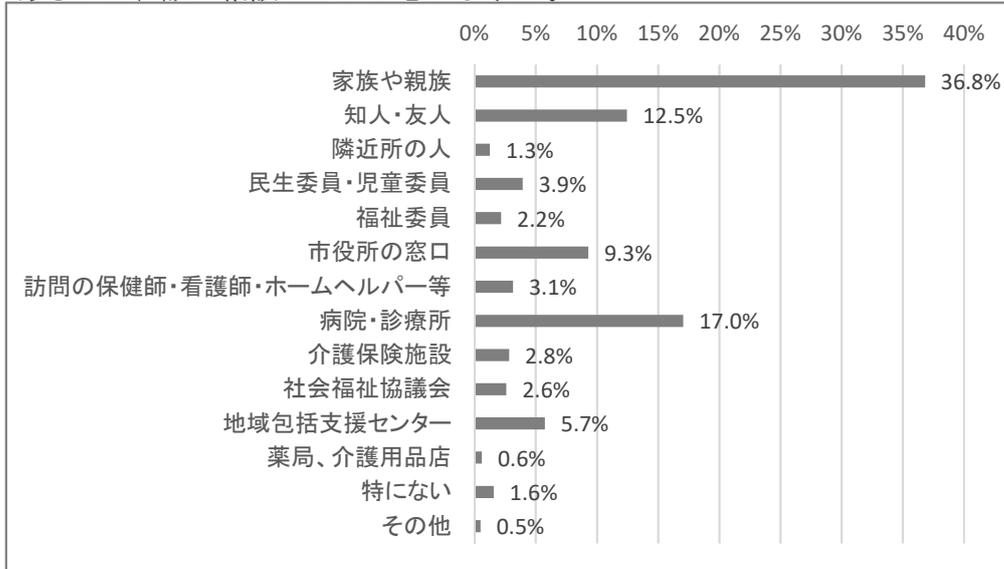
【問33】 今後、介護が必要になった場合、どこで介護を受けたいとお考えですか。現在、介護を受けている場合も、今後のこととしてご回答ください。



【問33-2】 問33で、「1（自宅）」又は「2（子ども・親族の家）」と答えた方にお伺いします。自宅、又は子ども・親族の家で生活する場合、どなたの介護を受けたいですか。

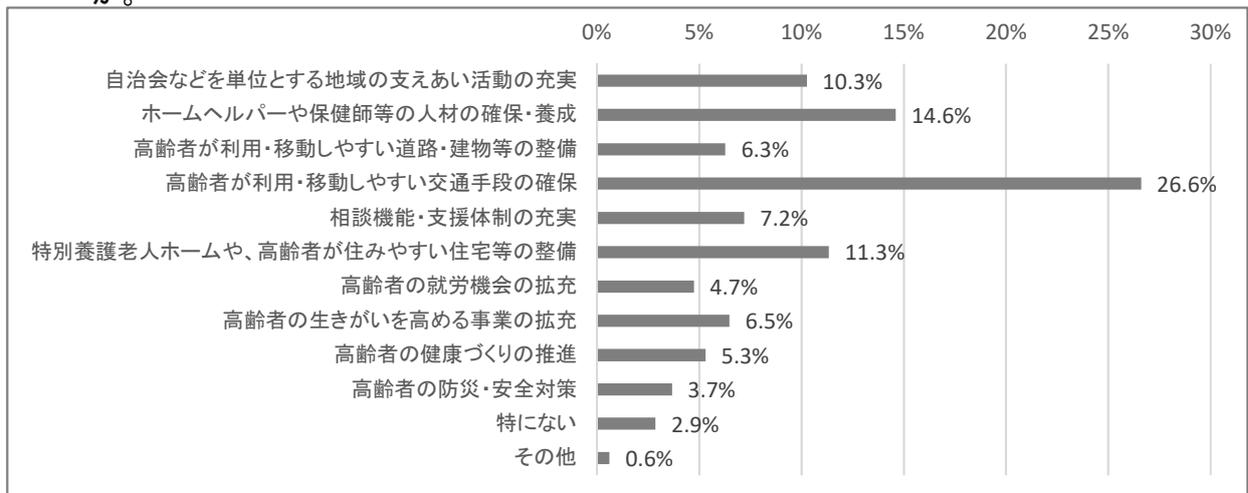


【問34】 健康や福祉等で困ったとき、あなたは誰に相談しますか。
あるいは、誰に相談したいと思いますか。

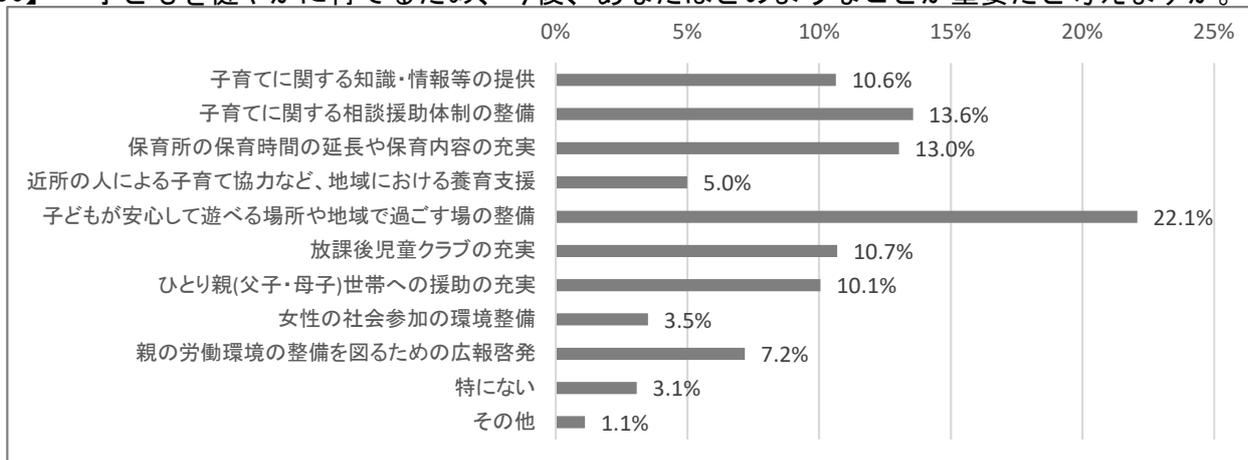


VI. 保健福祉の進め方

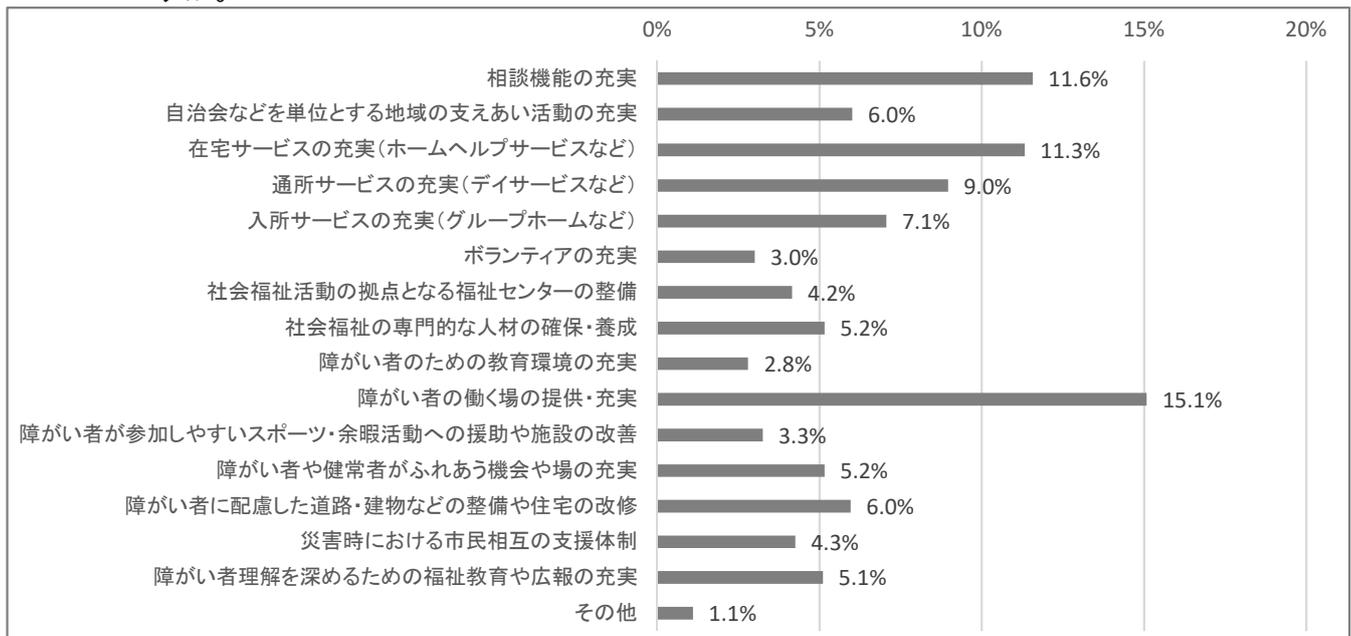
【問35】 高齢者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



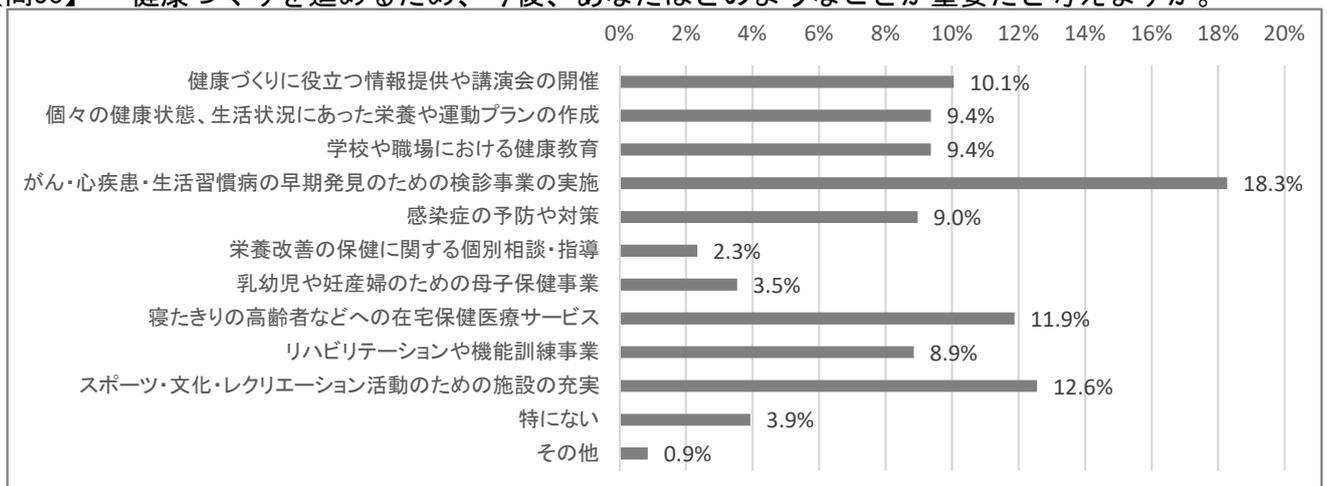
【問36】 子どもを健やかに育てるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



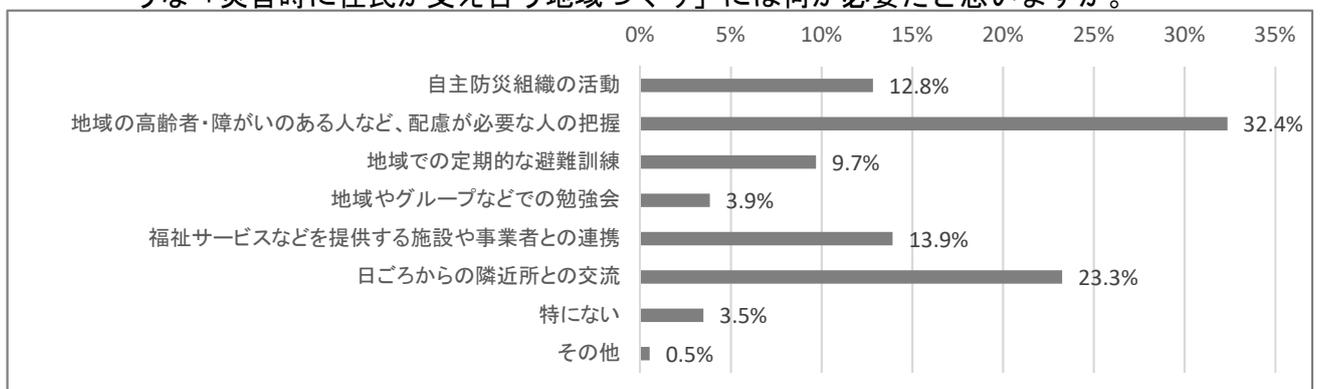
【問37】 障がい者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



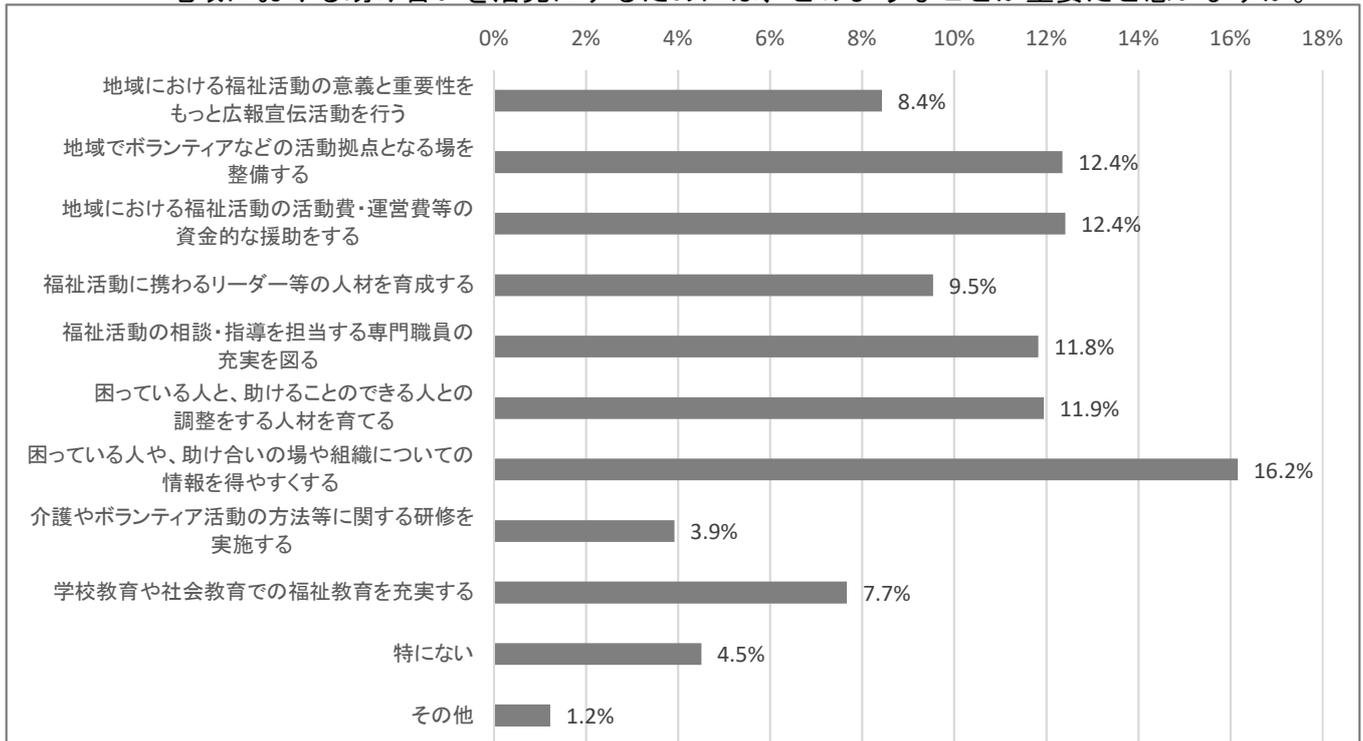
【問38】 健康づくりを進めるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。



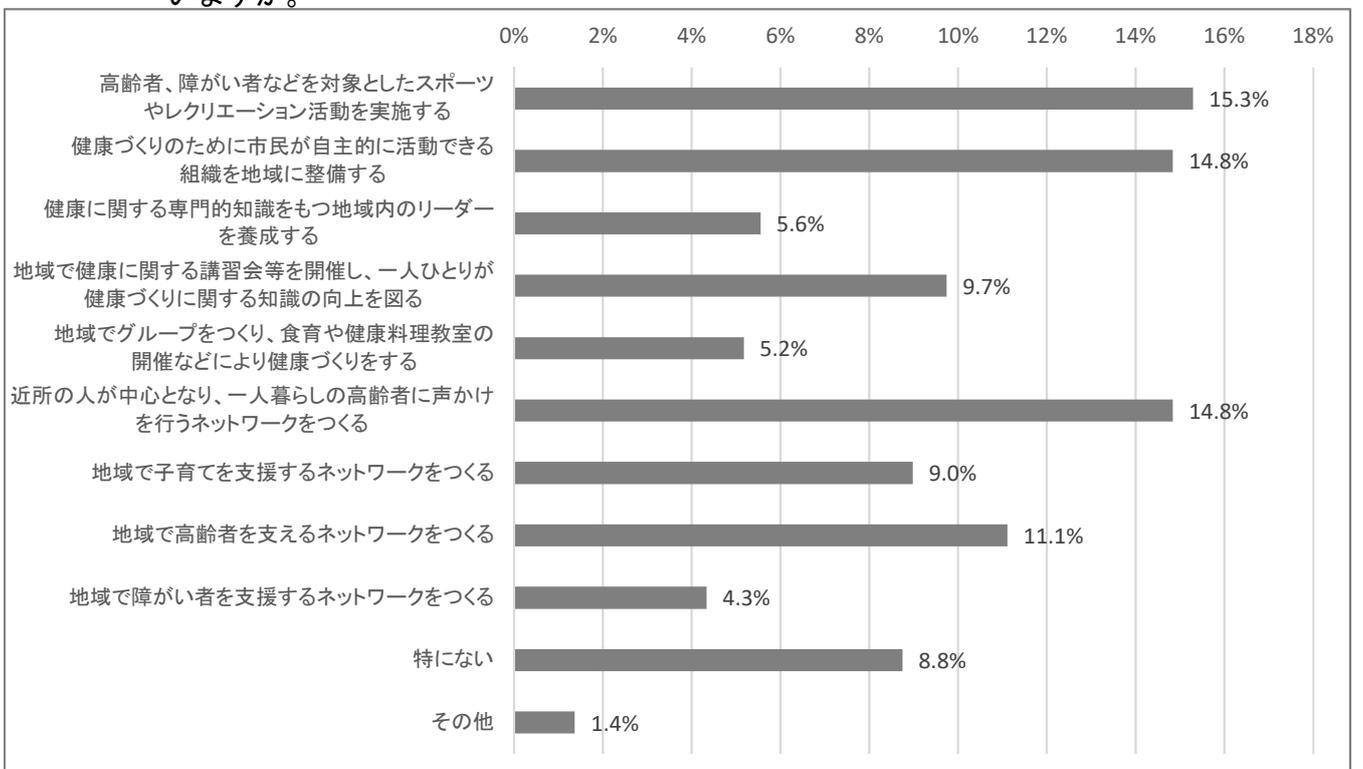
【問39】 現在、市では「避難行動要支援者名簿(※)」の作成を進めています。これは災害が発生したときに地域住民の方々に避難支援などに活用していただくためのものですが、このような「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が重要だと思いますか。



【問40】 核家族化や過疎化が進んでいる日田市においては、今後、高齢化が進む中で地域における助け合いの活動を活発化することが重要になっています。地域における助け合いを活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。



【問41】 誰もが生き生きと健康的な生活をおくるため、地域社会ではどのようなことが重要だと思いますか。



令和7年3月

編集・発行／日田市 福祉保健部 社会福祉課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-23-3111

<https://www.city.hita.oita.jp/>

E-mail syakaifukusi@city.hita.lg.jp